

第7回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (3月4日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	5
○開会の宣告	6
○議会運営委員長報告	6
○招集者挨拶	6
○開議の宣告	7
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○追悼演説	7
○諸般の報告	8
○町長の説明	11
○報告第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
○報告第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
○会議時間の延長	29
○議案第135号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○議案第136号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○議案第137号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
○議案第138号及び議案第139号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
○議案第140号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
○議案第141号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
○議案第142号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
○議案第143号及び議案第144号の上程、説明、質疑、討論、採決	54

○議案第145号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
○議案第146号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
○議案第147号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
○議案第148号の上程、説明、質疑、討論、採決	59
○議案第149号～議案第159号の上程、説明、質疑、委員会付託	61
○決議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
○請願・陳情について	71
○散会の宣告	71

第 2 号 (3月5日)

○議事日程	73
○本日の会議に付した事件	73
○出席議員	73
○欠席議員	73
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	73
○事務局職員出席者	73
○開議の宣告	74
○一般質問	74
角 田 真 美 君	74
円 谷 寛 君	91
橋 本 喜 一 君	111
○休会について	124
○散会の宣告	124

第 4 号 (3月17日)

○議事日程	125
○本日の会議に付した事件	125
○出席議員	125
○欠席議員	126
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	126
○事務局職員出席者	126
○開議の宣告	127
○議会運営委員長報告	127

○議事日程の報告	1 2 7
○議案第 1 6 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 7
○議案第 1 6 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 4
○議案第 1 6 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 9
○議案第 1 6 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 1
○議案第 1 6 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 5
○議案第 1 6 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 7
○発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 8
○予算審査特別委員長報告（令和 3 年度鏡石町各会計予算審査について）及び報告 に対する質疑、討論、採決	1 5 0
○産業厚生常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、 採決	1 5 7
○議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出について	1 5 8
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	1 5 8
○議案第 1 6 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 9
○日程の追加	1 6 0
○意見書案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 0
○閉議の宣告	1 6 2
○町長挨拶	1 6 2
○閉会の宣告	1 6 3
○署名議員	1 6 5

鏡石町告示第19号

第7回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年3月1日

鏡石町長 遠藤栄作

1 期 日 令和3年3月4日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	畑	幸一	君	2番	角田	真美	君
3番	橋本	喜一	君	4番	菊地	洋	君
5番	小林	政次	君	7番	渡辺	定己	君
8番	大河原	正雄	君	9番	今泉	文克	君
11番	円谷	寛	君	12番	古川	文雄	君

不応招議員（なし）

第 1 号

令和3年第7回鏡石町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和3年3月4日（木）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 追悼演説
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 町長の説明
- 日程第 6 報告第 24号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 7 報告第 25号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 8 議案第135号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第136号 鏡石町語学指導等を行う外国青年の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第137号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第138号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第139号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第140号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第141号 がんばるぞ鏡石震災復興基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第15 議案第142号 令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第16 議案第143号 令和2年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第144号 令和2年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第145号 令和2年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第146号 令和2年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第147号 令和2年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第148号 令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第149号 令和3年度鏡石町一般会計予算
- 日程第23 議案第150号 令和3年度鏡石町国民健康保険特別会計予算

- 日程第24 議案第151号 令和3年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第25 議案第152号 令和3年度鏡石町介護保険特別会計予算
 日程第26 議案第153号 令和3年度鏡石町土地取得事業特別会計予算
 日程第27 議案第154号 令和3年度鏡石町工業団地事業特別会計予算
 日程第28 議案第155号 令和3年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算
 日程第29 議案第156号 令和3年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算
 日程第30 議案第157号 令和3年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算
 日程第31 議案第158号 令和3年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算
 日程第32 議案第159号 令和3年度鏡石町上水道事業会計予算
 日程第33 決議案第1号 鏡石町第6次総合計画調査特別委員会設置に関する決議（案）
 日程第34 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	畑 幸一君	2番	角田真美君
3番	橋本喜一君	4番	菊地洋君
5番	小林政次君	7番	渡辺定己君
8番	大河原正雄君	9番	今泉文克君
11番	円谷寛君	12番	古川文雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	渡部修一君	総務課長	小貫秀明君
税務町民課長	長谷川静男君	福祉こども課長	柳沼和吉君
健康環境課長	角田信洋君	産業課長	橋本喜宏君
上下水道課長	吉田竹雄君	都市建設課長	菊地勝弘君
教育課長	根本博君	会計管理者兼 出納室長	倉田知典君
農業委員会 事務局長	圓谷康誠君	農業委員会 会長	菊地栄助君

選挙管理
委員会委員長

草野孝重君

監査委員

根本次男君

事務局職員出席者

議会事務局長

小貫正信

主任主査

鈴木淳子

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（古川文雄君） ただいまから第7回鏡石町議会定例会を開会いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（古川文雄君） 初めに、本定例会の運営について議会運営委員長からの報告を求めます。

4番、菊地洋君。

〔議会運営委員長 菊地 洋君 登壇〕

○4番（議会運営委員長 菊地 洋君） ご報告申し上げます。

第7回鏡石町議会定例会会期予定表。

令和3年3月4日木曜招集、日次、日、曜、会議内容の順で申し上げます。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

◎招集者挨拶

○議長（古川文雄君） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

第7回鏡石町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに第7回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しいところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げる次第であります。

さて、3月に入り、日一日と春らしくなってきました。来週木曜日の11日には、東日本大震災から10年が経過しようとしておりますが、2月13日にその余震と見られる福島県沖を震源とするマグニチュード7.3、震度5強の地震が発生しました。町内の公共施設等が大きな被害を受けたほか、一般住宅や事業所の建物が損壊し、多数の被害が生じております。町としては、早急に災害復旧作業に着手するとともに、一日も早く通常の生活環境が取り戻せるよう国や県等の制度を活用しながら、被災者への支援に努めてまいります。

あわせて、台風19号関連災害復旧復興事業及び被災者支援事業やこのたびの新型コロナウイルス感染症対策についても万全を期してまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

今定例会につきましては、報告2件、条例の一部改正11件、条例の廃止1件、町道路線の廃止1件、令和2年度各会計補正予算7件、令和3年度各会計予算11件、合わせまして33件を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議をいただきまして、同意、議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

- 議長（古川文雄君） ただいまの出席議員数は10名です。
定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（古川文雄君） 本日の議事は、お手元に配付したとおり、議事日程第1号により運営いたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（古川文雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、8番、大河原正雄君、9番、今泉文克君、11番、円谷寛君の3名を指名したいと思います。
-

◎会期の決定

- 議長（古川文雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は本日から3月17日までの14日間としたいと思います。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。
よって、会期は14日間と決しました。
-

◎追悼演説

- 議長（古川文雄君） 日程第3、追悼演説を行います。
去る2月2日、不幸にして病で亡くなりました我が同僚議員、故井土川好高君のご逝去を悼み、総務文教常任委員会委員長から追悼の言葉を求めます。
3番、橋本喜一君。

〔総務文教常任委員長 橋本喜一君 登壇〕

○3番（総務文教常任委員長 橋本喜一君） おはようございます。

ご遺族の参列の下、追悼の演説をさせていただきます。

ご指名をいただきました橋本喜一でございます。

去る2月2日、如月の風とともに他界された故井土川好高議員の在りし日のご尊容をしのび、本日ここにご遺族様の参列の前に謹んで追悼の言葉を申し上げます。

あなたは多くの町民に推され、平成23年に鏡石町議会議員に当選されて以来、令和3年2月までの通算3期9年6か月間、議員として町発展のため尽力されました。

議員在職中は、総務文教常任委員会委員、産業厚生常任委員会委員、議会運営委員会委員、監査委員など多くの職責を担われました。また、議員就任当初から臨時議長の重責を務められ、その功績は誠に顕著なものでありました。生前のあなたは、町政に対する高い識見と人をいたわる温かい人柄をもって、時に厳しく、時に優しく行政を注視しておられました。

スポーツの分野では、ソフトボールを愛し、町ソフトボール協会では平成20年から審判部副部長として、平成30年からは顧問としてご活躍され、平成29年度にはそれらの功績が認められ、町体育協会より体育功労賞を受賞されたのであります。特に思い起こさせられるのは、町スポーツクラブの設立準備における当初からの立上げです。親しみやすさから、じっちゃん、じっちゃんと慕われ、楽しみながらスポーツをするということを教えられました。NPO法人かがみいしスポーツクラブは、じっちゃんなくしては設立の運びとならなかったはずです。その功績は計り知れないと思います。

また、ボランティア活動では、鏡石3区の代表として14年間、町交通安全協会を務め、平成24年からは、6年間は交通安全協会長として交通安全政策の要として尽力されました。私も先輩として尊敬いたしておりました。

議員活動もこれからますますご活躍されるという3期目途中でのご逝去は、さぞかし無念であったらうとご推察いたします。このたび突然に不帰の客とされましたことは痛恨の極みでございます。再びあなたと相見えることはかないませんが、あなたの幾多のご功績は長くたたえられることでありましょう。

申し上げれば限りなく惜別の情は尽きませんが、今ここに数々のご遺徳をしのんで、謹んで哀悼の意を表し、心よりご冥福をお祈り申し上げ、ご家族様の前途限りないご加護を賜りますよう念じまして、追悼の言葉といたします。

令和3年3月4日、鏡石町議会総務文教委員会委員長、橋本喜一。

◎諸般の報告

○議長（古川文雄君） 日程第4、諸般の報告を行います。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） おはようございます。

例月出納検査の結果を報告申し上げます。

項目ごとに3か月分をまとめて報告いたします。

例月出納検査報告書。

1、検査の対象、令和2年11月分、令和2年12月分、令和3年1月分、以上について、それぞれ一般会計、上下水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。

2、実施年月日、令和2年11月分につきましては、令和2年12月25日金曜日、午前9時53分から午後零時10分まで、令和2年12月分につきましては、令和3年1月25日月曜日、午前10時10分から午後零時10分まで、令和3年1月分につきましては、令和3年2月26日金曜日、午後1時29分から午後3時14分まで、以上のおり実施いたしました。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者、職氏名、各月の検査時におきまして、会計管理者兼出納室長、上下水道課課長ほか2名の計4名の方々の出席をいただきました。

5、検査の手續、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手續を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、令和2年11月分、令和2年12月分、令和3年1月分とも各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはございませんでした。

なお、各月末日における現金、預金、基金の残高は添付資料のとおりでございます。

以上のおり報告いたします。

○議長（古川文雄君） 次に、事務組合等議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合の報告を求めます。

3番、橋本喜一君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 橋本喜一君 登壇〕

○3番（須賀川地方広域消防組合議会議員 橋本喜一君） 令和3年2月須賀川地方広域消防組合議会定例会日程表。

議事日程第1号、令和3年2月15日月曜日、午後3時20分開議。

第1、会期の決定。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。

第4、議案第2号 須賀川地方広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例。

第5、議案第3号 令和2年度須賀川地方広域消防組合一般会計補正予算（第2号）。

第6、議案第4号 令和3年度須賀川地方広域消防組合一般会計予算。

第7、議案第5号 須賀川地方広域消防組合消防施設整備基金条例。

以上、全ての議案は承認、可決されました。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 次に、須賀川地方保健環境組合の報告を求めます。

11番、円谷寛君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 円谷 寛君 登壇〕

○11番（須賀川地方保健環境組合議会議員 円谷 寛君） 11番議員の円谷寛でございます

が、須賀川地方保健環境組合議会の定例会の報告を行いたいと思います。

定例会は令和3年2月8日午前10時から行われました。

まず、この定例会の冒頭に、当保健環境組合議会の議長でありました佐藤栄久男さん、須賀川の市議員からの選出の議員なんですが、その2日前に亡くなられたということで、黙禱をささげました。その前日は、先ほど追悼演説がありました井土川議員の葬式でございました。続いての訃報に大変驚いた次第でございます。

会期の決定は、1日限りであります。

会議録署名議員は省略をいたします。

専決処分の承認を求めることについては、皆さんにご配付の資料のとおり、地方自治法の改正に基づいたものでございます。

その次は、議案第2号として、須賀川地方保健環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これも別紙のとおり採決をされております。

須賀川地方衛生センター条例の一部を改正する条例も、この別紙の資料のとおりでございますので、参照にさせていただきたいと思います。

議案第4号は、令和3年度須賀川地方保健環境組合の一般会計予算でございますが、これは大幅な継続費の補正が含まれておりますが、これは今、長沼に建設をしようとしております最終処分場の工事が遅れていると。そういうことによって繰越しになって、継続費となって計上されておりますので、この資料をぜひ参照にしてご了解をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

大変失礼いたしました。審議の結果、全て議案は提案どおり可決をされております。申し訳ございません。

○議長（古川文雄君） 次に、岩瀬公立病院企業団の報告を求めます。

8番、大河原正雄君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 大河原正雄君 登壇〕

○8番（公立岩瀬病院企業団議会議員 大河原正雄君） おはようございます。

公立岩瀬病院企業団議会の報告をさせていただきます。

令和2年12月公立岩瀬病院企業団議会定例会議事日程、令和2年12月25日（金）、午後2時開会。

議事日程第1号、第1、仮議席の指定。

第2、議長の選挙であります。この議長の選挙でありますけれども、須賀川市議会議員は半期交代、本来であれば1期4年を務めるところでありますけれども、半期交代になっております。そこで、全員が辞表を出しまして、新たに須賀川市から選出された議員の中で議長選挙を行ったところであります。須賀川市の石堂議員が新議長に選任をされております。

議事日程第2号、議席の指定。

第2、会期の決定。

第3、会議録署名議員の指名。

第4、議案第8号 専決処分の承認を求めることについて（補正予算第1号）。

第5、議案第9号 専決処分の承認を求めることについて（補正予算第2号）。

第6、議案第10号 専決処分の承認を求めることについて（企業長の給与及び旅費に関する条例の一部改正）。

第7、議案第11号 専決処分の承認を求めることについて（補正予算第3号）。

いずれもこの4件の議案全て可決、承認をされております。

なお、詳しくはお手元に配付の資料にお目通しをいただきたいと思います。

公立岩瀬病院企業団の報告を終わります。

○議長（古川文雄君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○議長（古川文雄君） 日程第5、所信及び行政報告として町長の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日ここに、第7回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当

たつての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、2月2日に町議会議員、井土川好高氏が病魔に侵されお亡くなりになりました。ここに謹んで哀悼の誠をささげます。

井土川氏は平成23年9月、地域の皆さんから厚い信頼を得て、町議会議員に初当選して以来、通算3期9年6か月の間、議員として町発展のためご尽力されました。

議員在職中は、総務文教常任委員会委員、産業厚生常任委員会委員、議会運営委員会委員、議会選出の監査委員など多くの職責を担われました。

また、ボランティア活動では、鏡石3区の代表として14年間、町交通安全協会役員を務め、平成24年から6年間は交通安全協会会長として、日々、交通安全活動にご尽力されました。

町政に対する厚い識見と、温厚篤実で律儀な人柄をもって、行政を注視しておられました。

改めて、故井土川好高鏡石町議会議員の生前のご功績とご労苦に対し、心から感謝を申し上げますとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。

さて、一昨年12月以降、中国湖北省武漢市において新型コロナウイルスが発生し、短期間で全世界に拡大し、現在も感染者や死者の増加が続いている状況にあります。

国内においても感染拡大に歯止めがかからない状況となり、政府は1都3県を対象に1月8日から2月7日までの1か月間、緊急事態宣言が発出され、以降、1都3県に対しては3月7日まで期間が延長されているところでありますけれども、さらに2週間程度再延長する意向であります。

県内においても複数のクラスターが発生するなど感染者が急増したところであり、感染収束の兆しが見られない状況から、1月13日から2月14日まで、福島県新型コロナウイルス緊急対策機関として、県民に不要不急の外出自粛要請や事業者に対する午後8時から午前5時までの時間帯の営業自粛要請が行われたところです。

そのような状況において、町内において、昨年12月29日に初めて感染者が確認されたところですが、以降、1月5日までの間に9名の感染者が確認され、感染者は10名となりました。

町では町長メッセージを発して、広く町民の皆様にお知らせと感染防止の協力を求めるとともに、ホームページ、新聞折り込みや防災無線による広報を通し注意喚起を行ったところです。

また、県の緊急対策期間に併せ、公共施設の午後8時までの利用制限、学校における部活動や特設活動の休止、時短要請に協力する飲食店等への町独自の協力金の支給などの地域振興対策などの対応をしてきたところです。

新型コロナウイルス感染症の収束と日常生活の回帰に期待が高まるワクチンについては、

アメリカのファイザー社のワクチンが2月14日に正式承認され、医療従事者に対する接種が先行して行われ、4月からは65歳以上の高齢者を対象に行われる予定となっております。

そのことから、町においては2月1日に鏡石町新型コロナウイルスワクチン接種プロジェクトチームを設置し、ワクチン接種事業を円滑かつ迅速に執行するための体制づくりを進め、今後も全力で最優先に取り組めます。

また、東日本大震災から間もなく10年が経過しようとしております。しかしながら、本県の大きな課題である風評被害の払拭にはいまだ至っておらず、放射線による健康や食の安全に対する不安は、今もなお続いております。

そんな中、2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震では、町内で震度5強の揺れを観測しました。この地震により町内の公共施設や上水道施設が大きな被害を受けたほか、道路の陥没や法面・路肩の崩落、一般住宅や事業所等の建物が損壊し、多数の被害が生じており、一部断水となるなど、生活環境に大きな影響が出ているところです。現在、詳細な調査が進められており、その数は増加していくものと考えております。

町としては、早急に災害復旧作業に着手するとともに、一日も早く通常の生活環境が取り戻せるよう国や県などの制度を活用しながら、被災者への支援に努めていく考えです。人命第一に、今後もしっかりと対応してまいります。

また、令和元年東日本台風では、本町の成田地区で阿武隈川と鈴ノ川の堤防が決壊し、これまでの浸水被害を超える大水害となりましたが、国が進める遊水地事業等の事業化に向けては、3月中には国から測量結果が公表される予定であることから、地域住民と一緒に協働しながら国や県へ要望していきます。

これまでに被災された皆様への支援はもとより、一刻も早く生活環境を取り戻すために、震災及び水害からの災害復旧・復興並びに新年度についても、引き続き原子力災害関連への対策についても、全力で取り組んでいきたいと考えております。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が1年延長され、聖火リレーについても1年延長されておりますが、檜葉・広野町、Jヴィレッジを3月25日に出発地として実施されることとなっております。

県内の気運醸成を図るため、県内21市町村で聖火リレートーチが巡回展示されており、鏡石町においては、1月6日から11日の6日間、町公民館玄関ロビーに展示し、約300名の方に観覧いただきました。

福島県内での聖火リレーは、3月25日木曜日から27日土曜日の3日間、県内26市町村で聖火リレーが行われ、27日土曜日には須賀川市内で聖火リレーが予定され、鏡石町ゆかりの聖火ランナーとして、関蒼さんが聖火をつなぐこととなります。新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、応援をよろしくお願いを申し上げます。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策として、1月の臨時議会で議決いただきました飲食店に対する緊急助成につきましては、2月末現在、福島県が要請している酒類を提供している飲食店業の午後8時までの時短営業に対して、1月13日から2月14日までの間で協力した事業者が18件、時短営業の対象でない飲食店業が8件、観光関係業者が2件でありました。感染症の拡大に伴いまして、打撃を受けたこれらの事業者に対して総額380万円の支給をしたところです。

また、昨年10月に町商工会で発行した飲食店専用の商品券につきましては、年末年始にかけて県内で急激な感染拡大や町内で感染者が発生したため、使用期間を5月末に延長としたものと交換をお願いしておりましたが、先月末までに5,455枚、金額で272万7,500円が交換されました。

町内飲食店は、全国での感染拡大当初から万全の感染症防止対策を取っております。町民の皆様には感染防止のルールを守って、安心して飲食を楽しんでいただけますようお願い申し上げます。

今後も町商工業の振興のため、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する支援はもとより、各種の支援を行っていきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症の影響で外出を自粛し、家で過ごすことが増えてきていることから、子どもたちが家庭で本に親しむ機会をつくるため、読書応援事業として、学校図書と町図書館の蔵書の充実を図っているところです。

町体育施設についても、新型コロナウイルス感染症対策として、鳥見山陸上競技場では1階会議室にエアコンを設置し、また、鳥見山体育館と町構造改善センターにあっては、トイレ設備を改修して衛生環境を改善し、施設利用者や避難者の感染拡大防止対策を図るため、改修工事を進めているところです。

さらにコロナ禍の影響で、学生生活に大きな影響を受けている大学生などへ、生活支援のための学生応援事業については、2月4日から申込みを受け付けし、現在まで167件の申込みがありましたので、順次、福島牛500グラムと牧場のしずく（米）5キログラムを送って、コロナ禍にありながらも頑張っている学生を応援いたします。

さらには、10月5日から開始した妊婦と満1歳から18歳の子どもを対象としたインフルエンザ予防接種費用の助成については、2月末現在で妊婦18名、子ども668名に対して行ったところです。

また、福祉施設に空気清浄機やサーマルカメラの整備、消毒液の購入、事務所等の換気対策として網戸を設置しました。

町内で活動する地域サロン12団体において、感染拡大防止のため、消毒液などの衛生用品

購入の助成を行ったところであります。

昨年12月には、障がいによりマスクの購入機会が確保できない障がい者に、感染拡大防止の一環として、対象者631名にマスクを送付いたしました。

また、感染により重篤化するリスクが高い高齢者の感染拡大防止対策を図るため、対象者1,710名にマスクを送付いたしました。

屋内運動施設の利用を回避し、健康増進を図られるよう鳥見山公園内に健康器具を設置するための工事は1月末に契約着工しており、繰越事業として現在工事を施工中であります。

新型コロナウイルス感染症の影響による地方税の納税が困難な方に対する徴収猶予につきましては、1月末現在、5事業者に対し金額で251万8,100円の猶予を行っており、同じく国民健康保険税の減免については、9世帯に対し103万8,900円の減免を行っているところです。あわせて、上水道料金の支払いが困難な使用者に対する納期延長の緊急措置を実施しています。

また、国の特別定額給付金の対象とならない新生児のご家庭に対します給付金、鏡石町新生児応援特別給付金につきましては、2月末までに55件の給付を行っております。

次に、令和元年台風19号による被災者支援対策としては、県の民間賃貸住宅の借り上げの住まいに係る支援については、当初から1年間期間が延長され、現在、8世帯が継続して入居しております。

また、農地や農業用施設の災害復旧事業につきましては、今月中の工事完了を目指して施工中であります。

被災により生活環境保全上の支障となっている被災家屋等の解体撤去処理については、公費により行う業務委託を5件発注、また、自費により進めている方については、費用償還の申請を19件受理し、交付のための作業を進めております。いずれも本年度中に事業を完了するものであります。

原子力災害対策関連事業としての鏡田地区除染用仮置場原形復旧として借用している土地を地権者に返還するための設計業務が2月末に完了したことから、速やかに工事に着手してまいりたいと考えております。

原発事故による放射能汚染に伴う自家消費野菜の検査並びに学校給食食材放射能測定事業については、現在まで基準を超えるものは検出されておられません。なお、学校給食食材放射能測定事業については、原子力災害から10年が経過し、近年、基準値を超える食材は検出されておらず、また、市場での出荷農作物についても安全が確保されていることから、令和2年度をもって終了する予定としております。

1月10日に予定していた成人式は、昨年末から首都圏など全国的に新型コロナウイルス感染症が急速に拡大したことから、命を守るためにも感染リスクの軽減と感染拡大防止対策の

ため、さらに、感染拡大地域に居住する新成人の参加が困難であり、一生に一度の晴れの成人式に安心安全に参加できる機会の確保が困難と判断し、やむを得ず延期することとし、改めて新成人の移動の負担を考慮し、ゴールデンウィーク中の5月2日に開催を予定しましたので、対象者へ再度、挙行の案内を発送したところです。

社会資本整備総合交付金事業として、消防署から鳥見山公園までの笠石476号線歩道新設工事をはじめ、ほか2件の工事と2件の業務委託については、昨年度からの繰越事業と併せて、今月中に全て完了する見込みとなっております。

また、1月末に久来石行方蓮池西線ほか5事業について、国の第3次補正予算に係る補助金内示がありましたことから、今定例会において補正予算及び繰越明許費の議案を計上しましたので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

地域づくりの核である鏡石まちの駅「かんかんてらす」の売上げは、年度当初、最初の全国一斉での緊急事態宣言によりまして、対前年対比がマイナスでのスタートとなりました。その影響は夏の終わり頃まで続きましたが、秋口の9月分から対前年比がプラスに転じて、今年1月末現在で総売上げは1,909万5,424円と対前年比15.8%の増となっており、昨年12月には1か月の売上げの過去最高額となる291万3,000円余りを記録しました。

主たる要因は、季節のブドウなどの出荷が本格的になり、さらに新鮮なイチゴなど安定して生産してくださっている町内農業者や加工品の生産者のおかげであると考えております。ただ、売上げの向上は大切ですが、この施設においては町民や来町者との交流なども大切な施設の機能であります。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をしっかりとしながら、適切な交流の場の提供を行っていきたいと考えております。

地域連携交流事業として、昨年2月に郡山女子大学などを運営する学校法人郡山開成学園と食と健康の分野において連携協定を締結いたしました。2月21日に郡山女子大学附属高校の食物科の生徒の皆さんが発案した鏡石町ふるさと特産品の商品開発発表会を開催いたしました。町内産の岩瀬きゅうりと特別栽培米・牧場のしずくを使用した鏡石リゾートは、防災食・非常食も兼ねることのできるレトルト食品として商品化できました。そのほか、町内産リンゴを入れたりんごどら焼きなど5商品も同時に完成し、パッケージは美術科の生徒の皆さんがデザインしたものです。どれも試作と試食を重ねた成果であり、生徒の皆さんの思いが伝わり、大変すばらしい商品となりました。新商品は、どれも食材の良さが十分に伝わるつくり方となっており、ただおいしいだけでなく胸に響く商品として、作り手の思いを伝えながら、町の特産品として多くの方に商品をPRしていきたいと考えております。今後、順次、かんかんてらすなどで販売をしてまいりますので、購入していただき、ご賞味いただければ幸いです。

この新商品の開発とともに、商品を知ってもらうことの大切さ、今後も商品の改良や、さ

らに磨き上げられた新商品の開発にも引き続き取り組んでまいります。

次に、第5次総合計画に基づく5つの行政分野別目標の事業について申し上げます。

1つ目の「町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります」として、町税の収納状況につきましては、普通税と国民健康保険税を合わせた収納率が前年同期の収納率に比べ0.86ポイントの増加となっております。今年度は新型コロナウイルス感染症の関係から、全庁的な臨戸個別徴収が行えないなど厳しい状況の中、滞納者への早期納付勧奨や滞納処分等による徴収も強化してきたことが収納率アップへつながったと考えております。今後も新たな滞納を生まないという観点から、新規滞納者に対する納税意識の高揚や早期の納税相談等に努め、より一層の収納率向上を図ってまいります。

また、コンビニ収納業務における昨年12月末の実績は、前年同期に比べ件数で672件増の9,498件、納税額で821万2,000円増の1億2,834万2,000円となっております。どこでも、いつでも納付できるという便利さから、その効果は確実に表れていると考えており、税の公平・公正の確保のため、今後もさらなる収納強化対策を講じてまいります。

鏡石町におけるマイナンバーカードの発行状況につきましては、1月末現在、2,223件の申請に対し、2,050件を交付しているところであり、町の1月末の現住人口を対象とした場合の申請率は18.1%、交付率は16.7%となっております。これからも、マイナポイント事業をはじめとした国の政策を注視しながら、引き続き本制度の周知を図るなど、カード発行の推進に努めるものであります。

2つ目の「心豊かで人を育て、地域文化を大切に作る鏡石をつくります」として、教育・文化・スポーツ・健康づくり事業に取り組んでおり、新型コロナウイルス感染症対策と併せての大変窮屈な教育活動となってしまっているところではありますが、各学校・幼稚園においては、卒業・卒園式を控え、総まとめの時期として学習の効果測定や、進級・進学に備えた学習が行われております。

第二小学校整備事業については、開校し37年が経過し、学校施設及び設備の老朽化が見られ、日常的に利用時間の多い校舎、特に照明と内装、さらにトイレの改修を優先的に行う方向で進めていくこととしております。なお、駅東区画整理事業の進展により、第二小学校学区の児童が急増していることもあり、町全体としての将来的な児童数の推移を考慮した改修工事に向けた実施設計業務を委託したところであり、照明及び内装については、今度の児童の推移等を考慮し、実施設計が完了次第、改修工事を進めていく予定であります。

この改修工事のうち、予定しているトイレ改修は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、本定例会でトイレ改修工事費の補正予算を上程し、令和3年度にトイレ改修を行う予定としております。

生涯学習文化協会と公民館の共催事業として開催していますジョイフルライフ講座をはじめ

め、公民館事業として開催したアドベンチャークラブや大人の講座の事業については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年より遅れての開講となり、また、感染症緊急対策などに伴い、事業の中止や縮小せざるを得ない状況での事業となってしまいました。2月末までに各講座等の閉校式を行うことができました。

町民保健と健康づくりの支援における高齢者食生活改善訪問事業「健幸食生活応援事業」では、管理栄養士や保健師による高齢者訪問は、新型コロナウイルス感染予防対策としての電話による聞き取りも含め、訪問回数109回、前年比25回の増、指導対象者は157名、前年比43名の増となりました。

また、栄養教室は、新型コロナウイルス感染予防のため定員を従来の半分にして5回開催し、参加者は45名となっております。

さらには、幼稚園・保育所での食育教室を6回開催したところであります。

3つ目の「地域で支え合う、人にやさしい鏡石をつくります」につきましては、鏡石町健康福祉センター建設に向けた地質調査業務委託を発注し、実施設計の取組と併せ、各関係機関との協議等を進めております。

高齢者福祉の充実として、令和3年度から令和5年度を計画期間として、第9期高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画を関係機関・団体の皆様からご意見をいただき策定しました。今定例会に保険料の見直しに伴う介護保険条例の一部を改正する条例を提出しておりますので、ご審議の上、議決賜りようお願いを申し上げます。

児童福祉の充実として、令和3年度の認可保育施設と町立幼稚園の入所・入園申込みを10月20日から11月6日まで実施し、各施設と利用調整を行い、356名の保護者の皆様には1月に結果をお知らせしました。なお、お子さんの入所希望者が増えておりますが、待機児童が発生しない状況となっております。

また、認定こども園整備事業における認定こども園岡ノ内幼稚園の園舎増改築事業については、令和2年、3年の2か年事業として国・県の交付金が決定し、2月28日に起工式が行われたところです。

また、新生児の保護者へ商品券を給付するのびのび子育て応援券支給事業については、1月末現在59件の給付を行っており、子育ての一助として利用されております。加えて、婚姻を祝福するためのオリジナル結婚記念証についても、1月末現在39組の新婚カップルに記念証及びフォルダーを発行したところです。

障がい者福祉の充実においては、今年度から須賀川市・天栄村・鏡石町で共同設置し、須賀川社会福祉協議会に運営を委託して事業開始したすかがわ地方基幹相談支援センターは、身近な地域で支援を受けられる相談窓口として、障がい者事業所などの関係機関と連携して業務に取り組んでいるところであります。

次に、4つ目の「新しい産業を開花させ、活力あふれる鏡石をつくります」としての水田農業の推進については、主食用米の販売価格は、米の需給状況に応じて米価が決定される市場価格方式へとシフトしています。現在は、昨年からの新型コロナウイルス感染症拡大による外食需要の急激な減少により、民間の米の在庫が積み上がり、令和2年産米は前年よりも低い価格で取引されています。今後の見通しについて農林水産省は、令和3年米の需要見通しが令和2年産より最大で11万トンの減の705万トンになる見込みとの発表をしました。ここ数年の傾向として、毎年10万トン前後の需要が減少しており、人口減少傾向も相まって、米の消費量の減少が顕著であるとの見方を示しています。

このように年々減少していくと予想されている主食用米の需要に対して、それに応じた生産量の調整に努めなければ、令和2年産米のように米価の下落に歯止めがかからなくなってしまいます。このことから、経営安定対策に向け、各農家に生産数量（面積）の目安の提示と各種の制度について、例年、説明会を各地区で開催していたところですが、今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、文書配布による情報提供となりました。

これらの状況から、国・県も含め、町ではこの主食用米の価格の下落に対して、各種の助成金によって比較的安定な所得が得られる飼料用米を中心とした非主食用米への転換を推進しております。このように経営の安定を進めるとともに、水田の主食用米だけでなく、その他の作物によるフル活用に向けた支援に努めてまいります。

農地再生プロジェクト事業「田んぼで油を採ろう・かがみいし油田計画」は、収穫された菜種について、「なたねの雫」として、鏡石まちの駅かんかんでらすで販売のほか、今年度からふるさと納税の返礼品として登録しております。今年も町内外にPRして、安全でおいしく健康にも良い鏡石産の菜種油の提供に努めてまいりたいと思います。

5つ目の「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります」の鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、第3工区内の健康福祉センターの敷地の造成工事や外周道路築造工事の5事業を施工中であります。盛土工事1件と道路改良工事1件、さらには国の第3次補正予算の事業1件が繰越事業となる予定であります。

また、第1工区内の街区公園として、東町公園第2期整備工事や不時沼公園遊具更新工事が完了し、両公園とも供用を開始しております。

新浄水場建設工事につきましては、4年間の工期を設定して進めており、間もなく2年目が終了しようとしています。今年度整備予定の工事は予定どおり進捗しており、管理棟などの築造工事につきましてはおおむね完成いたしました。

そのほか、本年度の拡張事業計画としては、水源改修工事を進めております。なお、事業完了には1年ほどの期間が必要となりますので、繰越事業での施工についてご理解をお願いいたします。

公共下水道においては、社会資本整備総合交付金事業により下水道施設の長寿命化対策を計画しており、今年度予定している施設の更新工事は予定どおり進捗しております。

次に、新年度予算の概要について申し上げます。

令和3年度の予算編成に当たりましては、国や県の動向や住民ニーズ等の情報収集と各種事業の緊急度、優先度を考慮し、今後行政が担うべき役割を検証した上で、限られた財源で最大の事業効果を発揮すべく、より一層の創意工夫を行ってまいります。

その中で、事務事業の必要性と将来性を見据えたゼロベースからの見直しによる取組と、いまだに先行き不透明な新型コロナウイルス感染症対策とした新しい生活様式などに向けた、将来を見据えた持続的な対策に全力で取り組んでまいります。

また、令和元年東日本台風による浸水対策として、国が進める遊水地事業等の治水対策にも地元との調整を図りながら取り組んでいきます。あわせて、各行政区で開催したまちづくり意見交換会において出された要望事項については極力予算化し、事業に反映させてまいります。

本町の持続的な発展のためには、被災前から計画していた各種事業を可能な限り進めていくこととし、子どもから高齢者までが笑顔と健康で暮らせる町づくりの拠点となる健康福祉センター整備事業、子どもたちの学舎の環境整備としての老朽化対策改修となる第二小学校整備事業の事業推進に努めるほか、駅に降りてみたくなる事業として鏡石駅周辺における駅利用者の利便性向上や防災機能の強化を図るため、駅東口整備の推進に努めてまいります。

今後の人口減少対策や地域活性化などに活用する地方創生への対応や町政運営の基本方針を示す第5次総合計画の最終年度として総仕上げを行うとともに、町の将来像である「かわる かがやく“牧場の朝”のまち かがみいし」の実現に向けた5つの町づくりの目標を基軸に、各種事業の重点的かつ効果的な配分に努めることとし、各種事業を着実に展開してまいります。

令和3年度当初予算額を申し上げますと、一般会計については、前年比10.7%増の63億円、特別会計、企業会計を合算した総額につきましては、前年度比8.5%増の118億9,596万4,000円となりました。

次に、一般会計の歳入歳出予算の概要について申し上げます。

一般会計における歳入の概要は、歳入全体の約23%を占める町税は、震災前まで回復していますが、地方の景気回復については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、依然として厳しい経済状況であります。

個人町民税は、前年比10.0%減の4億6,625万円、法人町民税は18.3%減の7,775万円、固定資産税においては7.7%の減の7億6,537万7,000円、町税全般では、前年比8.5%の減となっております。

地方交付税は、臨時財政対策債を含め、前年比4.2%の増、16億9,344万2,000円を計上しており、増加の要因は、臨時財政対策債の増によるものです。

令和3年度においても財源の確保が大変厳しく、将来の財政負担に配慮しつつ、町債新規発行、基金の取崩しなどの措置により財源を確保したところであります。

基金からの繰入金については、財政調整基金から3億5,048万5,000円のほか、庁舎新築基金から1億1,500万円、福祉基金から1億7,000万円など、全体で7億1,645万8,000円を計上しております。

町債については、臨時財政対策債を除き、4億5,500万円を計上しております。

一方、歳出面においては、新型コロナウイルス感染症対策としてのワクチン接種事業や食育に関する事業、健幸食生活応援事業、出生支援事業として不妊治療・出産支援事業、子ども子育て支援事業、水の安定供給体制の強化を図る第5次上水道拡張事業などを展開しつつ、引き続き徹底した事務事業の見直しと経常経費の圧縮を図りながら、町政運営の基本方針を示す令和3年度が最終年度となる第5次総合計画の下に、新たな感覚で施策評価を行い、総合計画の基本理念「やさしさとふれあい」、「復興と進化」を基軸に、さらに、人口減少の克服と地方創生に向け各種事業を着実に推進していくこととし、重点的かつ効果的な配分に努めた予算編成としたところであります。

主要事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業、原子力災害対策関連事業、子育て支援関係事業、進化する鏡石実行プロジェクトとした4分野と第5次総合計画における行政分野別施策として5分野の事業に取り組むこととしております。

初めに、主要事業の新型コロナウイルス感染症対策事業としては、ワクチン接種事業、ワクチン接種体制確保事業、感染症対策事業で総額6,575万3,000円。

原子力災害対策関連事業としては、ふくしま森林再生事業、食品等モニタリング事業、風評被害対策事業、原子力災害対策補完事業で、総額2,432万1,000円。

子育て支援関係事業としては、妊婦健康診査事業、産前産後家庭支援ヘルパー派遣事業、子育て世代包括支援センター事業、出生支援事業としての特定不妊治療費助成、病児保育事業、のびのび子育て応援券支給事業などで、総額で1,510万2,000円。

進化する鏡石実行プロジェクトとしては、駅に降りてみたくなる事業、通りを歩いてみたくなる事業、住んでみたくなる事業で、総額6,813万3,000円などにより取り組むこととしております。

次に、第5次総合計画における行政分野別施策としては、町民参加と行財政運営分野では、公共施設等総合管理計画改訂事業、RPA、いわゆるロボット自動化等導入事業、ふるさと鏡石ありがとう事業、第6次総合計画策定事業、公共施設等維持管理事業で、総額で1億3,078万9,000円。

教育・スポーツ・健康づくり・文化振興分野では、健康診査データ分析支援システム導入事業、第二小学校整備事業、情報化教育推進事業、特別支援教育事業、食育奨励金支給事業、東京2020オリンピック記念事業、地域医療充実・推進事業で、総額で3億4,862万7,000円。

福祉・安全安心・コミュニティ形成分野では、健康福祉センター整備事業、防災対策事業としてのドローン操作講習会、消防団員安全装備購入事業、健幸食生活応援事業、保育施設運営補助事業、民間の認定こども園整備事業等事業、児童ふれあい交流館事業としての放課後児童クラブ、空き家対策事業、高齢者運転免許証自主返納者サポート事業で、総額で42億9,243万円。

産業振興分野では、農業省力化支援事業、園芸作物推進支援事業、多面的機能支払交付金事業、農地再生プロジェクト事業としての「かがみいし油田計画」、水田フル活用推進事業、農業人生応援プロジェクト事業、創業スタートアップ支援事業、地域づくり事業としての鏡石まちの駅運営事業などで、総額2億1,820万9,000円。

都市整備・都市開発分野では、鏡石駅東第1土地区画整理事業、社会資本整備総合交付金事業、公道及び生活関連道路整備事業、第5次上水道拡張事業で、総額24億8,630万4,000円であります。

また、新型コロナウイルス感染症対策関連費の繰越事業では、鳥見山公園健康器具設置事業、まちなか魅力創出事業、第二小学校整備事業のトイレ改修、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、プレミアム商品券発行等で、総額1億3,594万円などにより取り組むこととしております。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

報告第24号 専決処分した事件の承認につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として、町が主体となり実施する新型コロナウイルスワクチン接種に必要な予算を計上し、令和3年2月8日付で専決処分した令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第10号）を報告しその承認を求めるものであり、報告第25号 専決処分した事件の承認につきましては、2月13日に発生した令和3年福島県沖を震源とした地震により被災した公共施設等の復旧事業に必要な予算を計上し、令和3年2月14日付で専決処分した令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第11号）を報告しその承認を求めるものであり、議案第135号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職員の通勤手当の上限額を改定するため所要の改正を行うものであり、議案第136号 鏡石町語学指導等を行う外国青年の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、現在、小学校に派遣している外国語指導助手を町が直接雇用することから、その報酬規定を追加するため所要の改正を行うものであり、議案第137号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職員の期末手当支給額の改定に伴う会計年度任用

職員の期末手当の支給率を改定するため所要の改正を行うものであり、議案第138号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新型コロナウイルス感染症が感染症法の改正により法的位置づけが変更されたことに伴う所要の改正を行うものであり、議案第139号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法施行令の改正に伴い、国保税の軽減判定所得基準の見直しが必要となったことから、所要の改正を行うものであり、議案第140号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画において改定された介護保険料率に改正するものであります。

議案第141号 がんばるぞ鏡石震災復興基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、東日本大震災関連の新規事業の見込みがなく、基金設置の必要性が終了したため廃止するものであります。

議案第142号 令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第12号）につきましては、年度末の事業確定に伴う整理予算であります。主な歳入は、震災復興特別交付税3億4,590万5,000円の減額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,488万2,000円の増額、社会資本整備総合交付金3,805万円の増額、基金繰入金9,856万1,000円を増額するものであり、主な歳出は、各基金積立金8,500万円の増額、鳥見山体育館照明設備改修工事1,297万7,000円の増額、須賀川地方保健環境組合分賦金2億4,001万7,000円の減額、久来石行方蓮池西線など道路改良事業6,459万円の増額、第二小学校トイレ改修工事5,480万円の増額補正であり、総額7,099万6,000円の減額補正予算であります。

今年度繰越明許費につきましては、健康福祉センター建設事業などの17事業で、総額4億851万4,000円を設定するものであります。

議案第143号 令和2年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第145号 令和2年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、年度末の事業確定に伴う補正予算であり、議案第146号 令和2年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）については、社会資本整備総合交付金事業の実施に伴う道路工事の増に伴う補正予算であります。

議案第147号 令和2年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）については、貸付金の確定に伴う補正予算であります。

議案第148号 令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、国道4号拡幅関連雨水管渠工事の増に伴う補正予算であります。

議案第149号から議案第159号までの11議案については、令和3年度の各会計当初予算であります。

議案第160号 鏡石町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第163号 鏡石指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、関係省令の一部改正に伴う所要の改正を行うものであります。

議案第164号 鏡石町都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、駅東第1土地区画整理事業第1工区内に完成した東町公園を別表に加えるために改正するものであります。

議案第165号 町道路線の廃止については、成田地区の2路線を廃止するため、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、承認・議決賜りますようお願いを申し上げます。

◎報告第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第6、報告第24号 令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第10号）の専決処分した事件の承認についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

健康環境課長、角田信洋君。

〔健康環境課長 角田信洋君 登壇〕

○健康環境課長（角田信洋君） ただいま上程されました報告第24号 専決処分した事件の承認について提案理由をご説明申し上げます。

議案書2ページをお願いいたします。

本件につきましては、令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第10号）につきまして、専決第16号として、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年2月8日付で専決処分したもので、別紙のとおり報告し、承認を求めるところでございます。

議案書3ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、町が事業主体となり実施する新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、早急に実施体制の確保を進めるための補正予算であり、第1条としまして既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,753万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億2,292万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、8ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明〕

○健康環境課長（角田信洋君） 以上、報告第24号 専決処分した事件の承認につきまして提案理由をご説明申し上げます。ご審議をいただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申

し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第24号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

◎報告第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第7、報告第25号 令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第11号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） ただいま上程されました報告第25号 専決処分した事件の承認につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書12ページをお願いいたします。

本件は令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第11号）といたしまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年2月14日付をもって専決処分したものでございます。

13ページをお願いいたします。

令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第11号）。

このたびの補正予算につきましては、2月13日に発生いたしました福島県沖地震に対応するための補正予算であります。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,509万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億7,802万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、18ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明〕

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議をいただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって質疑を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番、渡辺定己君。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） 7番議員の渡辺定己でございます。

ただいま上程されました報告第25号の件で少し質問させていただきます。

今回の報告事項は、これは歳入見ると財政調整基金から5,500万の歳入で持って行って、それから、各公共施設の、これは修繕とかそういうのに充てているわけですが、今回の震災は東日本大震災より、前よりひどいという状態たくさんございます。これは公共施設ですけれども、民家の災害の状況を見ますと、私の家も準半壊でございます。中に、小林議員さんも準半壊というような話をしておりました。そういった意味で、県・国においてどのような今後支援策があるかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） 7番議員の質疑にご答弁申し上げます。

現時点で、この今回の専決処分の日につきましては、2月の14日の段階での補正ということございまして、今現在のところは、国・県の支援策等につきまして、いろいろな情報を仕入れた中で対応してまいりたいと思います。ですから、今回の2月の14日付の専決予算の歳入につきましては、全て、先ほどお話があったように、財政調整基金で調整をさせていただいております。ですから、今後は、これにつきましては財源の組替えというような形で国・県からの、当然災害なので、補助金等については確定した後に補正をさせていただきたいということでございます。

今後、今、支援策につきましては、徐々にだんだん見えてきておりますが、これにつま

しては、皆さん、町民に対しても具体的に次第、資料等をご提示し、PRに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 11番議員の円谷ですが、ただいまの補正予算について若干お尋ねをいたします。

我々もこの建物や、あるいは災害の現場、部分的ではありますがありますけれども、見て歩いたんですけれども、かなり町の施設も壊れていて、特に婦人の家なんかも激しく壊れているなど思っています。お尋ねしたいのは、これらの建物に町は地震保険などには入っていないのか。入っていたとしても、これはすぐには来ないんでしょうけれども、その辺をお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 11番議員の質疑にご答弁申し上げます。

町としましては、各施設、公共施設等につきましては、現在、事務総合組合のほうの保険等にも加入しておりますけれども、これにつきましては、建物自体についてはちょっと保険等は効かないと。要するに、イメージとしましては、見舞金程度というところでございます。ですから、私どもとしましては、災害に関係して補助金を頂きながら、該当するかしないかは別としてですけれども、それを見据えた中で修繕を図ってまいりたいということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

2番、角田真美君。

○2番（角田真美君） 2番、角田、質問させていただきます。

先ほどの説明ですと、実は岡ノ内地区があります。旧というか、今も仁井田の地区なんですけれども、あの地区の周りの堰堤といいますか、あそこは住宅地と隣接しております、当然町のほうとしても、既に農林省も現場を視察しているということでもありますけれども、私も見ましたが、非常に危険な状態であります。この季節、雨が降れば崩壊するのかなというような危険な状態でありまして、長さも非常に長い。100メートル近くあります。そういった中で、ため池なものですから、これに規制がいろいろあるのは私も知っております。簡単に構造を変えるわけにもいきませんし、なかなか難しいことだとは思っております。ただ、その中で、町の強靱化の対策とか、町の災害の全部私も詳細について調べましたが、優先順

位としまして、そういった対策は早急にやるというふうに書いてあります。それで、ああいった非常に危険な状況があつた住宅の崩壊によりますと大変なことになります。そういったことで、まず状況を早く把握していただいて、早急な対応をお願いしたいと思うんですが、どうでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ただいまの質問にご答弁申し上げます。

岡ノ内地域、町のほうも確認しておりまして、大変な危険な状況にあるということを認識しております。そういう中で、これについては担当課等が動きまして、今、国土交通省、町の力ばかりでやっていると足りない部分があるんで、国土交通省のいわゆる福島河川国道事務所、ここに応援をいただいております、全面的なご協力をいただくことになっております。今、その協力の下、いわゆる地割れの部分、そういった測量というんですか、自動的に計測する、そういったものも国土交通省でつけていただきました。それについては早急に対応するというところでありますけれども、ただ、側溝ですね、排水。これが大分低いところにあるもんですから、これとニプロの関係もございまして、そういった関係を調整をして、これについてはなるべく早い段階で取組をしていきたいという考え方です。

あと、仁井田区の行政区長さんともいろいろお話をしまして、いわゆる農業用水として埋め立てることも可能だということなんで、そういった方向でしていきたい。ポールを打つよりも、国土交通省の意見としては、かえって土盛りをしてしまったほうがしっかりと安定するという考え方です。そういった方向で進めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） ただいま今回の2月13日の福島県沖地震による、非常に驚いた地震の対応策がここに出てきているかと思うんですが、それで、実は議会も先日、町長も同行の上にひどいところを見てきました。そのほか細かくいっぱいたくさんあると思って、大変なことがまた起きたなというふう感じてきたところでございます。

その中で、図書館に行きましたらば、かなりあそこも地盤が柔いところで、ああ、ひどいなと思って感じました。あそこが、ここで見ると300万の復旧費というふうなことで計上されているのかなと思います。この全体を見てみましましたらば、驚くことには保育所の災害復

旧工事が748万とこう大きな金額、一番大きく上がっているんですよね。あのときの段階では、この話はちょっと聞いていなかったもんですから、この数字を見て驚きました。なぜかと言うと、あんなに被害があったんならばちょっと見ておきたかったなというふうに今思いながらいるんですが、なぜかと言いますと、特にあそこは乳幼児の受入れしている場、段階でありますから、何かあった場合に我々大人と違った、また、非常に子どもたちの人命に関わることでありますから、これはどのような状況の被害を受けたのかという点を第1点、お伺いしたいと思います。

あと、それから、やっぱりこのように事業がこんなふうにかくさんあるわけなんです、これらについて、ここに上がっている数字のほかに、今後ともこれらの被害状況は拡大する可能性があるのか、それらの調査については現在どのようになされているのかのこの2点をお伺いさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） まず、今回の震災、先ほど渡辺議員さんからもお話あったとおり、大震災とはまた違った被害ということで私ども認識しております。そういう中で、大変大きな被害だったというふうに認識しているということでもあります。前回議員の皆さんに報告したのは一応概略でありまして、詳細について今調査をしておりますので、今回の予算以外にも、これから上がるということも想定しているということでもありますので、その辺については、今後とも調査の中で分かり次第示して、対応策に対しての補正予算、そういったものについても、これからある場合についてはぜひひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上であります。

あと、そのほか担当のほうから、保育所についての被害状況については担当課長から申し上げます。

○議長（古川文雄君） 福祉こども課長。

ちょっと待ってください。

◎会議時間の延長

○議長（古川文雄君） 議事の都合により、あらかじめ時間を延長したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認め、時間を延長して会議を進めることに決しました。

〔福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） ただいまのご質疑にご答弁申し上げます。

保育所の被害につきましては、室内の壁のクラック、あとはサッシ戸の転倒と、それに伴いますガラスの割れ、あと、自動ドアのドアの外れと、あと、ガラスの破損。あとは、厨房の壁のクラック、クラックに伴いましてタイルが落ちたということが大きな被害でございます。

金額につきましては、室内のクラックの状況が中通路と、あと、遊戯室とほぼ全体にクラックが生じているものですから、全面的に復旧するというような費用でございます。

応急処置につきましては、浮いているボードにつきましては、現場のほうは取り外しましたし、あと、クラックにつきましても、全部ガムテープ等で貼りまして、応急処置をして子どもの保育に努めているところでございます。安全を確保しながら努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第25号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

ここで議事の都合上、午後1時まで休議といたします。

休議 午後 零時00分

開議 午後 1時00分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第135号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第8、議案第135号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫秀明君。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第135号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

22ページをお開きください。

このたびの改正につきましては、福島県人事委員会の勧告により、県職員の通勤手当の支給上限額が改定されたことに準じまして、町職員の通勤手当の支給上限額を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

職員の給与に関する条例（昭和41年鏡石町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号中、「5万9,900円」を「5万7,800円」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第135号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第136号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第9、議案第136号 鏡石町語学指導等を行う外国青年の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、根本博君。

〔教育課長 根本 博君 登壇〕

○教育課長（根本 博君） ただいま上程されました議案第136号 鏡石町語学指導等を行う外国青年の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書23ページをお願いいたします。

このたびの改正については、現在、小学校に児童国際化推進事業として派遣している外国語指導助手を町で直接雇用することから、当該外国語指導助手に係る報酬の規定を新たに追加するための所要の改正となります。

次が改め文となります。

鏡石町語学指導等を行う外国青年の報酬に関する条例の一部を改正する条例でございます。

鏡石町語学指導等を行う外国青年の報酬に関する条例（昭和63年鏡石町条例第10号）の一部を次のように改正するものでございまして、第2条に次の1号を加えます。

「第5号、町長が雇用する者、33万円」を加える改正でございます。

附則につきましては、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案理由の説明申し上げました。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） ただいま上程されました136号、語学指導等の外国青年というふうなことでございます。これは2月19日の午後に全協のときに説明をいただいたものなのかなと思うんですが、私、ちょっと欠席していたものですから、これを理解しておりませんで、改めて質問することをお許してください。

ここの中で文言をちょっと拝見いたしますと、ここに第2条に次の第5を加える。（5）

として、「町長が雇用する者」というふうな文言が出てきております。この文言に該当するのは、これを採用する規定というのは当然あるのだろうと思うんですが、それはどのようなことで解釈されているのか。

それから2つ目は、町の、これ一般行政職として採用されるのか、あるいは期限付のようなものなのかです。

あと3つ目は、町長が雇用する者とはどのような対象の職があるのか。そして、現在いるとすれば何名、職務に就いておられるのか。これは、町長が雇用する者ということになると、今までの一般行政の方々の場合には町長が雇用する者でなくて、どのような差が出ているのか。それらをお伺いさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 根本 博君 登壇〕

○教育課長（根本 博君） 9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

まず、1点目の町長の雇用する者の雇用の仕方ということのご質問かと思いますが、こちらにつきましては、現在、委託事業という形でジョイトークという会社からジャレッド・ロジャーズ先生を派遣していただいております。この方につきましては、新たに今度は町で直接雇用するために今回この規定を適用させて、報酬の額を規定するという形のものとなります。

説明ありましたが、職名的には一般行政職員ではなくて会計任用職員という形のくくりになります。こちらのこの条例の中には今回、町長が雇用する者等以外に、外国青年招致事業という事業によりまして、一部の方が招致事業の中で雇用されるという形になっています。今回採用する方については一応、今言ったジャレッド先生を雇用するという形で、1名を雇用するための関係で条例を改正しながら、新年度の予算を確保しながら雇用していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第136号 鏡石町語学指導等を行う外国青年の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第137号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第10、議案第137号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫秀明君。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第137号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

24ページをお開きください。

このたびの改正につきましては、11月第7回臨時議会におきまして、職員の期末手当支給率が改定されたことに伴います会計年度任用職員の期末手当の支給率を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年鏡石町条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の115」を「100分の112.5」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第137号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第138号及び議案第139号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第11、議案第138号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第12、議案第139号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第11、議案第138号及び日程第12、議案第139号の2件を一括議題といたします。

提出者から議案2件の提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、長谷川静男君。

〔税務町民課長 長谷川静男君 登壇〕

○税務町民課長（長谷川静男君） ただいま一括上程されました議案第138号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第139号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の25ページをお願いいたします。

まず初めに、議案第138号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正す

る法律が公布されましたことにより、新型コロナウイルス感染症が今までの政令による期限限定の指定感染症から期限の定めのない新型インフルエンザ等感染症として感染症法により法的位置づけが変更されましたことから、国民健康保険条例における新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金における名称を法的名称であります「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改めるものでございます。

なお、改正の前後で傷病の範囲には変更のない旨、申し添えます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の鏡石町国民健康保険条例の附則第7項の規定につきましては、傷病手当金の支給を定める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用とするものでございます。

続きまして、議案書26ページをお願いいたします。

議案第139号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことによりまして、個人所得課税の見直しによる給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替等が行われたことに伴い、国民健康保険税の軽減判定所得基準の見直しが必要となりますことから、令改正に合わせた字句、条項の整備を行うものでございます。

議案書27ページをお願いいたします。

まず、第23条本文につきましては字句の整備で、「第2条第2項本文」を句読点を入れた「、第2条第2項本文」と改正しまして、同条第1号については7割軽減、第2号については5割軽減、第3号については2割軽減の軽減判定所得基準で、それぞれ軽減判定所得の算定における基礎控除額相当分の基準額を現行の33万円から43万円に引き上げるとともに、不利益が生じないように、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものでございます。

附則2項につきましては、公的年金の取得に係る国民健康保険税の課税の特例で、軽減判定基準の見直しに合わせ、規定の整備を行うものでございます。

附則といたしまして、第1項で、この条例は令和3年4月1日から施行するものとし、第2項の経過措置として、この条例による改正後の鏡石町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしたものでございます。

以上、一括上程されました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第138号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、
討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第139号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、
討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第140号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第13、議案第140号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例

の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、柳沼和吉君。

〔福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） ただいま一括上程されました議案第140号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の28ページをお願いします。

このたびの鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、第2条、保険料率について、第8期介護保険事業計画、令和3年度から令和5年度までにおいて決定された介護保険料について、第7期介護保険料からの改正を行うものでございます。

また、同条第2項から第4項については、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年度に施行され、低所得者の保険料の軽減について、令和元年度10月から消費税10%への引上げに伴い、軽減強化の実施により保険料の賦課に係る減額幅の基準が定められたことにより、9段階に区分される保険料率のうち、第1段階から第3段階の保険料率に係る条例の一部を改正するものであります。

29ページをお願いします。

鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例。

鏡石町介護保険条例（平成12年鏡石町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条につきましては、令和3年度から令和5年度までの保険料率を定め、これを令和3年度から令和5年度の保険料率に改めるものでございます。第2条第1項中、介護保険法施行令第38条第1項第1号に掲げるものの保険料を「3万5,400円」から「3万7,800円」に、同項第2号、第3号については「5万3,100円」から「5万6,700円」に、同項第4号は「6万3,720円」から「6万8,040円」に、同項第5号は「7万800円」から「7万5,600円」に、同項第6号は「8万4,960円」から「9万720円」に、同項第7号は「9万2,040円」から「9万8,280円」に、同項第8号は「10万6,200円」から「11万3,400円」に、同項第9号は「12万360円」から「12万8,520円」に改めるものでございます。

第2条第2項から第4項につきましては、低所得者の保険料の軽減について定めるものでございます。第2項は、軽減強化を実施する期間を令和3年度から令和5年度までとするもの、前項第1号に掲げる第1号被保険者についての第1段階の保険料の減額賦課は、同項の規定に係わらず「2万1,240円」を「2万2,680円」に改めるものでございます。第3項につきましては、前項の規定を準用し、第2段階の保険料「3万5,400円」を「3万7,800円」に、第4項につきましては、同じく第3段階の保険料「4万9,560円」を「5万2,920円」に改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日、第1条につきましては、令和3年4月1日から施行し、経過措置につきましては、第2条で、改正後の鏡石町介護保険条例第2項の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によると。

以上、ご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番、渡辺定己君。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） ただいま上程されました議案第140号、介護保険条例の一部を改正する条例の中身なんですけれども、せんだっての臨時全協の中において、改正前の金額は幾らか、何年度に改正されたかという質問はしたわけでございます。資料がないということで、じゃ後日、質問しますからということでそのときは終わったんですけれども、ただ、何でこの質問をするかという、同条第3項から見ますと、これは低所得者の金額になります。高齢者というかお年寄りの方々から、年金約60万円もらえるんだけど、介護保険だの引かれて、使うところないんだわと言われるんです。説明はしているんです。この介護保険というのは、介護を受ける皆さんの支援とかサービスにも結構使うんですよと説明はしているんですけれども、ただ、年度によって、こういうふうに変更になったんですよというような説明もこれからまたしなきゃなりませんので、その点詳しくお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） ただいまの7番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

介護保険につきましては、平成12年度から制度が始まりまして、現在まで3年ごとの計画で第7期を経過しております。第1期につきましては平成12年から平成14年まで、このときの保険料につきましては年額2万8,536円、第2期、平成15年から17年につきましては3万2,000円、第3期、平成18年から平成20年につきましては4万5,000円、第4期、平成21年から平成23年につきましては4万3,200円、第4期のうち、平成21年につきましては4万3,200円、平成22年につきましては4万3,800円、平成23年度分につきましては4万4,400円と。次の第5期、平成24年から平成26年につきましては4万8,000円でございます。次に第

6期ですが、平成27年から平成29年につきましては5万7,600円と。現在の第7期におきましては6万3,720円、第8期の令和3年から令和5年につきましては7万5,600円でございます。

これは、それぞれの期におきまして標準額を定めておりまして、標準額の金額でございます。それから、第1期ですと第1段階から第5段階までの5段階に区分されて、それぞれ負担割合で標準額からコンマ半額とか、0.75を掛けた金額が年額の保険料ということで定めております。

この低所得者に対する制度につきましては、第4期の平成21年から23年、このあたりからそれぞれの負担割合を考慮した保険料率を定めております。今回、低所得者ということで消費税が8%、10%に課税になったことを受けて、省令のほうで低所得者の保険料を定めております。

以上でございます。答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 7番、渡辺定己君の再質疑を認めます。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） 再質問させていただきます。

はっきり言って意味が分かりません。低所得者が例えば80歳で年金もらって、そこから引かれますから。今回、令和3年から5年度にかけて、3項中でいけば年額1,440円上がるわけです。そういう計算です。上がった金額、上がったからいいです、これで承認されますから。私が言っているのは、説明責任がありますから、私たちには。そのために、前はこれだけで金額は幾らだったよと。そして、この次上がって幾ら幾らになったよと。

現在は令和3年から5年度で2万2,680円に改めると。2万1,240円から2万2,680円に改めるといような、その一部をきちっとした説明をしていただきたいんです。平成12年度から第7期、幾らと言っても、細かい答えは要らないんです。低所得者の、例えば今言ったように、同条第2項中のものは幾らですよと。これは、前は幾ら幾らでしたよと。これは何年度でしたと。

確かに税制改正があるから、これ当然のことです。その前は幾らだったよと。そのことをせんだって質問したわけです。ところが、資料がないということで、それじゃ後日ということ言ったんですけども、ペーパーでも来るのかなと思ったらペーパーが来ないからまた質問したんですけども。

課長、もう少し分かりやすく説明してください。私たち、前も言ったように、今も言ったように、町民にやっぱり説明するのに困っちゃいます、この答弁では。よろしく願います。

○議長（古川文雄君） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 7番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

令和2年度から令和3年度への保険料の増額分ですが、令和2年度につきましては、軽減が図られまして2万1,240円、令和3年度につきましては、同じく軽減が図られておりますので2万2,680円、1,440円の増額になります。これの詳しい説明資料につきましては、後ほど提出させていただきたいと思っております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（古川文雄君） 7番、渡辺定己君の再々質疑を認めます。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） 今の答弁は、これに書かっているとおりなんです。令和2年度から3年度は2万1,240円から2万2,680円、1,440円増額と。ここに書かっているとおりなんです。私が聞いているのは、その前の改正になったときの金額と年度を教えてくださいと言ったんです。そんなに難しい質問したわけではないんです。だから、もし分からないときは、後からペーパーでも結構です。

しっかりと私たちも把握して、そしてやっぱり町民の皆さんに教えなきゃならないところはありますので。今のものは分かるんです。当然お年寄りの方々も引かれるから分かるんです。ただ、いつからこういう改正になったかというのは、その前のから説明しないと分からないところあるんです、いきなり引かれたりなんだから。だから、今回これを質問したわけなんです。意味分かりましたか。じゃ、よろしくをお願いします。

○議長（古川文雄君） 7番議員の再々質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 7番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

前々期の第6期計画でございますが、これの第1段階の方の保険料につきましては、年額2万2,800円でございます。平成30年から令和2年度の現在の第1段階の保険料につきましては、軽減前が3万5,400円でございます。軽減後が、先ほど申し上げましたように2万1,240円というふうに、令和2年度で軽減になっております。資料につきましては作成しまして、後ほど提出させていただきたいと思っております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第140号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第141号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第14、議案第141号 がんばるぞ鏡石震災復興基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫秀明君。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） ただいま一括上程されました議案第141号 がんばるぞ鏡石震災復興基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

30ページをお開きください。

この度の廃止につきましては、東日本大震災関連の新規事業の見込みがなくなりまして、基金設置の必要性が終了したということでございますので、廃止するものでございます。

がんばるぞ鏡石震災復興基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成23年鏡石町条例第11号）は廃止する。

附則といたしまして、この条例は令和3年3月31日から施行するものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第141号 がんばるぞ鏡石震災復興基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第142号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第15、議案第142号 令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第12号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） ただいま一括上程されました議案第142号 令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第12号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の31ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、地方創生臨時交付金事業及び各基金積立金の増額並びに国の第3次補正予算への対応及び年度末事業費確定に伴う予算の整理、さらに繰越明許費、地方債に係る補正予算であります。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,099万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億702万6,000円とするものであります。

第2条は繰越明許費の補正、第3条は地方債の補正であります。

議案書35ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費といたしまして、1款議会費、1項議会費、事業名が議場改修事業、金額690万円ほか16件で、合計が4億851万4,000円を翌年度に予算を繰り越して執行するものであります。

次に、議案書36ページをお願いいたします。

3、地方債補正であります。1、追加といたしまして、減収補填債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものであります。2、変更につきましては、町道整備事業費ほか1件の起債の限度額を記載のとおり増額するものであります。

詳細につきましては、40ページからの事項別明細書に基づきご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 11番の円谷ですが、今説明のありました補正予算について、二、三お尋ねをいたします。

まず第1点は、57ページにあります衛生費の中の説明欄で、一番右下なんですけれども、301、地方創生臨時交付金事業として成田保健センターの設備改修工事、1,045万円ほど入っているんですが、これはどのような改修工事をやるのかお尋ねをいたします。

次に、これが一番問題なんですけれども、63ページの一番右上です。これは、観光費の中の説明ではモニュメント設置工事636万円となっています。このモニュメントについてはかなり前から議論がございまして、半端なモニュメントを町の中に造っても交通の障害になるくらいで、大した町のそんな周遊コースでめぐって歩くなんてというような人があるのかという議論は、今までもかなりされてきました。

震災の復興記念ということで、駅のコミュニティセンター、駅の建物の駐車場のところにモニュメントを造りましたね。あれを造ったときに、何か用事があって議員が行ったと。そこで私、今は亡くなった木原議員に、え、これ幾らかかったんだっけなと聞いたら、100万くらいじゃないかなんて木原さんが言ったんです。私、後で調べたら1,000万近くかかっているんです。今行ってみるけれども、1,000万かけた代物にはちょっと見えないんです。木原議員が、いいところで100万くらいかなと言ったのが、本当に何かそっちの話が合ってい

るくらいで。

だから、町の中にモニュメントを造るという場合は、例えば須賀川にはいろんなモニュメントがたくさんあります、特にウルトラマンの関係が多いんですけども。やっぱり円谷英二という特撮の神様と言われる世界的にも有名な監督が出たんです、須賀川は。そういう何か町として売りにできるような人物とか特別なものがないモニュメントなんていうのは、ただ交通の邪魔になるだけじゃないかと私は思うんです。いわゆるこれは、鏡石町は舗道が非常にみんな狭いのに、ああいう大きいものを造られれば、交通の邪魔になるくらいが関の山で、もう少しこれは考えるべきだ、不要不急のいい典型的な代物じゃないかと。

町長、大分田んぼアートというのを、自分が発想したからだか何だか、非常にこだわっているようですけども、皆さん大してそんなにもう関心ないです。そして、テーマになっている浦島太郎だかぐや姫だか分からないですけども、町には何の関係もないおとぎ話の題材ですから、そんなもので何か観光の事業にプラスになると考えるのはちょっと甘過ぎる。やるのならば、私、前にもちょっと言ったんですけども、例えば郡山の駅前にブロンズの銅像があるんですけども、うすいのほうに行く道路の入り口にあるんですけども、これは本当に小さいんですけども、芸術的な価値があるんです。

なぜかと言うと、作者が北村西望という大変な彫刻家なんです。あの人は長崎の平和記念像を造った人なんです。著名な作家の芸術的な価値のあるものとか、そういうものなら別なんですけども、平凡な大きいものを町に造ったって、観光開発の役に立ちません。これはやっぱり再考を求めざるを得ないです。

以上です。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

〔健康環境課長 角田信洋君 登壇〕

○健康環境課長（角田信洋君） 11番議員の質疑にご答弁申し上げます。

成田保健センターの設備改修工事につきましては、新型コロナウイルス感染症対策防止の一環として実施するものでございます。まず、改修の内容としましては網戸の設置、さらにはトイレ改修ということで和式から洋式、さらには自動水洗化、また、空調設備としましてエアコン、現在ついているものに対するの更新作業というような形で、併せて1,045万の補正をするものでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 産業課長。

〔産業課長 橋本喜宏君 登壇〕

○産業課長（橋本喜宏君） 11番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

今回のモニュメント、これ、きっかけは何かといいますと、今年の春先から秋にかけて東北ディステーションキャンペーンがございます。その後に、令和4年度につきましては全国田んぼアートサミットが鏡石で開催されるということの中で、田んぼアート実行委員会、実行委員の方々と、あと観光ですので、観光協会の理事の方々にいろいろとアイデアをお諮りした中で、どんなものがあるかということで、町のほうからはこういうものがありますけれどもどうですかというような形で、進めさせていただいているものでございます。

当初におきましては、我々もモニュメントだけという形でお諮りしたところ、各委員会、各理事会の中で、歩くんだからベンチとか必要なんじゃないのかとか、あと東口のベンチとか、ちょっとあまり老朽化されているよというような形で、いろんな意見がございました。その中には、例えば2基じゃなくて3基必要なんじゃないのかとか、ほかのモニュメント、例えばマスコットである、ゆるキャラであるあーさーのモニュメントとか、あとオランダの関係であります13頭のホルスタインの牛とか、そういうのも将来的には必要なんじゃないのかというような意見を伺いまして、こちらのほうで周遊コースの中にそういうようなモニュメントをやったらいいんじゃないかなという形でございます。

確かにどのぐらい効果があるんだというのは将来の話ですので、何とも表現はできませんが、おもてなしというような形で田んぼアート事業、こちらのほうを町で推して、一生懸命やっていますというような形で全国の方をおもてなしする方法の一環と、あと周遊コースの中には、今のところ町民の方々の健康のために散歩みたいな周遊コースも設定したいなというふうな形で予算を計上させていただいておりますので、こちらのほうも、効果につきましては十分あるものと考えております。

ご答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） ほかにありますか。

2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 私からも、ただいまの件についてご質問させていただきます。

まず、以前にも協議会で申しましたが、全国でこの基金を使ってやっている場合に、なかなか難しい。金をつくったり、キャラクターをつくったり、電光掲示板をつくったり、いろいろ各都市でやっていたけれども、ほとんどがなくなっております。

ただ、私が心配するのはもう一つあるんです。このモニュメントは、もしかすると地元には造る方がいらっやらないんです。と言いますのは、こういった3兆円ぐらいの資金ですから、それに目をつけている東京のコンサルタント会社があると言われております。そういった東京のコンサルタント会社が全国の各町村に連絡をいたしまして、どうでしょうかと、こういった企画、私達は持っていますよということで、以前にも1,300の地方自治体がそれ

に参加したということがありました。

これは、地方創生とかコロナ対策に関してですけれども、せっかく地方に分配したお金がまた東京に戻ってしまうということになれば、決して地元の、地方の経済に役立つものではないのかなど。健康に役立つか、観光に役立つか、それは別といたしまして、それに関する経済的な効果が東京に還流してしまうということが、それが大体8割だそうです。そういったことがあるものですから、町としてそういったことのないように注意しているのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 橋本喜宏君 登壇〕

○産業課長（橋本喜宏君） 2番議員の質疑にご答弁申し上げます。

確かにこの関係でコンサルの方々とか、このモニュメントだけじゃなくて、いろんなお誘いというか、こういう企画があるよという形でお話は来ていると思いますし、私の産業課だけじゃなくて、町全体にも来ていると思います。

今回のものにつきましては、おっしゃるようにできる限り地元の方、例えば今回一応こちらは小さいこのくらいの、40センチ、50センチぐらいの石像を設定しておりますので、石像関係のところのつてというかそういう形で、少なくとも福島県内とか、なるべく中央に行かないような形で、いろいろと入札なり見積りとかも含めまして検討している最中ですが、この段階で我々も業者を選定しているわけではございませんので、お約束はちょっとできませんが、できる限り地元の何らかの業者を選定していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 私も関連でございます。前にもお聞きしたんですけれども、確認の意味でお尋ねいたします。

まず、モニュメントの設置工事ですけれども、前に2基ということだったんですけれども、それで間違いはないかどうか。それと、将来はまだ未定とかと言ったような気もしたんですが、その辺です。

あと、以前に説明あったときに、補助金の名前はちょっと忘れたんですけれども、例えば町づくりの団体、そういう方が補助金を受けて設置することも可能だということだったんですけれども、その辺はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 橋本喜宏君 登壇〕

○産業課長（橋本喜宏君） 5番議員の質疑にご答弁申し上げます。

まず1点目が、2基かどうかというご質問でございますが、こちらのほう、今のところ設定は2基でございますが、この63ページの右上のほうにありますモニュメント設置工事の636万の内訳としましては、モニュメント1基、約200万を想定しておりまして2体と、改修工事、設置工事としまして100万、先ほど申しましたようにベンチとして30万と、それらの諸経費としまして約20%見ておりましたので106万の合計が636万という形でございますので、この金額のとおり2基を想定しております。

もう一点が、将来につきましては、先ほど言ったように各実行委員会、理事会等でも、2基の話もそうですが、例えばある程度田んぼアートの部分が終わった後には、先ほど言ったようにゆるキャラであるあーさーでとかほかのモニュメントも必要なんじゃないのかということですので、そちらのほうはこれから計画を立てながら、設置するかどうかも含めまして検討していきたいというふうに考えております。

町づくりの団体での設置につきましては、道路上のこともありますし、今回設置する予定であります駅前バス停のところにあるベンチ、あちらのほうには、昔ありましたあきんど塾かどこかのほうで設置したということでございますが、今回につきましては、町のほうで設置したいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君の再質疑を認めます。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 今回の答弁でございますが、取りあえず2基、あとは各団体、それと協議してということなんですけれども、実際これ補正予算で取るし、将来の全体計画、それが無いのにまずは2基というのは、私、ちょっと考えが甘いというか、考えられないんですけども。それと、町を歩いてみたくなる事業ですか、それで2基というのは、私としては非常に少ないと、どうせやるならですよ。それがいいかどうかというのも、先ほど円谷議員が言ったように、やってみないと効果は分からないんでしょうけれども、その辺の効果がちょっと疑問であるということがあります。まず、全体計画が無いのに、取りあえず2基というのは、何か私は非常に疑問なんです。その点をお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 5番議員の再質疑に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

2基で終わるのかということでありましょうけれども、いずれにしても、田んぼアートが10年になるということでもあります。それから、いわゆるもっつつくる、そういう中身においては、どんどんいろんな作品がこれから出るわけです。毎年同じものを行っている田んぼアートじゃありませんので、いわゆる窓から眺めるもう一つの図書館という、童謡、童話といったものがございますので、それに基づけば材料はいっぱいあるということで、私はそういうことを含めてしっかりとこの田んぼアート、そして童謡、童話といったものの部分でしっかりと一つ一つやっていくことが、これからの町の観光、町づくり、そういったものにつながると、私はそのように確信しております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） ただいまこのモニュメント、これについては多くの方が効果とか、それから町づくりについて意見が出ております。これは、みんなそれだけ真剣に考えて心配しているというふうなことに、執行のほうもよくご理解いただきたいと思うんです。

実は、これは9月の議会で上程される予定だったんですが、どうも周りの雰囲気がそうではないだろうということで撤回されました。そして、今回また補正として上がってきました。これ、平成24年からこの田んぼアートが行われた一つのスタートがあるわけがございますが、その中で、この前からいろんなお話を伺っていますと、まずは、私も観光協会の理事としてこの話にも出たところだったんですが、100%造るべきだとか、早急にやるべきだとかという声は、なかなか得られなかったというところがあります。

あと、町内を歩いて、このようなものどうなんですかと多くの方に問い合わせますと、町民の方々は、そんなのを造って何になるんだという声在实际多いわけなんです。それ、すぐすべきだという人は、ちょっと私は、聞いた人の中では伺ったことがなかったんです。

これで見ますと、今回1基、約300万ということですよ。今までのこの先日の説明の中でも記載されておるんですが、初年度においては数基設置して、その後に順次、設置箇所を増やしていきますということです。そうすると、これ10年やると10基できる。それから、なし崩し的に町中に田んぼアートのモニュメントが各家の門柱の代わりにそこにできるようになるというのは極端な話ですけども、それほどモニュメントというものは大事なものなのかと。町民のところには1個300万、それで600万もかけて設置していくものかどうか。

これは、田んぼアートというものを町長は頑張ってやっておりますし、一つの鏡石の観光にもなりましたから、造りたいという気持ちは分かります。でも、このように田んぼアートも、

この後サミットもあるから、それから東北DCもあるから、何か造りたいというふうな思い、それはそうとして分かるような気がするんですが、しかし、このように今回2個造っちゃうと、この後もどんどん造っていくというふうな話になると、そのようにいっぱい造るようなものなのかなというふうに私は非常に疑問に思うところなんです。

町長も造りたい、造りたいと思っているんだべから、1つ、2つくらいは造って、もう仕方ないのかななんて思ってもいるわけなんですけど、ただ、多くの町民が喜んではいられないというふうなことから、ここの記載に載っているように、順次、設置箇所を増やしていきましょうなんていうふうな文言は来年以降の話であって、現段階は、町長の思いと、それから効果的な造り方ができるようなやり方です。

1つは今、駅前とこの役場の近くに造るということなんですけど、造るのであれば、私は、田んぼアートをやっているあの図書館の前の道路沿いのところ、あそこに田んぼ沿いに造って、そして、来た観光客がそのモニュメントをバックにして写真を撮って、SNSでちょっと全国に流して、宣伝になるように、あるいは、人が一番通るところの、とらやさんのところの交差点の周辺、あの辺とかだと人も通るし、車も通るから、やっぱり効果的波及を考えるのであれば、そういうふうなところに造らないと、写真も大して撮りたくも思わない、裏にぼっ壊れた塀があったり、あるいは人も歩かないような場所に造っても効果半減ですから、そういうことも考えながら、せっかくやるのであれば、そういうことを今後十分に検討して、それから毎年毎年造らなくてもいいんじゃないですか。

この後のサミットに来た方々に伝えるようなこともあればと思うんですが、そういうことを十分この後検討した中で、これが行われるならば、ある程度議員の方々も百歩譲って、歩んでいくんじゃないかなとは思ってます。現状で、本当にこのまま造って、毎年毎年絵柄が変わるわけですから、そのたびに新しくまたどんどん町中に増えることがあったのでは経費も大変だし、邪魔になるし、だから、そういうふうなことは今後十分考えた中で進めていったほうがいいんじゃないかなと。

私も、現状のままで幾つも造っていく、1年に300万、600万も使ってこんなことをするんだったらば、ちょっと手を挙げることもなかなか難しい状況にあるんじゃないかなというふうに思います。ちょっと長くなりましたが、そういうことを十分加味した中で執行はやるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ただいま今泉議員さんからいろいろご質問ということで、あと意見ということも含めてお伺いしました。

まさに私も、今泉議員さんと同じ考えであります。毎年同じ、いろいろなものをどんどん造って、端から端まで造るのかと。これはあり得ないんで、当然道路というよりも舗道、限られた部分もありますし、今ご提案された駅東口のグリーンロード等も含めて、やっぱりそういった効果的な部分でやっていくことが私は大事だなと思っております。

ですから、思いは今お話を聞いていて同じだなということでもありますので、しっかりとその辺も含めて、効果的なこれからの進め方、これは当然田んぼアート実行委員会、観光協会といったものを踏まえて、我が町のいわゆる観光といったものに起爆剤になるような、そして町づくりになるような、そういったことでしっかりとやっていきたいというふうに思いを申し上げながら、ご答弁に代えさせていただきます。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

8番、大河原正雄君。

〔8番 大河原正雄君 登壇〕

○8番（大河原正雄君） 先ほどからモニュメントを造る、造るという話ばかり出ておりますけれども、私はこの田んぼアート、コロナウイルスの対策交付金、国から来ているところですが、図書館の中を観覧者が展望しながら上がっていく。私は、そのほか大事なことは、子供たちが図書館で勉強している。そこを観覧者が出入り、図書館の3階の展望室へ行く。例えば外側に展望台を造るとか、そういうふうなものをまず先に考えて、そしてなおかつ資金が残って、どうしても必要ならば、その中で検討していったほうがいいのかと、私はそういうふうに思います。前にもこういうような話しした覚えがありますが、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

これは以前に委員会の中でも、円谷議員さんからご質問があったといったこともございます。まさに今、最高3年間3万人ということで、ぎりぎりか、余裕があるのかちょっとあれなんです、あのエレベーターがそういう状況であります。これが、例えば5万、10万となった場合には、多分あのエレベーターだけでは処理し切れないということになるかと思っております。そうしますと、今年10万になったから、じゃ来年造ろうかということではありませんけれども、そういった方向で、この田んぼアートについて発展していくことがあれば、当然そういったことも含めて、これは考えていく必要があるなど。

今、町の観光として、田んぼアートがそういったことで伸びることが非常に町にとってもいいということなので、その辺についてはしっかりと状況を見ながら、そういった方向も考

えていくべきだと私も思っております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。

1番、畑幸一君。

〔1番 畑 幸一君 登壇〕

○1番（畑 幸一君） 私からもモニュメントについてご質問いたします。

まずは、このモニュメントについては町の活性化、あとはおもてなしと。今度サミットがあるということで、これはすばらしいご発案。ただ、町の周遊的な4段階のコースをつくって、実際それが今後、活用されるかというふうなことが心配であります。

特に、もちろん地元業者の選定というようなものとかコンサルタントの問題もありますけれども、加工してできる業者、今いないんです、はっきり言って。もうみんな写真とか寸法とかあって、加工してくるのは中国製品。これがほとんど、9割くらいなんです。

例えば保土原の茂林院さんの仁王像、あれなんかもそんな形。実際には、もう施工するだけと。そういう形でやっている中で、ましてやこのコロナ禍、一番大変な時期にそれをやっていくというのは大変なことだと思います。

先ほど今泉議員さんが言ったように、バックにして写真とかといったものが撮れるような、例えば牧場の朝の牛さんの前で自撮りできるような形ができるとか、そういったものを工夫して、まだまだ大変なコロナ禍の中、今後ますます町長のお考えをしっかりと執行、また産業課長の答弁も大分聞いていますけれども、例えばグリーンロードは鳥見山へ行くヘアピンカーブあります。あそこ辺りは今、通ると何か雑木林みたいな形になっているんですけども、あの辺までずっと公園とかそういったものの計画があればいいなとは思ったりしていますので、ぜひこういったお金のかかるモニュメントは慎重にやってほしいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 今の畑議員さんのご質問にご答弁申し上げます。

いずれにしても今、それぞれご質問がございました。そういう中で、議員の皆さんのいろんなお話を聞きながら、中身的には私も同じだなというふうに思っております。そういう中で、我が町の特性ある田んぼアートといったものもあって、これをよりよく呼応しながら、町の観光、そして活性化につなげる。

もう一つは、先ほど牛の話が出ましたけれども、当初、これも20年ちょっと前、13頭モニュメントを造ってやった。私もそのときに関わりました。これは、そのとき1頭だけやる

はずだったんですが、私は、どうせやるならば、13頭というところにこじつけをしながら、しっかりやっていったほうがいいだろうということであそこに建てたという。あれも尻尾がなくなったりいろいろしていますので、そういうことも含めて、このグリーンロードをまさに我が町の13頭の牛があそこを通ったということも含めて、やはりそういったものを一つ一つやって、町なかにいわゆる町外から呼び寄せるといったものがこれからの町づくりになるのかなということは、今それぞれ質問された議員の皆さんの意見も、私も同じだなというふうに思っております。

もう一つは、やはり町内のそういった業者さん、こういったのも含めてやはりやっていくことも、これももちろん大事だと。どういった形でできるか分かりませんが、そういったことも含めて、無駄のない効果的な中身について、しっかりとやっていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第142号 令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第12号）を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（古川文雄君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで換気のため10分間休議いたします。

休議 午後 2時41分

開議 午後 2時51分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第143号及び議案第144号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第16、議案第143号 令和2年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び日程第17、議案第144号 令和2年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第16、議案第143号及び日程第17、議案第144号の2件を一括議題としたいと思います。

提出者から議案2件の提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、長谷川静男君。

〔税務町民課長 長谷川静男君 登壇〕

○税務町民課長（長谷川静男君） ただいま一括上程されました議案第143号 令和2年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第144号 令和2年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書72ページをお願いいたします。

まず初めに、議案第143号 令和2年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、国・県の補助金、保険基盤安定負担金の確定及びこども医療費の実績見込み等に伴う減額補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,238万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,750万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、78ページからの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（長谷川静男君） 続きまして、議案第144号 令和2年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、国・県の保険基盤安定負担金の確定に伴う減額補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ37万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,181万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、90ページからの事項別明細により説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（長谷川静男君） 以上、上程されました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

初めに、議案第143号 令和2年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第144号 令和2年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第145号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第18、議案第145号 令和2年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、柳沼和吉君。

〔福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） ただいま上程されました議案第145号 令和2年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。
議案書94ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、介護サービス等の介護給付費の実績により増額する必要が生じたことから、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ2,489万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億992万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、100ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 以上、議案第145号の提案理由をご説明申し上げます。
ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第145号 令和2年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決されました。

◎議案第146号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第19、議案第146号 令和2年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、菊地勝弘君。

〔都市建設課長 菊地勝弘君 登壇〕

○都市建設課長（菊地勝弘君） ただいま上程されました議案第146号 令和2年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の110ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、国の第3次補正予算による道路築造工事の増額補正予算であります。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,500万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,248万6,000円とするものです。

第2条では、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年に繰越しできる経費を計上するものでございます。

第3条では、地方債の補正であります。

112ページをお願いします。

第2表、繰越明許費、1款1項事業費、事業名、鏡石駅東第1土地区画整理事業、金額、8,467万円であります。

第3表、地方債補正は、区画整理事業費について、限度額の補正前8,500万円を9,500万円に増額補正するものでございます。

詳細につきましては、116ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（菊地勝弘君） 以上、議案第146号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第146号 令和2年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第147号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第20、議案第147号 令和2年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、根本博君。

〔教育課長 根本 博君 登壇〕

○教育課長（根本 博君） ただいま上程されました議案第147号 令和2年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書121ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、育英資金の貸付け額の確定及び育英資金への寄附によるものでございます。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ456万9,000円とするものでございます。

歳入歳出の詳細につきましては、126ページからの事項別明細によりご説明します。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○教育課長（根本 博君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第147号 令和2年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第148号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第21、議案第148号 令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、吉田竹雄君。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） ただいま上程されました議案第148号 令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。131ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、国道4号拡幅に伴い、雨水管渠の付け替え工事が必要になったこと及び単独事業費の確定により補正をするものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,803万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,994万7,000円とするものであります。

第2条の繰越明許費ですが、134ページとなります。

第2表、繰越明許費、2款事業費、1項事業費、事業名、公共下水道事業、金額1億600万円となります。補助金を確保し、国道4号拡幅関連の雨水管渠付け替え工事の翌年度の事業費に充てるためのものでございます。

第3条は地方債の補正ですが、同じく134ページになります。

第3表、地方債の補正に変更。起債の目的は公共下水道事業債で、限度額が7,100万円と

なります。国道4号拡幅関連の雨水管渠付け替え工事の事業費に充てるためのものです。

詳細につきましては、138ページの事項別明細によりご説明を申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○上下水道課長（吉田竹雄君） 以上、上程されました議案第148号につきましてご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、菊地洋君。

[4番 菊地 洋君 登壇]

○4番（菊地 洋君） ただいま上程されました議案第148号の繰越明許費で1億600万円、雨水管工事の事業ということで説明をいただきました、4号線拡幅に伴うということで。これは、金額も金額なんですけど、いつ頃から始まって、いつ頃までに終わるのかという、こんなふうな見通しはあるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長君。

[上下水道課長 吉田竹雄君 登壇]

○上下水道課長（吉田竹雄君） 4番議員の質疑にご答弁を申し上げます。

本事業につきましては、国道4号の真下を暗渠で通っている管の付け替えということになります。ですので、国道4号の工事と一緒にやらなければならないということでございまして、詳細につきましては、今、国道工事事務所のほうで設計等をしているところでございます。ですので、それが上がってからの協議ということになりますので、それからということになりますけど、かなり高額の工事でございますので、繰越しということで、来年1年間の中で完成をするように進めてまいりたいということで、今のところまだ協議中ということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第148号 令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第149号～議案第159号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（古川文雄君） 日程第22、議案第149号 令和3年度鏡石町一般会計予算から日程第32、議案第159号 令和3年度鏡石町上水道事業会計予算までの11件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第149号から議案第159号までの11件を一括議題することに決しました。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） ただいま一括上程されました議案第149号 令和3年度鏡石町一般会計予算ほか議案第150号から議案第158号までの令和3年度特別会計予算9件及び議案第159号 令和3年度上水道事業会計予算の11件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、令和3年度鏡石町一般会計予算書の1ページをお開き願います。

議案第149号 令和3年度鏡石町一般会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億円とするものであります。

第2条の継続費につきましては、7ページ、第2表といたしまして、健康福祉センター建設事業の総額、年度、年割額について定めるものであります。

第3条の債務負担行為につきましては、7ページ、第3表といたしまして、中小企業制度資金利子補給事業の期間、限度額について定めるものであります。

第4条、地方債につきましては、7ページ、第4表といたしまして、町道整備事業費ほか4件につきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定め、第5条、一時借入金につきましては、借入限度額を5億円と定めるものであります。

また、第6条におきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものでございます。

次に、2ページ、第1表、歳入歳出予算によりまして、歳入歳出予算の概要についてご説明を申し上げます。

2ページをお願いいたします。

2ページ、歳入でございます。

1款町税といたしまして14億4,211万8,000円、2款地方譲与税としまして6,622万4,000円、3款利子割交付金としまして90万円、4款配当割交付金としまして250万円、5款株式等譲渡所得割交付金としまして200万円、6款法人事業税交付金としまして2,160万円、7款地方消費税交付金としまして2億6,100万円、8款環境性能割交付金としまして400万円、9款地方特例交付金としまして7,991万7,000円、10款地方交付税としまして14億974万2,000円、11款交通安全対策特別交付金としまして120万円、3ページになります、12款分担金及び負担金といたしまして3,430万1,000円、13款使用料及び手数料としまして5,092万3,000円、14款国庫支出金としまして6億2,451万5,000円、15款県支出金としまして6億7,768万5,000円、16款財産収入としまして174万円、17款寄附金としまして2,000万1,000円、18款繰入金としまして7億5,946万5,000円、19款繰越金としまして3,000万円、20款諸収入としまして7,146万8,000円。

4ページをお願いいたします。

21款町債としまして7億3,870万円、22款自動車取得税交付金としまして1,000円、合わせまして歳入合計63億円でございます。

次に、歳出の部でございます。

5ページをお願いいたします。

歳出、1款議会費としまして7,895万4,000円、2款総務費としまして7億1,838万7,000円、3款民生費としまして25億7,034万5,000円、4款衛生費としまして6億4,870万4,000円、5款労働費としまして626万円、6款農林水産業費としまして3億4,245万5,000円。

6ページをお願いいたします。

7款商工費といたしまして1億704万4,000円、8款土木費としまして5億8,588万6,000円、9款消防費としまして2億4,732万8,000円、10款教育費としまして5億4,155万3,000円、11款災害復旧費としまして4,000円、12款公債費としまして4億2,300万円、14款予備費としまして3,008万円、合わせまして歳出合計63億万円。

以上、計上させていただきます。

次に、特別会計についてご説明を申し上げます。

別冊の特別会計予算書の1ページをお開き願います。

別冊特別会計予算書1ページ、まず初めに、議案第150号 令和3年度鏡石町国民健康保険特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,413万1,000円と定めるものであります。

第2条、一時借入金につきましては、一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものであります。

第3条につきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものであります。

次に、2ページの第1表によりまして、歳入歳出予算の概要についてご説明を申し上げます。

2ページ、まず歳入であります。

1款国民健康保険税から8款町債まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款国民健康保険税が2億3,210万1,000円、3款県支出金が10億909万円、5款繰入金金が9,240万2,000円、合わせまして歳入合計が13億3,413万1,000円であります。

次、3ページになります。

歳出であります。

歳出につきましては、1款総務費から9款予備費まで記載のとおりであります。主なものとしたしましては、2款保険給付費が9億4,811万6,000円、3款国民健康保険事業費納付金が3億3,657万5,000円、5款保健事業費が3,424万1,000円、これらを合わせて、歳出合計が4ページの下ほどになります、歳出合計13億3,413万1,000円。

以上、計上させていただきました。

次に、27ページをお開き願います。

27ページ、議案第151号 令和3年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,012万5,000円と定めるものであります。

第2条、一時借入金につきましては、一時借入金の借入れの最高額を4,000万円と定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、28ページ、第1表によりましてご説明を申し上げます。

28ページ、歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料から5款諸収入まで記載のとおりであります。主な内容としたしましては、1款後期高齢者医療保険料が8,941万円、3

款繰入金が2,981万2,000円、合わせまして歳入合計が1億2,012万5,000円であります。

29ページになります。

歳出につきましては、1款総務費から4款予備費まで記載のとおりであります。主な内容
といたしましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金が1億1,718万円であります。合
合わせまして歳出合計が1億2,012万5,000円であります。

以上、計上させていただきました。

次に、41ページをお開き願います。

41ページ、議案第152号 令和3年度鏡石町介護保険特別会計予算についてご説明を申し
上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,350万円と定める
ものであります。

第2条、一時借入金といたしましては、一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定め
るものであります。

第3条におきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、42ページ、第1表によりまして、その概要について
ご説明を申し上げます。

42ページ、歳入につきましては、1款保険料から9款繰越金まで記載のとおりであります。
その主な内容につきましては、1款保険料が2億4,049万2,000円、3款国庫支出金が2億
5,239万9,000円、4款支払基金交付金が2億9,084万7,000円、合わせまして歳入合計が11
億1,350万円であります。

43ページになります。

歳出につきましては、1款総務費から9款予備費まで記載のとおりであります。その主な
内容につきましては、2款保険給付費が10億4,780万5,000円あります。合わせまして歳
出合計が11億1,350万円あります。

以上、計上させていただきました。

次に、69ページをお開き願います。

69ページ、議案第153号 令和3年度鏡石町土地取得事業特別会計予算につきましてご説
明を申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6万5,000円と定めるも
のであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、70ページ、第1表によりまして、その概要について
ご説明を申し上げます。

70ページ、歳入につきましては、1款財産収入から3款繰越金まで記載のとおりでありま

す。その主な内容につきましては、3款繰越金が6万3,000円であります。合わせまして歳入合計6万5,000円であります。

71ページ、歳出につきましては、1款総務費から4款予備費まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款総務費が1万4,000円、合わせまして歳出合計6万5,000円であります。

以上、計上させていただきました。

次に、81ページをお開き願います。

81ページ、議案第154号 令和3年度鏡石町工業団地事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,603万7,000円と定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、82ページ、第1表によりましてご説明を申し上げます。

82ページ、歳入につきましては、1款財産収入から5款使用料及び手数料まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、5款使用料及び手数料が4,453万3,000円あります。合わせまして歳入合計が4,603万7,000円あります。

83ページ、歳出につきましては、1款総務費から4款予備費まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、3款諸支出金4,300万円あります。合わせまして歳出合計4,603万7,000円あります。

以上、計上させていただきました。

次に、93ページをお願いいたします。

93ページ、議案第155号 令和3年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,490万円と定めるものであります。

第2条、地方債につきましては、96ページの第2表といたしまして、区画整理事業費の地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、94ページの第1表によりまして、その概要についてご説明を申し上げます。

94ページ、歳入につきましては、1款繰入金から7款使用料及び手数料まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款繰入金が1億745万5,000円、5款町債が6,210万円、合わせまして歳入合計が1億8,490万円あります。

次、95ページになります。

歳出につきましては、1款事業費から4款予備費まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款事業費が1億6,872万5,000円、合わせまして1億8,490万円であります。

以上、計上させていただきました。

次に、111ページをお開き願います。

111ページ、議案第156号 令和3年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ502万9,000円と定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、112ページの第1表によりまして、その概要についてご説明を申し上げます。

112ページ、歳入につきましては、1款繰入金から5款繰越金まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款繰入金が221万6,000円、3款諸収入が280万5,000円、合わせまして歳入合計が502万9,000円であります。

113ページ、歳出につきましては、1款育英資金貸付金から3款諸支出金まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款育英資金貸付金が502万円であります。合わせまして歳出合計が502万9,000円であります。

以上、計上させていただきました。

次に、123ページをお願いいたします。

123ページ、議案第157号 令和3年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,950万円と定めるものであります。

第2条、債務負担行為につきましては、126ページの第2表、債務負担行為といたしまして水洗便所改造資金利子補給事業（令和3年度貸付）ほか1件の期間及び限度額を定めるものであります。

第3条、地方債につきましては、126ページ、第3表、地方債といたしまして、公共下水道事業債ほか4件の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものであります。

第4条、一時借入金につきましては、一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、124ページ、第1表によりましてご説明を申し上げ

ます。

124ページ、歳入につきましては、1款分担金及び負担金から8款町債まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、2款使用料及び手数料が1億5,159万2,000円、5款繰入金が1億8,842万1,000円、8款町債が1億8,170万円、合わせまして歳入合計が5億5,950万円であります。

125ページになります。

歳出につきましては、1款総務費から5款予備費まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款総務費が1億2,835万9,000円、2款事業費が1億2,438万7,000円、3款公債費が3億542万5,000円、合わせまして歳出合計が5億5,950万円であります。

以上、計上させていただきました。

次に、143ページをお願いいたします。

143ページ、議案第158号 令和3年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,756万1,000円と定めるものであります。

第2条、債務負担行為につきましては、146ページ、第2表、債務負担行為といたしまして、水洗便所改造資金利子補給事業（令和3年度貸付）ほか1件の期間及び限度額を定めるものであります。

第3条、地方債につきましては、146ページの第3表、地方債といたしまして、資本費平準化債ほか2件の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、144ページ、第1表によりましてご説明を申し上げます。

144ページ、歳入につきましては、1款分担金及び負担金から8款国庫支出金まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、4款繰入金が4,587万8,000円、7款町債が4,790万円、8款国庫支出金が2,510万円、合わせまして歳入合計が1億2,756万1,000円であります。

145ページになります。

歳出につきましては、1款総務費から5款予備費まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款総務費が7,865万6,000円、3款公債費が4,824万8,000円、合わせまして歳出合計が1億2,756万1,000円であります。

以上、計上させていただきました。

次に、163ページをお願いいたします。

163ページ、議案第159号 令和3年度鏡石町上水道事業会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、総則を定めるものであります。

第2条、業務の予定量につきましては、給水戸数が4,826戸、年間総給水量が128万5,810立方メートル、1日平均給水量が3,523立方メートル、主要な建設改良事業、第5次拡張事業16億3,550万円と定めるものであります。

第3条、収益的収入及び支出予定額につきましては、第1項営業収益が2億8,450万7,000円であります。営業外収益777万2,000円であります。第3項の特別利益が1,000円、これらの合計といたしまして、第1款の水道事業収益が2億9,228万円であります。

支出の部になります。

第1項営業費用2億4,850万6,000円あります。第2項営業外費用が4,027万3,000円あります。第3項特別損失が10万1,000円、第4項予備費が340万円あります。これらの合計といたしまして、第1款水道事業費用が2億9,228万円あります。

第4条、資本的収入及び支出につきましては、第1款の資本的収入の合計を16億4,150万円と定め、次、164ページのほうをお願いいたします。上のほうになります。第1款資本的支出の合計額18億1,283万6,000円と定め、また、前のページの第4条の2行目のほうに戻っていただきたいというふうに思います。第4条の2行目のほうになります。ただいまの不足する額1億7,133万6,000円は過年度分損益勘定留保資金8,533万1,000円、建設改良積立金が6,000万円及び当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,600万5,000円で補填するものであります。

また、164ページをお願いいたします。

164ページの第5条、企業債につきましては、第5次拡張事業の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものであります。

第6条、一時借入金につきましては、借入れの限度額を6億9,200万円と定め、第7条におきましては、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものであります。

第8条におきましては、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定め、第9条、棚卸資産の購入限度額を667万1,000円と定めるものであります。

以上、令和3年度一般会計、特別会計、上水道事業会計、合わせて11会計の予算につきまして、その概要をご説明申し上げます。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより11件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております令和3年度鏡石町各会計予算11件については質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定によって、議長において指名いたします。

令和3年度鏡石町各会計予算審査特別委員会の委員に、1番、畑幸一君、2番、角田真美君、3番、橋本喜一君、4番、菊地洋君、5番、小林政次君、7番、渡辺定己君、8番、大河原正雄君、9番、今泉文克君、11番、円谷寛君の9名を指名いたします。

ここで、予算審査特別委員会の正副委員長選任のため休議いたします。

休議 午後 3時53分

開議 午後 4時01分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので、報告いたします。

令和3年度鏡石町各会計予算審査特別委員会の委員長に角田真美君、同副委員長に畑幸一君が選任されました。

◎決議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第33、決議案第1号 鏡石町第6次総合計画調査特別委員会設置に関する決議（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 令和3年3月4日、鏡石町議会議長、古川文雄様。提出者、鏡石町議

会議員、橋本喜一。賛成者、鏡石町議会議員、角田真美、賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克、賛成者、鏡石町議会議員、菊地洋。

鏡石町第6次総合計画調査特別委員会設置に関する決議。

標記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出いたします。

決議案第1号 鏡石町第6次総合計画調査特別委員会設置に関する決議（案）。

次のとおり特別委員会を設置するものとする。

記。

- 1、名称、鏡石町第6次総合計画調査特別委員会。
- 2、設置の根拠、地方自治法第109条及び鏡石町議会委員会条例第4条による。
- 3、目的、鏡石町第6次総合計画の調査。
- 4、委員の定数、9名。
- 5、調査の方法、調査終了まで閉会中も継続調査とする。
- 6、調査費用、議会費の中で行う。

令和3年3月4日、鏡石町議会。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

決議案第1号 鏡石町第6次総合計画調査特別委員会設置に関する決議（案）の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました鏡石町第6次総合計画調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定によって、議長において指名いたします。

鏡石町第6次総合計画調査特別委員会の委員に、1番、畑幸一君、2番、角田真美君、3番、橋本喜一君、4番、菊地洋君、5番、小林政次君、7番、渡辺定己君、8番、大河原正雄君、9番、今泉文克君、11番、円谷寛君の9名を指名いたします。

ここで鏡石町第6次総合計画調査特別委員会の正副委員長選任のため休議いたします。

休議 午後 4時06分

開議 午後 4時15分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

鏡石町第6次総合計画調査特別委員会の正副委員長が選任されましたので、報告いたします。

鏡石町第6次総合計画調査特別委員会の委員長に畑幸一君、同副委員長に橋本喜一君が選任されました。

◎請願・陳情について

○議長（古川文雄君） 日程第34、請願・陳情についての件を議題といたします。

陳情第11号は、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（古川文雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時16分

第 2 号

令和3年第7回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和3年3月5日(金)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	畑 幸一君	2番	角田真美君
3番	橋本喜一君	4番	菊地洋君
5番	小林政次君	7番	渡辺定己君
8番	大河原正雄君	9番	今泉文克君
11番	円谷寛君	12番	古川文雄君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	渡部修一君	総務課長	小貫秀明君
税務町民課長	長谷川静男君	福祉こども課長	柳沼和吉君
健康環境課長	角田信洋君	産業課長	橋本喜宏君
上下水道課長	吉田竹雄君	都市建設課長	菊地勝弘君
教育課長	根本博君	会計管理者兼出納室長	倉田知典君
農業委員会事務局長	圓谷康誠君	農業委員会	菊地栄助君
選挙管理委員会委員長	草野孝重君		

事務局職員出席者

議会事務局長 小貫正信 主任主査 鈴木淳子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（古川文雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（古川文雄君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 角 田 真 美 君

○議長（古川文雄君） 初めに、2番、角田真美君の一般質問の発言を許します。

2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） おはようございます。2番議員の角田真美でございます。

本日、一般質問に先立ちまして、一言ご挨拶させていただきます。

今月11日で、東日本大震災から10年がたとうとしております。そのような矢先、2月13日、23時7分頃マグニチュード7.3の地震で、福島県、宮城県、最大震度6の福島県沖地震が発生いたしました。

我が町では、震度5強で住宅半壊や東北線跨線橋などの道路、そして農業用施設でもありますため池などに多くの被害が出ました。私の自宅も、10年前の大規模半壊ほどの被害ではございませんでしたが、再び内外の壁に被害が及んでおります。このたびの被害に遭われた方々に心からお見舞い申し上げます。

さて、明るくなった翌14日の早朝、町内を視察いたしましたところ、既に危険箇所には通行止めなどの応急処置や、赤い三角コーンなどが設置されており、このたびの役場の職員の迅速な初動態勢は町民が心強く感じているところでございます。

しかしながら、このたびの地震で、仁井田地区にあります農業用ため池の岡ノ内池には、町道に沿っての斜面がありますが、多くの地割れが発生しており、隣接している住宅団地には町道の地盤沈下によって建物やコンクリート擁壁に被害が出ております。

ため池は、農業用水の確保だけでなく、降水時には雨水を一時的にためる洪水調整や土砂流出の防止などの役割を持つほか、生物の生息、生育の場所の保全など、多面的な機能を

有します。

町の地域防災計画の中の、震災対策編の河川等災害予防対策の中には、ため池施設災害に対する対策や、町の国土強靱化地域計画リスクシナリオの中に、ため池の2次発生が記されております。災害が及ぼすおそれのある緊急性の高い地区について、そこに対しては重点的に整備を進めると書いてあります。ただし、ため池の改良、廃止といった防災工事を実施する際には、計画の届出が必要であることは承知しております。治水工事は最優先されるべきで、社会基盤の整備事業であるべきで、梅雨を迎えるに当たり早急な工事が必要と思われま

す。

次に、新型コロナウイルスに関して、我が町でも昨年末から1月初めにかけて10名の感染症者が発生いたしました。また、昨日は、1名の方が発表されております。感染された方々に心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染者は、3月4日、昨日現在で、国内では43万6,645人が確認されており、死者が8,143人であります。お亡くなりになりました方々に心から哀悼の意を表します。

そして、日々、新型コロナウイルス感染症と献身的に最前線で向き合っている全ての医療従事者の方々、また、学校の先生、町職員の方々を含め、社会インフラを支える皆様に心から御礼申し上げます。

さて、福島県は、昨日現在で感染者が2,041人になりました。今年に入ってから、県内各地でのクラスターが発生しています。昨日の郡山市の19人、そして1日の感染者が連日30人以上であり、増加傾向に県民みんなが危惧しているところでもあります。しかし、朗報もございませう。医療従事者へのワクチン接種が2月17日から順次始まり、今後、高齢者、基礎疾患を有する方々は4月中旬から接種が進められます。我が町でもゴールデンウィークの連休頃には平穏な日常を取り戻すことを願っております。

県からの飲食店の時短営業等の要請を受け、売上げが急減した経済的打撃に町内の飲食関係者に対して、事業継続緊急支援給付金の交付が実施されました。それらのことを勘案し、町としては町の飲食店のプレミアム商品券使用期間を2月28日から延長して5月31日まで3か月間延長されております。商品券の購入者も飲食店の方々にも双方に歓迎されていると思われま

す。

次に、日本一を誇る岩瀬農業高校が、このたびは農林水産省の未来につながる持続可能な農業推進コンクールにおいて、GAP部門において全国の高校、大学の中で唯一令和2年度の生産局長の受賞者に選出されました。このコンクールの概要は、町のふるさと納税の返礼品でもある、岩瀬農業高校と東京八芳園との間で産学連携協定の無添加あまぎけが選考の対象になっております。昨年度、グローバルGAP取得18品目日本一に次ぐ、大変名誉なこと

であります。我が町を全国に再びアピールしており、岩瀬農業高校のアクセス数が250万回に迫って、これは日本の高校の中で1番だと聞いております。それだけ、町に対しても貢献していると私は思っております。町民として、大変うれしく思っています。

また、郡山女子大学付属高等学校との活力に満ちたまちづくり、連携事業のふるさと特産品の開発の取組は、岩瀬きゅうり、牧場のしずく米、なたねの雫を使用した鏡石リゾット、りんごどら焼き、イチゴ、レクチェの新商品を生み出しました。私は今年も他県に住む知人へお中元として、我が町のこの納税返礼品をなたねの雫と無添加あまぎけと鏡石リゾットの3点セットで送るように準備するつもりであります。

それでは、通告いたしました質問に入らせていただきます。

最初に、防災対策に対する問題を提起し、これからの質問を詳細に論じたいと思います。

1番といたしまして、町の防災対策についてでございます。

地球温暖化に伴う気象状況の激化による地震や津波、洪水、毎年突発的に発生する激甚な災害に対し、防災訓練、物資等の備蓄、地区独自の避難計画、要介護者への対応、避難所の運営など、様々な防災活動計画が実践されなければなりません。それは、防災情報は分かりやすく提供するなど対応も促進すべきであります。これらは、蓄積された経済努力が災害の発生によって一瞬にしてなくなってしまうのが、我々東日本大震災を経験した教訓でもあります。

そこで、身近な(1)といたしまして、防災意識の住民との共有についてであります。

身近な地域で災害が起こった場合、どう行動すればよいかを知りたい住民側の関心と、危険箇所、避難場所、避難経路、これらを分かりやすく伝える必要があると思われまます。居住困難者が出た場合、例えば子供が今までどおりに学校に歩いて通いたいなどのニーズに対して、条件に合致する応急住宅がない場合とか、そういった場合に町として、いろいろなケースがあると思われまます。町として町の防災計画の中には、被災者の生活確保として町営住宅の一時使用の項目もございます。地方自治法第238条4によりまますと、その用途または目的を妨げない程度においてその使用を許可することができるとなっています。許可の権限は町長が持っていると書いてあります。

そこでお尋ねします。災害時の災害公営住宅入居の条件についてお伺いいたします。

○議長(古川文雄君) 質問に対する執行の答弁を求めまます。

総務課長。

○総務課長(小貫秀明君) おはようございます。

2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

災害公営住宅の入居につきまして、ご説明を申し上げたいと思うんですけれども、被災市街地復興特区特別措置法という法律と、東日本大震災復興特別区域法、福島復興再生特別措

置法に規定されているという位置づけでの災害公営住宅ということでご理解いただきたいと思うんですが、町の条例といたしましては、町営住宅条例第6条で入居者の資格、第7条での入居者資格の特例におきまして、要件を具備するものでなければならないと、入居者条件としまして、されております。すなわち、東日本大震災と東京電力原子力事故に関連する被災者は対象となってくるというのが原則でございます。東町の線路沿いにある災害公営住宅として建築した東町団地につきましては、平成27年3月に建築しておりまして、令和3年1月末までの東町団地の入居状況につきましては、全24戸ございますけれども、その中の15戸に入居されております。それで全て震災当時に鏡石町に住民票を登録されていた世帯ということでご理解いただきたいと思っております。

令和元年度の東日本台風では、成田地区の一時的な避難先としまして、ここの東町団地及び定住促進住宅をご提供いたしました。一時的な使用としまして位置づけしまして、取扱いにつきましてはこちらにも通知文がございまして、令和元年10月15日付で国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知に基づきまして、行政財産の目的外使用として許可したものであるということでご理解いただきたいと思っております。

なお、使用料につきましては、災害によるものでございますから、全額免除として取り扱っております。

なお、今回の13日に発生いたしました、今回の福島県沖を震源とします地震の関係でございますけれども、これにつきましては被災を受けた方に対しましてということで、東町団地に入居していただいている世帯数をお話ししますと、5世帯15人ということでこちらに入居していただいているということでご理解いただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 入居の条件がいろいろあるのは私も存じております。入居期間、失業者、未亡人、ひとり親世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、そして小企業者となっております。

そこでもう一度お伺いいたしますが、入居期間または小企業者とうたっておりますが、これはどういうふうな理解をしたらいいのか、私分かりませんので、お教え願いたいと思っております。小企業者と入居期間、それらについてお伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 小企業者という表現なんですけれども、これにつきましては、一般の個人業を営んでいる方だと思われませんが、それにつきましては、その辺の規定につきま

しては、ちょっとすみません手元に資料ございませんが、いわゆるその個人業者ということで私のほうとしては理解しているということでご理解していただきたいと思います。

なお、入居の期間につきましては、当初ということで3か月ということで期限を切らせていただいております。ただ、その方のご家庭等のご事情もございますから、それについては十分勘案した中で、3か月後にまた生活再建等がなかなか困難であるというご事情があるという場合につきましては、1か月単位で延長しているということでご理解いただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 次に移ります。

先月の2月13日の地震で、相馬市と桑折町は防災用テントを設置して避難者から好評だったということであります。相馬市の場合、テントを購入したのは昨年12月、地震が起きる2か月前でありました。各避難所の収容人数に合わせて倉庫などに保管していたそうであります。シミュレーションとしては図面等でやっただけ、机上のシミュレーションであったと聞いております。実際に組み立てるのは今回が初めてだったと聞いております。スポーツアリーナそうまでは、避難所が開設されたのは、地震発生から1時間後の14日午前零時だったと聞いております。担当者はマニュアルに従ってテントを組み立て大きな混乱はなかったそうです。もちろん避難者からは、プライバシーが保たれる、新型コロナの感染の心配が軽減されると大変評価が多く出たということがございます。

我が町の地域防災計画は、生活物資の調達、確保などであり、また調理不用の物とするとあります。また、高齢者、障がい者、乳児者、病弱者利用にも配慮して創意工夫を講じる等必要であると書かれておりました。また、備蓄の中にはもちろん食品のほかに、簡易トイレなどが入っており、避難行動要支援者向けの用品なども考えられると書いてあります。

特に、私が思うには、避難者の防災対策については、特に女性と子供に対するプライバシーと防犯対策が必要であります。これらは東日本大震災のときの反省としてよく挙げられている項目であります。そこで、災害時の防災用テントや簡易トイレ、物資等の備えと備蓄対策について、これらを合わせて町の考えをお伺いします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

地震をはじめといたしました災害発生後は、町民の心身の安全・安心を確保するためにいち早く避難所を開設することが重要となるということがございます。今回のいわゆる福島県

沖を震源とする地震におきます避難所の開設につきましては、翌夜中の1時に第一小学校のあやめホールと体育館を指定しまして、あと各地区の集会所を順次ということで、連絡つき次第ということなんですが、各区長さんのほうに各集会所を避難所にしていただけないかということをお願いをしていたところございまして、順次対応をしていただいたという経緯がございます。

それで、私のほうも避難所につきましては、公民館や体育館、集会所などをあらかじめ定められた施設のうち、いわゆる震災の度合いによりますけれども、避難所が被災してしまっただけでは、壊れてしまったではちょっと対応できませんから、なお、それを安全を確認された場合、場所を避難所としまして開設することとしており、避難者の方は一定期間不安を抱えたまま制約の大きい生活を強いられるということでございます。このような中、少しでも避難者の方のストレスを減らすために、過去の災害を教訓に様々な避難所対策用品が開発されているということでございます。防災用テントにつきましては、プライバシーの確保などの観点から、避難所内に個人、または世帯単位で設置する事例が増えているという認識をしております。当町でも着替えや授乳などの際に、プライベートスペースを確保するために現時点では10張りの備蓄を確保しております。また、避難者の一定のプライバシーを確保するために、ダンボール製のベッドや仕切り板等を30基備蓄しております。

なお、簡易トイレについては、現在備蓄は残念ながらすみません、ございません。災害時に避難所のトイレや下水道が被害を受けることも想定されることから、今後の備蓄や取扱い業者との協定等につきまして検討させていただきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 災害には、次のようなことが言われております。備えあれば憂いなし。外国では1ドルの防災投資が結果的に6ドルの富になると言われております。万全な備えをするべきで、体制強化のためには予算や人員を惜しんではならないと私は考えます。先ほどのトイレなどに関しても、素早い対応をお願いいたします。

次に、幸い我が町の保育園、幼稚園、小中学校ともに土砂災害、水害のリスクはない場所に設置されており、先人の防災意識の高さに敬意を払います。

再び相馬市に戻りますけれども、相馬港の近くにみなと保育園というものがございます。東日本大震災で津波が到達した過去を風化させず、防災教育、減災教育に力を入れているとマスメディアによって紹介されました。そこでは、月1回、津波の難を逃れた体験から避難訓練を実施しているそうです。次に、次のような言葉を覚えているそうです。「火災、地震のときは、安全なところに避難します。津波のときは、高いところへ避難します。先生の話

をよく聞きます。」このように、先日の地震にもこの保育所の子供たちや卒園生、大きくなった卒園生が冷静に行動したと報じられておりましたし、親からの報告もあったそうでございます。全ての地域に通じる言葉だと私は考えております。

我が町にも認可保育所があります。地震、火災、水害、不審者の侵入など、ありとあらゆるケースを想定して、避難訓練、消火訓練を少なくとも毎月1回実施していると私は思っております。それは、国の規定で毎月1回実施しなければならない規定になっているからでございます。基本的には、園児はゼロ歳児から参加します。園児と保育士だけではなく、保育士以外の職員も全員参加することになっております。子供のうちから自らの命は自らが守る意識を醸成させなければならないと私は思っております。

そこでお尋ねします。幼児、子供の防災教育の内容と、その周知徹底の考えをお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

幼少期からの防災教育は、災害への理解を深め、災害時に自らの安全を確保する行動を身につけるために非常に重要なものであると考えております。

初めに、未就学児につきましては、幼稚園、保育所、認定こども園などにおきまして、先ほどもちょっとお話がありましたが、月に1回の防災訓練を実施しており、その都度、地震や火事、不審者対策などを想定した訓練のほか、ビデオや紙芝居などを活用した指導を行っております。また、年に数回、保護者の協力をいただき、引渡し訓練なども実施しております。

次に、小学校におきましては、年に2回の訓練を実施しておりまして、それぞれ地震と火災を想定した内容となっております。避難訓練を実施した後、集会において防災教育を行っているほか、理科や社会の授業においても災害について学習する内容があります。また、方部ごとの集団下校訓練や保護者への引渡し訓練なども実施されているということでございます。

次に、中学校においても、年に2回の訓練が実施されておりまして、小学校同様、地震と火災を想定し避難訓練を実施した後、防災啓発用のパンフレットなどを活用した指導を行っております。また、保護者向けのメールシステムを活用した安否確認訓練なども実施しているということでご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 次に、東日本における避難行動について申し上げます。

地震発生時に、地元の災害の危険箇所を知っていることが迅速な避難につながっていると研究発表されております。高齢者の避難行動計画について質問するわけでありますが、高齢者は迅速な避難行動が行えないため災害の犠牲になりやすいと考えられております。町の防災計画によれば、要配慮者、高齢者の対策を実施するとあります。被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握、生活用品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供、避難所において被災した障がい者や要配慮者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつの物資やガイドヘルパー、手話通訳者の人材について迅速に調達を行うとなっております。

そこで、私のほうから高齢者の避難計画について、町の考え方について質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉君） おはようございます。

2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

高齢者の避難行動計画につきましては、国の災害対策基本法及び町の地域防災計画において高齢者はもとより障がい者、乳幼児、その他、特に配慮を要する方々を要配慮者として定めており、災害時の避難行動について支援することとしております。

一方、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な要介護認定3から5の方や、障がいをお持ちの方等につきましては、避難行動要支援者として名簿を整備しております。災害発生時には、この名簿を消防や警察、自主防災組織などに提供し適切な避難行動に努めることとしております。この名簿につきましては、年1回調整を行い、登載者については、名簿を災害時に消防や警察、自主防災組織などの協力機関へ提供してよいかの同意の徴収や、個別の避難行動計画の取りまとめを行い、災害発生時の想定避難先や緊急連絡先を把握しているところでございます。

2月13日の地震においては、災害が発生した直後から、職員によりまして243名の名簿登載者につきまして、電話によりけがの有無や家屋の状況、停電、断水、避難先の確認などを行い117名の方の安否確認を実施したところでございます。また、翌朝からは地区の民生委員によりまして高齢者の自宅へ訪問し声かけをしまして安否確認に努めたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 次に、（2）自主防災組織についてであります。

先月の13日の地震では、先ほど申し上げましたように、役場の職員の迅速な初動対応は町民から歓迎されたということをお話しさせていただきました。しかしながら、同時に今後多発的大規模災害が発生した場合、ごく初期段階は行政側による対応が地域住民の多くの分野に及ぶことは難しいと思われまます。そこで、自分の地域は自分で守るという、いわゆる自主防災組織であります。住民の安心と安全を守るという重要な役割を担って、地域における防災のリーダーとしては消防団がございませす。しかし、近年の災害の多様化により地区住民の中に防災の基本的な知見を備えた、男性ばかりではなく女性の視点からの意見を取り入れるためにも女性の防災リーダーの育成が必要であると私は考えております。

そこで、行政区の防災リーダーの育成と必要性について併せて町の考え方をお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めませす。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

災害時の対応には、自助、共助、公助の3要素が必要であるということございませす、行政区など地域の皆様の助け合いが共助に当たります。行政区にはそれぞれ自主防災組織がつくられておりますけれども、行政区長を中心に災害時の対応や日頃の訓練など防災意識の向上に努めていただいております。行政区長や区長をサポートしながら防災活動の中心となる方が防災リーダーに当たるものと考えておりますけれども、このような方々に対しまして育成支援を行っていくことが必要となるということございませすけれども、現状では具体的な支援ができていないのが実情であるということございませす。国や県が年に数回、防災リーダー育成の研修会等を実施しているということございませすので、このような研修会を捉えながら、その情報提供や参加への支援などを行うなど今後できることから支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） ぜひ、そういった研修会ですね、私も日赤で研修会を受けております。時間も費用もかからなくてそういったリーダーが養成されますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

次に、町としての防災計画は、地域防災計画について詳細に計画はされております。先ほど申し上げましたように、行政区ごとの地域防災計画については、詳細については計画されております。災害が発生した場合、先ほども申し上げましたように初期段階には地域の状況を知り尽くした地元住民でなければ地元の対応が難しいと思われまます。

阪神・淡路大震災では、倒壊家屋の下から救助された全体の約8割であったそうであります。近所の方々に救出されており、また7割弱が家族、3割が隣人によって救出されたとされております。このように、地域の方々と防災について一緒に考え対策を取っておくことが地域全体の防災力も高まり、地域の絆も高まると思われまます。防災についてのワークショップを繰り返せば、防災に対しての知識が高まります。机上の上の計画だけでは、結果的には無駄になると思います。そういったことでワークショップを何度も何度も繰り返して開いていくべきだと私は考えております。

そこで、行政区ごとの先ほどお話は聞きましたが、防災計画と防災訓練の考え方についてお伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

市町村単位で作成する地域防災計画とは別に、行政区などの一定の地域ごとに地区住民の実情に合わせた助け合いの方法について自発的な防災計画を策定する、いわゆるこれが地区防災計画の策定ということで、それを支援する自治体が増えているということでございます。本町においては、地区防災計画の策定は進んでいないのが実情であるということでございます。今後、行政区の皆様のご理解とご協力を得ながら、各種防災の反省も踏まえた中で策定を検討してまいりたいと考えております。

また、地域ごとの防災訓練につきましては、年に1回、消防団が実施しております、模擬火災訓練を各行政区持ち回りで実施しているところでございますが、これに合わせまして避難誘導や炊き出しなどの簡易的な訓練も実施しているということでございます。

今後、地区防災計画の策定と併せまして、各行政区による定期的かつ充実した訓練実施につきまして、検討課題とさせていただきたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 町長。

○町長（遠藤栄作君） ちょっと補足してご説明申し上げますけれども、いずれにしても前回の震災においてもそうでありますけれども、今回この大きな地震になってしまったという中で、この震災を経験した中で、やはり先ほどの相馬市のお話も出ましたけれども、大きな体育館で一堂に集めるということは、管理上も大変ということでもあります。我が町は、震災のときに、いち早くこれは行政区にお願いをした、そういうことで町の職員もある程度軽減された、その軽減された部分については、しっかりと別な面に対応できたということがあります。そういう中で、特にこの行政区の関係においては、やはり今、各集会所もエアコンさらにはトイレの改修、これは男女別、そういった部分も含めて行政区でできるものにつ

いては、ぜひ今後もその大震災、コロナ関係も含めて対応していきたいと、そういうことを牽引しながら、そしてしっかりと内部の道路、そういったものについては一生懸命やる。そんなことで、手分けをしながら行政区の力を借りながら、一緒にこれからも対応していきたいということで先ほどの部分から含めて、そんな考えでこれからもやっていきたいと考えています。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 私も以前、仁井田区の区長をやっておりました。その前は仁井田区の副区長、会計、通算10年ほどやっておりましたので震災も経験しております。そういった反省も私は含めると、PDCAを回して、要するに、プラン・ドゥ・チェック・アクション、これを回すことによって、そういった見直しが必要なのではないかと考えておりますので、どうかワークショップを含めて、そういったPDCAも生かしながら計画を練っていただきたいと思います。

次に、2番といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

福島県からは、緊急事態対象地域をはじめとする感染拡大地域との不要不急の往来、また飲食店などの利用を控えるなど、感染リスクが高まる意識を、リスクの場면을意識し慎重に行動することなどが実施されてまいりました。

そこで、（1）の新型コロナウイルス二次感染の対策についてであります。

家庭内での二次感染率は16.6%で、配偶者の二次感染リスクが家庭内で最も高いと報告されています。厚生労働省から注意事項として、このようなものがございます。

家族に感染した場合、感染者と同居者の部屋を可能な限り分ける。また、トイレやバスルームなどの共同スペースの共有利用を最小限にするなどがあります。これらは、経済的な理由で環境を整備できない場合、町からの宿泊施設などの提供について、どう考えているのかお伺いします。感染者以外の同居家族の宿泊施設及び場所の設定をどう考えるのかお伺いします。これらは、家庭内で屋外やベランダや庭にプライベートテントなどの設備などを今後買い換える人があると思いますが、いずれにしても感染者以外の家族が宿泊施設を選定する場合、どういったことが考えられるかお伺いしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（角田信洋君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

新型コロナウイルスの感染者や接触者の対応につきましては、現時点では県保健所が対応しているのが現状でございます。県の感染者等への対応につきましては、感染者は当然入院

措置となりまして、感染者の濃厚接触者等がPCR検査の結果、陰性だった場合は自宅による健康観察を行うことになっております。当然ご質問の感染者以外の同居家族につきましても、PCRの検査の結果、陰性であれば宿泊施設等ではなく自宅での健康観察を行うことが基本となっております。その観点からおきましても、町で現在宿泊施設、そういったものを準備するという事は考えていない状況となっております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） くどいようですが、臨時の隔離のテント、簡易ベッド、簡易トイレなどの備える考えがあるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（角田信洋君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほどの答弁のとおり、感染者に関しては自宅待機による健康観察ということになっております。先ほど議員のほうからもおっしゃられたとおり、自宅待機の際には、居住空間を分けるなど極力家族間での接触を控えながら過ごすこととなっているところでございます。その観点から言いましても、家庭内でのマスク着用、さらには手洗いやトイレ等の共用部分のアルコール消毒といった感染対策をしっかり実施しながら自宅で過ごしていただくことが適当かと思っております。

ご質問の隔離テント、簡易ベッド、簡易トイレの対応につきましては、当然接触者の接触機会を極力避けようという観点から、感染対策として有効な手段であるということは認識しているところであります。ただ、外部にテントを設置する、さらには住居内の隔離テントの設置、こういった部分につきましては、相当の空間を取るということもございますので、現時点においてはこういったものを備えることは考えておりませんが、今後の検討の課題とさせていただきますと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 次に、（2）町としての対策をお伺いいたします。

まず、国からの対策としては、コロナ感染症に関して生活福祉資金の上限20万円などの特例貸付けがございます。また、新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少があれば、休業状態でなくとも対象ということになっているそうでございます。

このほか学生に対しては、学生支援給付費などがあります。これらは、社会福祉協議会を

通じて国でやっているところがございますが、町としましては、現在学生に対しては米等の支給をしているということでこれに関してはよろしいんですが、そのほか町として新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業の今後の支援対策があるのかどうかお伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

新型コロナウイルスの感染症の影響を受けまして、休業や失業によって生活を支える収入が減少しまして、日々の生活が困難となっている方々への生活支援対策につきましては、先程来、2番議員さんからおっしゃったように制度ですね、主に緊急小口資金、総合支援資金、あとは母子父子寡婦福祉貸付、住居確保給付金などの貸付制度がございます。この貸付制度にはそれぞれに条件がございます。緊急小口資金、総合支援資金は、町社会福祉協議会が窓口になっておりまして、母子父子寡婦福祉貸付は福祉こども課、住居確保給付金は生活自立サポートセンターの県中事務所が窓口となっております。そのほかにも学校等休業助成金など生活支援や休業支援がございます。

なお、国においては大変厳しい雇用情勢を鑑み、休業者や失業者に対しましての支援を進めているということがございますが、当町といたしましても、近隣や各自治体の動向を見ながら、先の見通しの立たない不安を解消していけるような政策はないのだろうかということ、情報収集に現時点では努めていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 私も昨年、某大学へ食料援助いたしました。もちろん、町の個人の方々もそういうことを考えていらっしゃると思いますけれども、ひとつよろしく願いいたします。

次に、②であります。

大阪大学大学院医学部の森下竜一は医学博士であります。医学関係者の中では、新型コロナウイルス感染症の第4波が来ると予想していることがあります。

そこでお伺いいたします。もちろん、そういったことはあってはならないんですけれども、第3波以降に可能性のある第4波に備えた町のコロナ対策は、町としてどのようなものがあるか質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

国内の新型コロナウイルス感染については、昨年の11月に1日2,000人以上が感染するなど第3波を迎えたということでもあります。政府においては、1月7日から1都3県に2度目の緊急事態を宣言しました。そして、福島県も県内全域を対象とした緊急対策を行った結果、感染者は減少傾向となりました。また、若干、今クラスターが発生しているようではありますが、この緊急事態宣言が解除されてしまえば、人々の気の緩みによりまして、いわゆるリバウンド、感染再拡大が懸念されているところであります。一昨日でありますけれども、日本医師会の中川会長の記者会見の中でも、徹底的に感染を抑え込んだ上で解除しなければ第4波を招くおそれがあるとの見解を明らかにしているところであります。

そのようなことから、町としましても引き続き、県や関係機関と連携を図りながら情報収集に努め、感染拡大防止のための呼びかけを継続していきたいと。これはやはり何といても医療機関が崩壊してしまえば、先ほど議員が質問しているように、いわゆる入院もどこにも入れない、もっともっと蔓延しまえば本当にテントになってしまうという、そういう状況に招かないようにすることが大事であろうというふうに思っております。

そういう中でありまして、一刻も早く町民への早期のワクチン接種体制を確立していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 次に、3番の地域コミュニティについてであります。

（1）といたしまして、地域防災と地域コミュニティについて。

私の住む仁井田では、農家が1年に4、5回それぞれ役割を分担して、各農道の草刈りや道路へ砂利の整備事業、これを道普請とっておりますが、こういった作業が完了すると、みんなで食事をし、酒を飲んだりして情報交換をして、こうした作業や飲み会を通じて意識せずに結びつきは強固となり、地域のコミュニティが醸成されてまいりました。ところが、近年は道の整備作業は行政に任せることが多くなり、これまでは地縁、血縁の多かった地区で結婚式やお葬式の冠婚葬祭など近隣住民が互いに集まって手伝ってきたものが、現在そういう姿も少なくなったように思われます。地域における帰属意識や連帯意識、そして住民同士のつながりが、次第に希薄化しているように感じております。我が町の人口は横ばいで推移しておりますが、住宅新築戸数は増え、親との同居を解消した家族が多くなったため、世帯数は現在も増え続けていることはご承知のことです。

総じて言えることは、震災をきっかけに若い人のライフスタイルの変化によって、家庭のコミュニケーションやコミュニティを一変させたのであります。今後の地域コミュニティ

一づくりは、住民に対し地元の一員との共同体意識をつくり出し、少人数で組織されている班単位活動などを活発化させるなどの工夫も必要であります。

そこで、各行政区世帯の加入率をお聞かせいただきたいと思います。それに、我が町では確かに加入率が他自治体よりは多いと聞いておりますが、消防団員の加入状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

行政区の加入率につきましては、具体的な調査や実態調査はできていないのが現状でございますが、アパートの方などをはじめ、新たに転入してきた世帯などが加入しないケースや、ご高齢の世帯が付き合いを抜けるケースなど、未加入者が増えているのも承知しております。

また、消防団の加入状況につきましては、全国的に団員不足が深刻な問題となっております。本町においても新団員の確保に苦慮しているのが実情であります。現在の状況といたしましては、条例で定められました定員が208人に対しまして、団員数が3月1日の時点で169人となっております。39人が欠員となっております。

これらの行政区の加入率減少や消防団の加入者の減少は、地域コミュニティーの維持に対する影響も非常に大きい問題であると認識はしております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） ただいまの世帯の加入率ですけれども、以前、私区長をやっておりました。その時点で、加入率の割合とかそういった詳細についても私はこの目で確認しておりましたが、もちろん詳細については、先ほどのアパートとかそういった面でも出入りもあるんでしょうから、分からない面もあるかもしれませんが、その辺に関してはきちりとした数字を押さえておかないといろいろな面で、防災の面でまずいのではないかと思います。

次に、2の区の役員や消防団員の成り手不足の解決策についてであります。

行政区は、区長と区の役員が地域の活動の中心となり指揮を取ってもらっております。行政からも住民からも頼りにされる存在であります。しかし、活動が多岐にわたり多忙なため、会社員には負担が重くのしかかっております。また、地域の結びつきが弱まっている近年、それらの条件が要因として役員の成り手不足が深刻化しているのかと思います。しかし、私が思いますのは、経験者として、一度役員を経験すると地域に役立つ自分を発見し、長期にわたって役員を務める傾向にあるのも事実でございます。この辺に行政区の役員成り手不足の将来の活路を見いだすヒントがあるように私は思っております。

行政区と肩を並べる地域コミュニティーの代表格が消防団活動であります。地域における消防団、消防、防災のリーダーとして、平常、非常時を問わず地域に密着し住民の安全と安心を守るという重要な役割を担っていると住民からは敬意を払われております。そしてまた、消防団組織は、機械やポンプの操法技術だけではなく、地域コミュニティーの人材育成の機関も兼ねていて人間性を高める空間でもあると思われれます。しかし、1年間の報酬が1人当たり3万円程度であり、また、消火活動だけではなく、日頃から訓練や夜間の警備、家庭や職業を持つての団員としての活動は多忙で、年末年始の特別警戒など、特に若い働き盛りの者には厳しいものがあります。少子化もあり若い方々の減少という状況もありますが、区や消防団員の人材不足について、町として今後どのような対策を講じるのか質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほどご答弁申し上げたとおり消防団については、成り手不足などによりまして、定員割れを起こしているのが実情でございますけれども、そのほか、行政区役員をはじめまして推薦をお願いしております各種団体役員についても、一部の方に役割や負担が集中しまして固定化する傾向にあるなど、成り手不足は深刻な問題となっております。各種役員を推薦していただく区長さんには、大変ご苦勞をおかけしているということでございます。これらの原因につきまして、一般的に言われているものとしましては、農家や自営業者が減少しましてサラリーマン世帯が増加したことで地域のつながりが希薄になっていることや、アパートの世帯や新たに行政区に加入した若い世帯などからの協力が得にくいということが主な原因ではないかと推測されます。また、消防団員につきましては、就業形態の多様化によりまして夜間や土日など、定期的な活動に参加し難いという方が増えたことや、少子化や若者の町外流出などによりましてそもそもの成り手が不足しているなど、様々な問題が複合的に作用しているということで考えております。

解決策というか、これらは全国的な問題ともなっておりまして、有効な解決策がなかなか見つからない実情でございますけれども、消防団員や区長さんなどの待遇改善を検討し、また、負担軽減などについても検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 将来の地域のコミュニティーのリーダーでもあります消防団員の育成のためにも、待遇改善は絶対に必要であると私は断言しておきます。消防庁で消防協力事業所の表示制度などあります。そういった消防団協力事業所の表示制度などありますが、これ

は決して消防団員を優遇させる措置でも何でもないとは思っています。そういったことから、今後は行政区と消防団との連携による地域づくりが、地域が一体となって、安全で安心に強いコミュニティーづくりに取り組む必要があると思います。そのためには、先ほども申しましたように待遇改善と連携の強化が私は必要だと思います。消防団の待遇改善と連携の強化策についてお伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

消防団の加入促進につきましては、消防団の認知度や魅力を高めまして、入団しやすい環境をつくる必要があると考えております。待遇改善の一環といたしまして平成27年から消防団応援事業所事業を実施しまして、加入店から消防団員が様々な特典を得られる制度などを実施しているほか、家族にも参加していただけるレクリエーションなどを開催しております。全国的にも様々な取組が試みられておりまして、大幅な報酬の増額や雇用企業への減税なども行っている自治体もありますけれども、決定的な解決には至っていないのが実情のようでございます。このような先進事例を研究しながら、今後は町の実情に合った待遇改善策を検討してまいりたいと考えております。

また、次に、特に欠員の多い地域につきましては、行政区と連携いたしまして意見交換会などを実施しているところでありますけれども、引き続き、町、消防団本部、行政区、消防団OBなどが連携を深め、意見交換などを行いながら新入団員の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 地域コミュニティーの人材育成機関でありますので、どうかその辺も含めて町の指導、またそういったものに対する対処策をやっていただきたいと思います。

私、これで質問を終わります。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君の一般質問はこれまでといたします。

ここで、換気のため5分間休議いたします。

休議 午前11時09分

開議 午前11時15分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 円 谷 寛 君

○議長（古川文雄君） 次に、11番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） ご指名をいただきました11番議員の円谷寛であります。

2人目の一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、先月の2日に亡くなりました井土川議員の御霊に深く哀悼の意を申し上げます。

彼は、九州宮崎県の生まれで、鏡石に働き、そして鏡石の人と結婚して、そして町議をやられたという、まさに鏡石の議員としては珍しい経歴の持ち主だったというふうに思います。

私は、奥さんの実家のすぐ近くに住んでおりまして、私の家内と奥さんは同級生でありまして、さらにこの奥さんの父親は昔私の父親が班長などを務めておりました、農協の鏡石営業所で一緒に働いておりました。それで畑なども隣で耕して、家族とも大変お世話になり近くに住んでおったので、人一倍彼のことは詳しく知っております。

・・・・・・・・・・・・・・・・【中略】・・・・・・・・・・・・・・・・

井土川さんが初めに町議に出たときに、親戚も少なく大変厳しいなと思って、奥さんの実家に、お兄さんに頼みに私が行きました。そうしたところ、大声でどなり返されたということが思い出されます。彼が農協の理事になるには、私も地元の選考委員で彼を農協の理事にするには大きな働きをしたというふうに思っているんですけども、むべなくどなり返されて、お前にも一票やろうと思ったがやらないなんて言われました。別な候補のポスターなんか貼ってありまして、大変がっかりしたという思いがありまして、結婚のときの反対はまだ生きていたのかなんて、改めて思い出されました。

私が、半グレやくざ風の男を、プールの指導員をやっていました、スポ少の指導員をやっていたこのやくざ風の男に、プールの管理をめぐってこれは教育委員会が大分責任があるんです。これから私も追及したいと思っていますけれども。そのでっち上げ告訴で刑事に被告人にされて、裁判中で選挙を落選しました。そのために、その場にはいなかったんですけども、彼が入院をして退院をしたときに、こう挨拶したそうです。私は心臓の血管が7か所詰まっていたと挨拶したんだそうですよ。こういう重篤な人を、私を選挙に落とすたくて無理やり候補に押し立てた人がいるんです。私はこれは絶対許せないというふうに思っているんです。その私を落とすための取組の中で私は、数々の選挙違反をつかんで把握しておりますので、今回、私はこれを議題にしようかと思ったんですが、選挙管理委員長も私の近

くの人で交代しましたので、もう少し猶予期間を与えて、次の一般質問では厳しく私はこの問題を取り上げて、選挙管理委員会の見解をただしたいというふうに思っております。

さらに、選挙管理委員長には十分勉強しておいていただきたいと申し上げたいというふうに思います。

2月26日に、県内紙の1面トップに、会津美里町長が官製談合の疑いで逮捕されたという記事が1面トップで大々的に報道されました。現職町長の逮捕は、かつて石川町長が逮捕された、職員採用をめぐる逮捕された事件以来15年ぶりだというふうに報道されています。

その前日、私は保健環境組合の監査をしております、監査の中でこういう発言をしたんです。これは今須賀川保健環境組合が、林精器とトキワ印刷の間にある最終処分場が満杯になるそうなので、長沼に工事を計画しているわけですね。この入札をめぐる大手のゼネコンが価格が安いということで落選というか失格しているんですね。私はこの問題を取り上げてまして、なぜ安い業者に、しかもゼネコンですよ、信頼は抜群だと思うんですよ、中小の土建業者よりもね、なぜ失格させなきゃならないんだと。そうしたところ、最低制限価格だと言っているんですね。何で競争入札の建前が死んでしまうんでないかと、こういうことでは。何で外すんだと、安くやるという人を。おかしいんじゃないかと私は追及しました。そして、もし手抜きが危ないというのなら検査をしっかりとやったらいいんじゃないですか、そのために職員というのがいるんじゃないかということをお願いしました。

こういう議論があった日が、私はそれ、そのときは知らなかったんですけども、会津美里の町長は逮捕されていたんですね、この最低制限価格で。私はこの最低制限価格というのは、入札にあってはならないというふうに思っているんですね。競争入札の本来の目的がなくなってしまうし、僅か3つか4つの数字が分かればもう談合なんですよ。談合は今法律が改正されて、巨額の罰金を課されます。談合をやっても業者はもうからない、そういう仕組みがつけられたはずなんですよ。でも最低制限価格が設けられて、その3つか4つの数字ですよ、商売人ですから桁違いの数字を当てはめるわけがないんです。これはちゃんと分かるんですね。ですから、その3つか4つの数字が分かれば、もうこれは談合なんてやる必要ない。だから会津美里町では、2年間に9件あった入札の中で、3件が最低制限価格がぴったり一致だったというんですね。これほど人をばかにしている入札はありません。執行と裏で組んでいたわけですから、町はその罪状を認めたなんて新聞に出ていましたね、美里町長。辞めるということも弁護士を通じて議会に届けられたということも報道されています。

だから、鏡石町長も私が公契約条例をつくるべきだと言ったら、最低制限価格取り違う人なんて答弁していますから、これは非常に問題発言であって、我々はきちんとこれから見ていかなくちやなりませんし、私は美里の町民だったら、今までのこういうでたらめな入

札を見逃してきた会津美里の町議や監査委員は報酬を返上するべきだというくらいに思っております。このように重大な犯罪に結びつく最低制限価格付の入札については、私はこれからも厳しく見ていきたいと思っておりますし、それは議員として当然の務めだというふうに思っております。

前に申し上げましたけれども、鏡石町では、東北旭紙業の工場拡張に当たって最低制限価格によって3,000万円も安く入札したゼネコンが失格をしているんですね。そして、町のうわさは前町長ですけれども、前町長はこの業者から隠居を造ってもらったなんていううわさがまことしやかに出ていたんですよ。私も議会でその問題点は指摘しておりましたし、議会だよりも書いておりましたので、かなりの町民は知っているはずですよ。それは町長も知らないはずがないんです。それをまた最低制限価格なんて持ち出しているところに、私はこれは重大な問題があるというふうに思っています。

さて、今年最大の政治判断のときが刻一刻と迫っています。言うまでもなく、東京五輪・パラリンピックの開催の是非についての判断が迫られているということでもあります。組織委員会の前会長が女性蔑視発言で辞任、後任に、70年国体のときに鏡石はサッカーの会場になりました。しかしまだこの時点では、町民はサッカーというものが今のような人気ありませんでしたから、何だサッカーかというくらいの思いで捉えていました。これを払拭しようとして当時の長田町長は、このサッカー協会の会長でありました川淵三郎さんと呼んで講演会をやったんですね。その席で川淵さんは、いかにサッカー競技というものは世界的にも人気があって大変なスポーツなんだということを力説をしておりました。そして、この鏡石はサッカー会場で70年国体というのをやったわけです。日本では、当時はプロ野球のほうが圧倒的に人気がありまして、サッカーというのはいくらも今のような人気なかったんです。でも川淵さんは、熱弁を振るってこのサッカーというものにいかにアメリカやヨーロッパでは人気があるのかと、サッカー選手の報酬がいかに高いかなんていうことまで含めて、熱弁を振るわれました。私は大変その面では先見を見ていたと、私の考えでは日本にサッカーというものを普及させる上でこの人は大変貢献をされた人だなというふうに思っているんです。

この人は大変立派だというふうに思うんですけども、決めた経過がいただけませんでした。この人は、森喜朗という女性蔑視発言で責任を取って辞める人が推薦をしたということで断念になったんですね。こういう構図はあり得ない、これも失言で責任取って辞める人が何で後任を指示する資格があるんだというのが世間の批判でございます。そういうことで彼はせっかく森さんがさせようとしたんですけども、キャンセルになったわけですね。

代わって組織委員長の会長になったのは橋本聖子、当時の五輪相であります。しかし、透明性が要求されると言われた後任選出の会合はやはり非公開でした。そして、ここで私が橋本聖子は私の娘だと言っている、森氏が言っている。橋本氏は橋本氏で、森さんは私の父親

だと言っている。こういう人がこういう間柄の人が巨大な利権を占める東京五輪の組織委員長になったわけですね。政府はいろいろ条件を裏でつけているというマスコミの報道もあります。次の選挙は保障するとか、東京五輪の組織委員長は月給200万だが終わると無役になってしまうからということで金銭的な補償するとか、自民党はお金持ちですからやるんでしょう。そういうことを約束しているということも言われています。それで、私はこういうことをやりながら、やはり巨大な利権というものがこの森喜朗一派の手に握られているというふうに見ておるわけでございます。

さらに、私が問題とするのは、この橋本聖子の後任になった丸川珠代という新しい五輪大臣ですね。これが非常に問題な女性でございます。これは彼女は、かつて民主党政権が子ども手当というのを創設したときに、国会の中でばかでかい声を上げて愚か者と民主党政権をなじったんですね。私は今でもこの丸川珠代と会うような機会があるならば、あんたは今でもそう思っているのかと私は聞きたいんです。とんでもない話です。

今、子育て支援というのは、政治のキーワードです。政府自民党といえども、このキーワードを無視もできない、数々の施策をやらざるを得ないというふうになっているのに、こういうばかげた発言をしたのがこの丸川珠代であります。さらに許すことができないのは、大臣になる直前に、彼女は同士と、このアナクロニズムの同士だと思いうんですけれども、この人と一緒になって、各県の県会議長宛てに文書を送ったんですね。それは夫婦選択的別姓、これに反対するようにと要求する文書を送ったんです。先日の国会で、参議院の予算委員会で福島瑞穂さんからこの問題を厳しく、福島瑞穂さんが大変しつこく何回も何回もやったんですけれども、ばかの一つ覚えのように、私は大臣の立場で答える立場にありませんなんて、ばかげたことを言って、自分の考えを言いなさいとこれは福島さんは何回も何回も聞いたんですけれども、ばかの一つ覚えのように、大臣の立場で答える立場でないとかばかなことを言って、考えを聞きたいと言っているのに、その考えも述べない。これはまさに今の菅首相の答弁と全くうり二つですね、大事な話になるとはぐらかして肝心の問題には答えない、こういうことを今まで安倍首相の時代の官房長官時代もそうですね、同じような意味のない言葉を繰り返して答弁をはぐらかしてきたのは、この菅義偉であります、全くこの丸川珠代もこういうことを繰り返しているわけでございます。

このような人たちに、女性になったから女性の立場を代弁するなんていうことは全くあり得ない。自民党の中では例えば杉田水脈議員のように、性暴力に対して女性を、性暴力に遭った女性を辱めるような、さらにおとしめるような発言、女性は性暴力に対して何ぼでもうそをつくことができるなんていう発言を暴言をする議員もいるわけですから、女性が増えたから女性の権利が拡大されるなんていうものではないということですね。これは、全く本質的には別な問題です。

ただ、女性議員を増やすための超党派の会議があるわけですね。女性の元文部大臣やった人が座長なんかやっているんですけども、その集まりで、ああいう勝手にですね、自民党なんかでは大変女性の社会進出について、あるいはいろんな面で大変活発な発言をした野田聖子が今自民党の幹事長代行をやっているんですけども、この人は全く後ろ向きの態度を取り続けたというふうに最近の新聞に、今日あたりの新聞に書かれていますけれども、やはり自分の身を守って、彼女もそろそろ自民党の総裁選挙になかなか推薦者の確保ができないというくらいまで追い込められていまして、考えが変わったんだか何だか、この取組について全く後ろ向きの態度に終始したなんて書いてありますから、やはり男社会の特に自民党なんかで出世をしようと思えば、そういう考えにならざるを得ないのかなというふうに思っています。

話は、オリンピック・パラリンピックの開催の話になりますけれども、聖火リレーは25日に福島のいわゆるJヴィレッジ、あそこでスタートします。この場所は東京電力が300億円だか寄附して造った会場なんですけど、競技場だったんですけど、そこをスタートにして聖火リレーがスタートするんですけども、その前には開催の是非を決めなくちゃならないというふうに思っているんですけども、これはマスコミなどによっても今までコロナ対策で後手、後手、さらに迷走続きだったという菅首相に判断できるのかということが今言われております。

私は、やはりお隣の須賀川から第2の円谷と言われている相澤選手や、さらには世界4大テニス大会と言われる大会で4度も優勝した大坂なおみ選手のテニスなどは見てみたいところはありますけれども、しかし、これはこの願望と新型コロナウイルス感染症拡大防止というものを、これはてんびんにかけては許されないというふうに思うんです。なぜなら、片方は人命に関わる問題だからであります。

そして、政治家の中にはこんなばかげたことを言う人がいます。これをやるかやらないか決めるのはIOCだなんて。ばかを言ってなさんなというんです。これは日本のオリンピック組織委員会や東京都や日本の政府がやらないと言えれば絶対できないんです。IOCが人を連れてきてやらせるわけにいかないでしょう。そういうわけですから、これは日本が最終的に判断するんです、そんなことは。それはIOCはやりたいでしょう、テレビの放映権、何せ兆を超える放映権料が入るそうですからね。ただ、日本は無観客でやれば900億円のチケット代は全くふいになるわけですね。この穴をどうやって埋めるのか、いろいろあります。しかし、これは最終的には政府が判断するのがやっぱり最終的な筋じゃないかと思えます。これが刻々と迫っていて菅首相にこの判断ができるのかということが、今かなり疑問視をされています。

さて、世の中は新型コロナウイルス感染症蔓延によって、全く状況がさま変わりしており

ます。長年にわたっての伝統行事、松明あかし、400年以上にわたって伝統行事だったんですけれども、去年は僅か1本だけの松明でお茶を濁したと言えば失礼なんですけれども、できなかった。さらには、いろんな祭りなどもみんな中止に追い込まれております。

これは私ごとになりますけれども、私は、いつも正月に特に最近では上野の森に行くことにしているんですね。この上野の森というのはまだまだ知らない人がいるんですけれども、世界的な博物館、美術館の集積地なんですね。まず、何ととっても大きいのは東京国立博物館です。この博物館は建物が本館と平成館とそれから新館、3つになっておりますし、そのお隣には科学博物館なんていうのがあります。そこに至る手前、例えば上野駅公園口を出れば、柳美里さんの小説で有名になったその駅を出れば正面に東京文化会館、その裏に上野の森美術館、その反対側には世界遺産になった西洋美術館、そこを真っすぐ上野公園、動物園のほうに向かうと右側に右下に低いところに東京都美術館、さらには東京藝術大学の美術館とか、大変な美術館と博物館の連棟で、1日じゃ回り切れないほどの美術館と博物館がございます。

さらに、有名な上野動物園、さらには上野動物園の南側には徳川家康を祭った上野寛永寺、その境内に牡丹園があって正月に満開なんです。私はどうやってこの正月にこれほどのボタンを咲かせるのかというふうに、いつも感慨深げに見ています。そして、上野動物園に向かう途中を真っすぐ博物館のほうに向かうと、大きな噴水があってそこにまだ正月だというのにチューリップが満開で並べられているんです。この姿もまた壮観でございます。

こういう楽しみで、今年は特に、去年アメリカで一番権威のある文学賞だと言われる、図書賞というのを受賞した南相馬市の小高で震災後住居を構えて、下の書店をやったりカフェをやったりしているその柳美里さんが書いた「JR上野駅公園口」という小説があるんですけれども、私は行く途中にこの本を読みながらこの現場を、かなり変わっていると思うんです、東京オリンピックの頃ホームレスになったという人の小説だそうですから、でもどういふふうなホームレスが生きたのか、ぜひ見たいなと思っていたら今年のコロナの状況で行けませんでした。大変残念でした。

さて、余談が長くなりました。でも私の質問はいつも自慢じゃないですけれども、質問は大変整理されております。私は質問には説明要らないくらいなことを書いてありますので、これから各質問事項について質問いたします。

まず、学校給食の無償化について。

これ、新聞などを見ますと、天栄村が新しい新年度予算で1,000万円ほど予算を組みまして3分の1の給食費の補助をするというふうになっていますが、我が町もお隣の天栄村がやったんでは、そろそろ考えなくちゃならないんじゃないか。この辺について、いつからやるのか町長にお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

県内では、学校給食の無償化につきましては、令和2年9月時点では37自治体を実施していると把握しております。内訳としましては、全額補助が16自治体、半額補助が7自治体、一部補助が14自治体であります。その給食無償化の財源としましては、相双地区などでは被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金等を活用して全額補助を実施しており、その他の自治体は自主財源で実施されているようであります。また、今ほどお話がありました天栄村の状況につきましては、1日に行われました当初予算の記者発表の中で、小中学生の給食費の3分の1を補助するため約1,000万円を計上する旨の発表をされたことは承知しておりますが、その詳細については、まだ確認できておりませんので、引き続き情報収集に努めてまいります。

なお、本町で学校給食費の無償化を全額補助として実施する場合には、試算として年間約6,000万程度の財源が必要となります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策を含めて、健康福祉センター整備事業、第二小学校整備事業など多くの財源が必要となる事業が予定されている当町においては、他市町村の動向にかかわらず、学校給食の無償化を実施するための財源確保は非常に厳しい状況にあると言えます。そのため、現時点では学校給食の無償化の実施については、一部無償化も含めて非常に難しい状況であると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、現在、第6次総合計画の策定を進めております。今後、計画策定の過程で学校給食の無償化につきましても、様々なご意見をいただきながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 全く答弁がありませんね。

お隣の天栄村の財政だってそんなに楽ではありませんよ。自主財源率なんか鏡石より低いんじゃないですか。でもやっている。これは、やる気があるかないかなんです、町長。天栄村は、この後に出てきますけれども、矢吹や天栄村はコロナ対策のために、1万円ずつ各自に配ったんです。何で一人一人の町民のそういう懐を肥やすことを考えないんですかというんです。私は、この今教育長の答弁ありましたけれども、全額をやれと言っているんじゃない。少なくとも天栄村ぐらい見習うべきです。さらに、高額な所得をある人はいないんじゃないか。その辺はもうちょっと突っ込んだ検討はしていないんですか。町長、答えるべきじゃないですか、これは、財源を預かっている立場上。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

今、教育長が答弁したとおりではありますが、いずれにしても財源等もございますし、あと県内の状況等もございます。特に、例えば建物を建てる場合には、まず今回の福祉センターもそうですが、1回建てるために、今回15億という予算を予定しておりますけれども、こういった継続的に、後でやめられない、そういったものについてはやはり慎重にしながらやっていくべきものだというふうに考えております。やらないということじゃなくて慎重に対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 私は時間もありますから、まだこの問題やっていきますけれども、つまりやる気はないということですね。慎重ということは、あなたたちの言葉で慎重なんてそれやらないということの別な表現ですから、これはこれからも追及をしていきたい。なぜ隣の天栄村がやってできないのか。これやる気がないからです。町民の懐を考えていないからです。あとはぬくぬくと高い報酬をもらっているから貧しい人の気持ちを分からないんです。どれだけ給食費に低所得の人たちは苦しめられているかということをもう少し考えてください。

次の質問に移ります。

新型コロナウイルスによる町内不況の脱出策についてお尋ねいたします。

これも前、ちょこっと触れましたけれども、矢吹も天栄村も人口規模、財政も、当然違いますが、それぞれ1人1万円の商品券を配付する、鏡石やる気ありませんか、これ。商品券、私買いに行ったら売り切れですなんて言われて。買うにしても不十分な商品券だったね。予算が足りなかったんだと思うんですよ、もう少し売るにしてももっと豊かにやるべきだし、豊富にやるべきだし。隣の天栄村、矢吹でやっているのに何で鏡石はできないんだと私は町民から聞かれるから質問しているんです、答えてください。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大によります経済支援としましては、個人消費を喚起し、町民一丸となって町内経済を応援するために、鏡石町需要創出・消費喚起に伴うプレミアム付の商品券としまして、飲食店専用と一般店舗用の2種類を発行しております。既に完売となっ

ており、総額で9,600万円が町内において消費されることとなっております。

また、国の特別定額給付金の基準日以降、これにつきましては、基準日としましては4月28日以降でございますが、に生まれました新生児の家族に対しまして、町独自で1人につき10万円を給付しております。各自治体におきましては、知恵を絞りながら独自の住民支援策に取り組んでいるところがございますけれども、生活の安全・安心を高めることができるよう今後も努めてまいりたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） これも誠意のない回答だな。あのね、町民のためにやりますなんていう、何をやるんですか、具体的に、やりますというんなら何かやることを代案を出してください。そのままやらないでやりますなんて口だけの約束は聞いてもらえない。議会をばかにしないでください。時間も迫られていますから前に進みます。またやっていきます。

3番、駅東の開発、特に準工地区の進め方について、ここに書いてありますけれども、まず第1点は、この地区は何ぼ面積があって、この中に町有地は何ぼあるのか、お答え願います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（菊地勝弘君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

この区画整理事業内における準工業用地域の全面積は、約26ヘクタールとなっており、このうち町が所有している土地の面積は約6.4ヘクタールとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 前にも何回か質問していますけれども、この土地は町が650万、私はこの買い方については、これは前町長がやったんですけれども、大変過ちを犯しているんです。何回も言ってきましたけれども、この土地を買うに当たって一律にもともと価値が違うんです。私はその換地計画、1回は全部換地計画つくったんですね。そのときに換地計画は不動産鑑定している評価に基づいてやるわけです。現在の土地を1筆、その場所当たりの単価を不動産鑑定士に出していただいて、そしてそれを県道に近い順に、県道に面していれば一番高く、離れているとだんだん安くなる。市街地に沿っている、地価は西側が高く東側が安くなる。にもかかわらず、これを前町長は重大な、私は犯罪的だというんです、過ちを犯して、あの予冷庫のほうは半分もしないはずなんですよ。それを同じ値段で買ったん

です。

これは、当時の有力者、今は亡くなったから言うわけではないんですけども、そういう人が議員辞めても交通安全協会の会長だなんて役場に毎日来て、町長を説き伏せて同じ値段で買わせた、自分の身内の土地があるからそういうことをさせたんです。そして、買ったその600万の土地、今不動産鑑定士に出してみてください、幾らになるか。これは町の財産が減っているんですからね。土地なんかこれからどんどん下がっていきますよ、特に農地なんかはね。これをいつまでも放棄していれば、放棄しているほど、土地の財産どんどん減っていくんですよ。なぜ一生懸命やろうとしないんですか、町長。田んぼアートで遊んでいるときじゃないですよ、教えてください。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 56ヘクタール、これを一遍にできるという今の財政状況じゃないということです、そういうことなんで、いずれにしても着実に私は進めているというふうに思っています。なぜかといいますと、この56ヘクタールの市街化区域、これは平成12年に市街化区域になりました。じゃ、その後、実際工事が進んだか、進んでおりません。実際私が就任してから震災もございました。そういったこともございましたけれども、26年度以降は着実に進められて既に1工区は終わりました。3工区も去年から既に工事が発注済みと。

そういう中で、もう一つ、価値が云々ということでもありますけれども、例えば今回の1工区、3工区、そういう中で、私は前の取得した価格、こういったことからして、この3工区ですか、3工区の中と、これ合わせて例えばゲートボール場、これは町の土地であります。前は個人の土地でございました。もう一つ、3工区。今回健康福祉センター1.5ヘクタール、この資産価値を見ますと、私の手元の計算でいきますと、取得価格からしたら1億6,000万増加しています。取得価格、価値ですよ。実際に手元には入りませんが、価値として。例えばこれを区画整理で町が買うとしたならば、あの値段からさらに1億6,000万払わなければならない。払わないで済む。ですから価値は高めているということでもあります。そして、これから4工区、5工区、これもどうするかということについても、今担当課のほうでしっかりとしているということでもありますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） あのね、そんな話は、手柄話しては困りますよ。ゲートボール場の土地は私が議会で追及したんです。そしたら同僚議員の方が、あのゲートボール場、毎年巨額の地代を払っていたから、これは区画整理で町の財産にしろと私が言ったら、同

僚議員がそれは難しがっぺなんて言っていたんだけど、こんなことない。工事はそのためにやるんだからということで私はそれを頑張った経過がありますけれども、そのような手柄話にしないでください。

それから、とにかく問題なのは準工地区の住宅、住宅地域は進むでしょう。私も今その中で隠居して住んでいますけれども。しかし、この準工地域は全く進まない。準工地域ほど進めやすい土地はないんです。用途的には一番広く使えますからね。例えばイオンのスーパーセンターがある周辺、あそこは工業用地にも使える、商業にも使える、住宅にも使える、これほど使いやすい土地ないです。なぜその土地を使って早く開発を進めないのかというのが私の持論なんです。やる気がないからです。もっとやる気になってください。田んぼアートの遊んでいるときじゃないんですよ。本当に財産が、毎年手がかかっているんです、草刈って、そして毎年目減りしているんです。財産が逸失しているんです。一番使いやすい土地何でやらないの。オーダーメイドだというなら買主を見つけて、オーダーメイド借地権にしたらいんじゃないか。やらないんですよ。

私から一つ提案があります。今、池ノ原の共同墓地が行き詰まった。あそこの一画を東側の一番外れのほうに豊郷の墓地があります。ここに墓地を造るんですよ、墓地を。墓地だったら、今財産価値といいますけれども、財産価値以上に、買った価値以上に売れますからね。ただ、駐車場なんかは造らない。それは町が公園を造ると思ってやるしかないんです。墓地にして、あっちの東の端を開発できないですか、提案します。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

いずれにしても4、5工区の準工、これ平場建て、例えば工場とか、そういったものについてはできるんでしょうけれども、それだけでは、いわゆる土地が売れない、なぜかといいますと調整池を造らなければならない、そういうことを含めて今検討しているということでありますので、やっております。

あと、もう一つは今ばらばらの6.4ヘクタール、町の土地ありますけれども、これをまとめなければならない。ということなんで、それをまとめる方法、地権者も含めて、どういった方法があるのか、そういった点を含めてやっていく必要があるのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

[11番 円谷 寛君 登壇]

○11番（円谷 寛君） この問題、進めたってなかなか町長の今の状況では答弁もないから、

しかし、本気になってやる気があるかないかなんですよ、最後なんですよ。何でも工事や事業についてやらなくちゃならないのがいっぱいあるのは当たり前です。だからやらないというんですか、それは、そういうことにはなりませんよ。町の財産が毎年巨額の金かけて草刈って金かかるだけでしょう、だんだん土地は目減りするだけでしょう。

今言った、墓地についてどうですか。もう一回答えてください。墓地なら売れますよ。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

そう、いろんなことも含めて、用地をまとめなければならない。または、もう一つは、ですから町がまとめるということです。それだけではどうしても足りない。まとめる場合については、多少町がプラスして用地を変えながらまとめていかなければならない、そういったことも生じるということなんで、そういったことも含めながら考えていきたい。6.4ヘクタールですんなりといけばそれはいいでしょうけれども、これ地権者の関係もあるんで、まとめる場合については、やはり町がプラスをしながらまとめていく必要も、そういったことも念頭に入れながらやる必要があるということです。

以上です。

○議長（古川文雄君） 議事の都合で昼食を挟み、午後1時まで休議します。

休議 午前11時58分

開議 午後 1時00分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

なお、選挙管理委員会委員長より午後の欠席の申出がありましたので、ご報告いたします。どうぞ、11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 引き続き質問いたしますが、時間限られています。簡単に質問します。

このいわゆる準工地区の開発計画、これは何年までに達成する計画になっているのかをお知らせください。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（菊地勝弘君） 11番議員のご質問にお答え申し上げます。

鏡石駅東第1土地区画整理事業の現在の事業計画期間は56.3ヘクタールで、全体で令和15年度までの計画となっております。

現在は健康福祉センター建設地である第3工区を施工しておりまして、第3工区完了後に
県道成田・鏡田線南側の工区について整備を進めていきたいというふうに考えております。

なお、土地区画整理事業は、保留地処分収入を工事費に充当しながら進めていく必要があり
ますので、保留地販売に努め、収入を確保しながら事業を進めてまいりたいというふうに
考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 次に、4番の企業誘致への町の取組について。

〔「3番の（3）」の声あり〕

○11番（円谷 寛君） （3）あったね。この開発方式ですが、あくまでもこれはオーダー
メイドの方式で進めるのかどうかをお伺いします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（橋本喜宏君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

オーダーメイド方式につきましては、分譲型の誘致よりも企業側の土地の形状や大きさな
どを要望どおりにできることから、リスクが少ない手法であります。

しかしながら、進出を予定されている企業としましては速効性を求めている部分もあるこ
とから、この準工地域の受入れ態勢の充実が不可欠となっております。社会情勢や経済状況
に応じまして、今後の企業誘致につきましては、オーダーメイド方式の開発方式も含めまし
て、今後の進め方につきましては、県内や近隣市町村の工業団地の動向に注視しながら、関
係各課と連携して引き続き検討を続けてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 次に、企業誘致への町の取組について、非常に準工地域の工場誘致
が遅れているということで大変危惧しているんですけども、町長、これどのように考えて
いるかというお尋ねです。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

駅東の区画整理事業の中で、この準工地域につきましては、まさしくご指摘のとおり、企
業誘致まで至っていない、そういうことでもあります。町内の企業誘致もそういう中では非常

に重要であります。それと同時に、いつも申し上げているとおり、現在町に立地している企業の撤退を防ぐというこういうことも非常に重要でもあります。

昨年は東日本台風で被災されたいわゆる町内の企業が東部工業団地内の未利用地に進出しまして、長年未利用地となっていた区域の解消を図ることもできたということでもあります。

この駅東の準工でありますけれども、議員もご承知のとおり、私の就任する前でありますけれども、平成21年、事業計画変更がなされました。これは、当時21年以前はこの56ヘクタールの事業費総額が約67億円だったはずですが、その後、21年に事業計画が変更されました。そういう中では67億から26億円を圧縮し、41億円のそういった事業が進められた。

そういう中で、もともとは56ヘクタールは全て住居系ということでもありますけれども、こういった21年に変更されて、4、5工区が準工というふうになっております。それにはいろいろそれなりの当時理由があって、こういうふうな形というふうに思います。

そういう中で、先ほども申し上げましたけれども、12年に市街化区域になって、そして、やっと26年度から本格的ないわゆる工事が始まったということでもあります。1工区については、ほぼというか完了しておりますので、ここでは、前にも申し上げましたけれども、これは2月末現在でありますけれども、この中には129世帯、そして386名が今住んでおられます。このうち52%は町外からということでもあります。

3工区についても引き続き仕事をしてございまして、この2工区、3工区についても昨年度から取り組んでおりまして、この中にはこの56ヘクタールの拠点施設となります健康福祉センターの用地を確保ということでもしておりますので、この3工区も令和、今のところは8年の完成を予定しております。そういう中では、8年過ぎてから、じゃ4、5工区やるのか、そうではなくて、これは事前にそれはそれなりの取組をしながら対応していきたいという考えでございます。

以上です。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 今の町長の話では、揚げ足取るわけでないんですけども、この今の保留地に入居した人の52%が町外だというね、もうちょっと町長はこの開発に自信を持っていいと思うんです。

私も郡山の資産家とお話しすると、いつも宣伝をするんですよ。あんたが住む郡山市内、家まで何分かかりますか、朝なんか本当に開成山地域の人だって駅前行くまで30分かかりますよ。鏡石は駅から汽車に乗ると16分で郡山に着くんですよと言っている。かなり立地的に恵まれているんですよ。だから自信を持ってもっと開発を進めてもらいたい。

そして、工場誘致にばかり、一度にたくさんみんな工場でといってもなかなか今、企業

は工場を造ろうという企業少ないから大変だと思う。

ですから、いろんな用途で、例えば私は前に言っていますように、中古車のオークションの市場なんか良いのではないかといろいろ言ってる。私は今、前にちょっと言ったんですけども、この準工地域だったら用途がかなり広いですからね、例えば東の端のほうは、墓地なんかはどうなんだ、墓地売ったら売れますよ。どうですか、その墓地の開発なんかを考えてみたらいいんじゃないですか。質問します。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） これも、いずれにしても、今、議員さんが言われた、そういったことを含めて検討していきたい。準工ということだから工場を建てるのかということではなくてもね、これは柔軟に、今まさに鏡石駅から、ちょうど半径1.5キロの中にあるという、そういったことなので、そういうことも含めてしていきたい。墓地についてどうするかということも含めながら検討していきたいということであります。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 今ちょうど墓地の計画が行き詰まったと、拡張計画が行き詰まったと言うから私提案しているんですけども、墓地だったら非常に高い値段で買っているんですけども、元が取れますからね。あとは公園とか駐車場ね、町で独自でやると人も必要な施設ですから、これを含めて開発をすることを提言したいと思います。

あと、それ4番の（2）番ですね、企業誘致のための予算と職員の張りつけはなされているのかという問題ですね。これはオーダーメイドだったら余計、一生懸命誘致を決めておかないと、これからまた時間かかるわけですから、ぜひ予算と職員張りつけについて、どうしますか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（橋本喜宏君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

企業誘致につきましては、工業団地特別会計で行っておりますが、全予算約4,600万の予算のうち、企業誘致活動につきましては約70万弱の予算により展開しております。企業誘致につきましては、現在産業課振興グループの課員が中心に活動を行っておりますが、職員につきましては、他業務との兼務となっております、専門員の配置はされていないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） これ、やっぱり町長、予算をもっとつけなくちゃ仕事は進まないんですよ。予算と職員の張りつけやらないでやろうという、何かの仕事のついでにやろうなんていって簡単にできる仕事ではないんですよ、今。前にも言ったように、工場の進出なんか考えている企業というのは非常に少ないですから、その中で工場を持ってくるといのは大変な努力が必要なんですよ。もう少しその予算の張りつけについて、配慮をなさるべきだと思うんですが、いかがですか、町長。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 今課長が答弁したとおりでございます。いずれにしてもこの進行状況を見据えながら対応するというところであります。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 私は、本気でやっぱりやるとするならば、私もいつも言っているように、岩手県の北上市なんかが大変立派な企業をたくさん誘致したんですよ。これは本気になって取り組んだからですよ。もう少しこの辺を検討していただきたいものだというふうに思います、時間がないので、前に進みます。

田んぼアートの事業見直しについてお尋ねをいたします。

町長は町長選に初めて出たときに、なかなかいいことを言うなと思ったんだけど、やっぱり事業というのは、あの時は3年だったか5年だったかで見直して、10年たったら廃止するなんていうことを言ったんですけども、この田んぼアートはその例外ですか。お答え願います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 仕事において、全て10年たったら廃止したらば、町の発展は私はないと思います。

〔「間違いか」の声あり〕

○町長（遠藤栄作君） 間違い、私は10年たったら廃止するということは言っておりません。これはいわゆる私の町づくりの基本的な考え方ということの中で、これはその一つに常に根拠とそして改善を持って仕事をするんだという考え方でありまして。これは元上司でありますし、元助役、私の1期、2期の後援会の会長でありました大河原甲子良氏から、仕事をする

上で、やはり3年たったら仕事ちょっと検討しよう、そして5年たったら修正する、そして10年たったら廃止しよう、そういった考え方で仕事をする事、そういうふうに教わりました。

要はマンネリ化で仕事をするなど。やはり途中で見直しをする、そういったことが大切なんだと、そういう教えであります。

そういう中で、私はこのことがやはり現職員もそうですが、私は改善をするということが大事だと。そして、それが進化にもつながるんだということでもあります。

私の3期目の選挙公報の中にも、目指す町づくりとして笑顔と健康。そして、進化する元気な町づくり。この進化がやはり改善、そういったものを指摘しながら進んでいくんだということでもあります。

この田んぼアート、まさに24年から始まりました。それで、職員の中から、担当からこの始まったことよって、3Dアート。こういったことも改善されながらいったと。

さらに、その後、商工会青年部、そういったことを含めて、きらきらアートという、そういったもので、いわゆる植え付けから、そして1月まで、その期間の中でその田んぼアートがなされている。まさに進化しているリノベーションですか、そういったことではないのかなというふうに思います。

今、そして歩く田んぼアート、昨日もお話したとおりでありますけれども、そういったものに進んでいくということで、改善をしながらよりよいものにしていくということが私は大事だと。これからもこの田んぼアートばかりじゃなくて、いろんな仕事の中で改善を図りながら、そして進化をさせるということがこの鏡石町の発展につながると、そのように確信をしております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 今までの事業で聞いたんだけど、やはり私は田んぼアート必ずしも全面的に反対したわけではない。ただ、工業団地ね、あれ程の土地が毎年草刈りにお金をかけて、そして土地が地価がどんどん下がっているという、財産が遺失しているわけですね、町の財産が。だから、そっちのほうに回る手がないのに、何で田んぼアートなんかを、まず余裕があるんだということを言いたいんですよね。大事なのは優先順位なんじゃないかということですね。

そういうことで、これからもこの問題は取り上げていきますから、大河原元助役の話しました。大河原元助役は、後援会の会長で、私は副会長だったんですよねその時ね。それでいろいろ話を聞いてきたわけですが、やっぱり言い訳していないで、やっぱり見直しを

する、事業によってはね。費用対効果を考えて見直し、こういう作風はやっぱり初心忘るべからずであって、ぜひ謙虚に見直して、事業の優先順位というのはもう少しほかはないのかということ考えていただきたいというふうに思います。

次に、どうしても継続をするならば、やはり図書館事業と、昨日の本会議でも議論ありましたように、混同していることがあるので、図書館の事業と切り離して、障がい者はエレベーターを使うのはやむを得ない、それ以外の健常者は足で上がれば運動にもなるわけですから、表に鉄塔の観覧の建物を造ったらいいんじゃないかということを提案しますが、いかがでしょうか。

○議長（古川文雄君） 円谷さん、今の（３）番なんですが、（２）番どうしますか。

○11番（円谷 寛君） いいです、いいです。

○議長（古川文雄君） いいですか。じゃ（２）は飛ばすということで。

じゃ（３）番で。５の（３）でお願いします。

産業課長。

○産業課長（橋本喜宏君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

田んぼアートの観覧につきましては、田んぼアート事業の開始前からある町図書館の４階の展示室を活用して観覧していただいております。観覧のためには、図書館の利用者と同じ西側の正面入り口から入館しまして、館内のカウンター脇のエレベーターを利用し、観覧の場所であります４階の展望箇所へ向かう動線となっております。

田んぼアートの観覧に訪れる方には通常の図書館利用者の妨げにならないように、入館時にはお願いしている状況ではございますが、現在田んぼアートの観覧者の入り口と観覧までの動線を図書館利用者とはすみ分けるような動線の検討をしている状況でございます。

なお、現在の展望室である町図書館につきましては、建設から約25年が経過しております、４階に向かうエレベーターの耐用年数などの問題もあるため、２階のベランダからの観覧方法なども含めまして、屋外にての観覧場所についてご提案のあったご意見も含めまして、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 時間がないのではしよったりして、申し訳ありませんが、ただ、今の課長の答弁にもう一言言っておけば、やはりこれはこれからも私、問題提起をしていきたいと思っていますので、もう少し前向きな検討をお願いしたいと思います。

6番はかんかんてらす事業の見直しについてをお伺いいたします。

今日まで、かんかんてらすの事業の評価、いわゆる費用対効果というのはどのようになっ

ているのかをお知らせいただきたい。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（橋本喜宏君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

かんかんでらすにつきましては、平成30年5月16日のオープン以来、約3年を迎えております。年々来館者の方も増加しております。昨年度は3万7,760人の来館をカウントしております。町の観光交流拠点としまして交流活用発信と、新たな地域のコミュニティーの場としてにぎわいの創出も図られているものと考えております。

また、かんかんでらす内における産品販売につきましても、現在、農産物、加工品、レンタルボックスの申込者が78件となっており、昨年度の年間の総売上げにつきましても、2,064万7,189円となっておりまして、年々増加をしているところでございます。生産者、出品者の方々の生産意欲や所得の向上、地域農業の振興などに寄与しているものと考えております。

なお、費用対効果、いわゆるB/Cというような数値的には、なかなかここで1以上だというような評価、1以下である評価というものがなかなかできないのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 今後の事業の見通しはどうかということをお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（橋本喜宏君） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

かんかんでらすは、先ほど申しましたように、物品販売だけが目的ではなく、鏡石町を訪れる方々に観光案内や町のPRの場所として、また町内の方につきましては、気軽に立ち寄れる憩いの場としての機能も求められております。

現時点では、観光協会に運営委託をお願いしているところでございますが、観光協会も本事業のほかにも本来の観光事業やふるさと納税の一部返礼品の受託事業なども行っていております。

このことから、将来的には観光協会の委託運営ではなくて、若干財政基盤が大変脆弱である点はございますが、かんかんでらす自体を独立した運営母体とすべき法人化を視野に入れて今後検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

[11番 円谷 寛君 登壇]

○11番(円谷 寛君) 時間が迫ってきました。

最後の、今までの一般質問で道の駅というものはやるべきではないか、私もそのように思うんですが、いかがでしょう。

○議長(古川文雄君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長(遠藤栄作君) これはちょっと確認しますが、道の駅ということは、かんかんてらすという質問の中身は、かんかんてらすの関係の中で、かんかんてらすを道の駅にするという、そういうことですか。ちょっとそこら辺、ちょっと確認します。

[「はい、そうです」の声あり]

○町長(遠藤栄作君) これ、じゃ時間ちょっと止めてもらっていいですか。そのことについて確認します。

○議長(古川文雄君) 11番、円谷寛君。

[11番 円谷 寛君 登壇]

○11番(円谷 寛君) そういうことであります。

○町長(遠藤栄作君) それでは、かんかんてらすということでの道の駅ということでご答弁します。

現在のかんかんてらすにおきましては、いわゆる施設の規模、さらには駐車場、そして町のだ真ん中にあるということで、そういう中で24時間対応という部分での道の駅の登録、そういった基準を満たすまでにはいかないという、今のところはそういうご理解でいただきたい。

そういう中で、まずは現在のまちの駅かんかんてらすについては、安定的な運営に努めまして、道の駅の発展、そこでやるかは別にしても、道の駅の発展につきましては、いわゆるこれから今、町の中ではいわゆる6次化、こういったものをしっかり進める部分もありますし、もう一つは特産品、いろいろな農産物もちろん、含めて特産品をもっと拡大する、そしてもう一つは観光資源、そういったものの拡大発展、そういったことなどを進めながら、この道の駅、これに準ずるそういった施設を、これからそれと同時に考えていくべきではないのかなというふうに私は思っております。

以上です。

○議長(古川文雄君) 11番、円谷寛君。

[11番 円谷 寛君 登壇]

○11番(円谷 寛君) 道の駅は私もあちこち見てみましたが、非常に町づくりに有効だと思っていますので、これからもやっていきたいと思えます。

終わります。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 橋 本 喜 一 君

○議長（古川文雄君） 次に、3番、橋本喜一君の一般質問の発言を許します。

3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） こんにちは。3番議員の橋本喜一です。

本定例会の最後になりますが、一般質問をさせていただきます。

昨年の木原議員、先月亡くなられた井土川議員、2人の大先輩を亡くし、本当に残念でなりません。改めて哀悼の意を表したいと思います。

また、2月13日に起きた福島県沖地震で被災されました住民の皆様にはお見舞いを申し上げます。未曾有の大震災から10年が過ぎようとしているときに、またこのような大きな地震が来てしまいました。やっとの思いで家屋の修復を終え、やっと落ち着いた矢先に起こってしまい、本当に悔しい思いがします。ただ、立ち止まってはられないので、頑張っていたきたいと思います。

今年はコロナ禍の中延期されていた東京オリンピック・パラリンピックが開催されようとしています。カウントダウンも聖火の福島県出発があと20日、オリンピックの開会が140日、パラリンピックが170日に迫っています。まだどのようなスタイルで開催するかはこれからのようですが、選手にとっては本当に待ちに待った大会で、ぜひ選手側に立った開催にしてほしいと思います。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

大きな1番の成田地区の高台移転についてということでお尋ね申し上げます。

今年4月1日から都市建設課内に治水対策室（仮称）を創設する、その経緯と役割はどのようなになっているのかお伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

本年2月の定例全員協議会でご説明したとおり、町の行政組織改革といたしまして、令和3年新年度から都市建設課内に治水対策室の創設を予定しています。その創設の経緯につきましては、令和元年東日本台風によりまして甚大な被害を受けた成田地区への今後の水害の対応や一刻も早い安全・安心な居住地づくりを推進するために専門部署を設置するものであります。

主な役割といたしましては、1つには国の遊水地事業との地域住民との連絡調整、2つ目は、昨年11月に成田区長を会長としました被災関係者で設立された、水害から居住地を守る成田地区推進協議会と町との調整を主な業務として今考えているところです。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） これは高台移転と遊水地計画につながっていくと思うんですが、その業務に特化した人員というのは配置するのかどうかお伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まだ遊水地の実際は決まっていらない部分、遊水地というのは、高台移転というのはまだ決まっていらない部分はあります。今国のほうでは、3月ということで、いわゆる遊水地にするかしないか、その住宅地をね。そういった今調査をして、ちょっと少し遅れている状況でありますけれども、それらを見ながら実際どうするのかというふうになって、取りあえずは4月1日からこういった専門の部署を設けて、その後、その仕事の進行状況を見ながら人員を配置していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 本当に遊水地計画が本格的にならなければ、そういうことも無理なのかなと思いますけれども、本当に特化した人員を、業務ができる人員を配置するというのも大事ではないかと思うので、ご検討願えればと思います。

次に、（2）の地区推進協議会の発足後、住民の高台移転への意向はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（菊地勝弘君） 3番議員のご質問に答弁申し上げます。

令和元年東日本台風被害により、成田地区は国施工による遊水地整備事業のエリアに位置づけられました。令和2年9月12日に町主催で、成田地区の浸水被害住民を対象に阿武隈川上流遊水地群整備に係る意見交換会を開催し、参加者からは移転を望む声もあり、将来にわたり洪水から命と財産を守り、安心・安全な居住環境をつくるためには、地区住民と町が一体となって国や県へ要望していくためにも、地区に協議会を設立することを参加者に求め、

同年11月28日に成田区長さんを発起人としまして、水害から居住地を守る成田地区推進協議会の設立総会を開催しました。

総会では、水害から居住地を守るためには移転が最善策であるとの町の考えを参加者に語りまして、住民からは「高台移転したい」との声がありました。現在、国からは「今月に遊水地の範囲をお示ししたい」との報告を受けておりますので、次回の住民説明会では、国の説明を聞いて、被災した皆様の疑問点などを解消していただき、高台移転などについて住民個々の意見を集約していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 3月には国からの説明があるということです。住民の中には消極的な方もおられると思いますが、高台移転ができれば安心・安全があるということを理解していただき、費用の面なども説明しながら進めていっていただきたいと思います。

次に、（3）番の防災集団移転を都市再生機構（UR）に委託は考えられないかお伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

これは去る1月5日の新聞報道では、政府は豪雨などの自然災害が続発していることを受けて、その被害を抑えるには危険な区域にある住宅がまとまり、災害発生前に高台などへ移しておく、いわゆる防災集団移転の推進が必要と判断しまして、人員などに余裕がない市町村の委託を受け都市再生機構、いわゆるURが事業を代行できるようにするという、そういった法案を通常国会に提出するという、そういった記事が載ってありました。

この件については、いわゆる、先ほどちょっと触れましたけれども、今、課長から話があったように、国の遊水地の区域が間もなく示されると。今私どもの感触としては、かなり住宅地が遊水地になるというふうに思っております。でも、これは確定ではございません。そういうことで、間もなく示されるということでもあります。

そういう中では、この高台移転について住民全員がまずは合意形成が必要であります。そういう中で移転の方法については、今質問にあった都市再生機構の委託、そういったことも視野に入れながら、進めていきたいというふうに考えては思っております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） いずれにしても、国の指針がないことには、高台移転も進まないと思います。過去県内でも会津地方で大雨の地滑りで防災集団移転を行ったところがあるようです。職員も手いっぱい状態でしょうが、治水対策室の人員と併せ、そのような機構を利用してみてはいかがでしょうかと思います。

次に、大きな2番の質問です。

2月13日の福島県沖地震についてであります。

感じ方は違うのですが、10年前の東日本大震災の揺れよりダメージが大きかったという方々がいるみたいですが、今受付されている罹災証明の受付状況ということで伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（長谷川静男君） 3番議員の2、福島沖地震について、（1）罹災証明の受付状況についてのご質問にご答弁申し上げます。

災害対策基本法第90条の2に市町村長は当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害における被害の程度を証明する書面を交付しなければならないと定められております。

2月13日発生の福島沖地震につきましても、当町におきましては2月17日から罹災証明の申請受付を行っており、令和3年2月28日までの申請受付件数は354件となっております。うち自己申告によります一部損壊申請受付件数につきましては168件となっております。

なお、現在も申請受付を行っておりますことから、数字は変化していることをご了解いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 今2月28日現在で354件、一部損壊が168件ということですが、あと190件ぐらいですか、その家屋の被害状況はどのようなものかお伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（長谷川静男君） それでは、ただいまの再質問に対しましてご答弁申し上げます。

当町におけます被害状況といたしまして、国指針に基づき実施しました外観目視調査としての第1次調査の調査状況について申し上げます。

なお、住家の被害認定につきましては、国の災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づき判定をすることとされておりまして、被害の程度につきましては、判定基準としての損害割合50%以上を全壊、40%以上50%未満を大規模半壊、30%以上40%未満を中規模半壊、20%以上30%未満を半壊、10%以上20%未満を準半壊、10%未満を一部損壊とされているところでございます。

なお、2月28日までの調査状況となりますが、調査件数が161件、内訳としましては全壊はゼロ件でございます。大規模半壊2件、中規模半壊3件、半壊4件、準半壊48件、一部損壊104件となっております。

また、先ほど申し上げましたが、申請時における自己申告による一部損壊申請受付168件を合わせますと、一部損壊件数は272件となっております。

なお、こちらについてもただいま申請を受け付けまして、第1次調査も実施中でございますので、数字に今後変化があることをご了解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） かなりの被害が出ているようですけれども、幸い全壊はゼロと、今のところということですから、これから2次審査なんかもあると思うんですけれども、その受付と、あといつ頃実施になるのか、お伺いしたいんですけれども。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（長谷川静男君） ただいまの再々質問に対しましてご答弁申し上げます。

2次調査でございますが、被害調査の流れとしまして、1次調査で申立てがあった方に対して2次調査という形になってきております。1次調査については、1次調査の結果を現在通知しておりますので、受付については現在受付中でございます。

なお、こちらにつきまして、2次調査につきましては、専門的知識を要する建築士等が必要になってきますので、今後補正等をお願いしながら2次調査については進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 本当に見た目ではこの外観視だと本当に被害が少ないのかなとは思いますが、実際本当に被害のお宅に入ってみると、壁が崩れたり、あと柱がちょっと亀裂が入っていたり、大分ひどいようなところもありますので、本当にしっかりとその辺を見

極めてほしいと思います。

次に、(2)の被害家屋は第一報の数字と変化はあるのかということでお伺いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

このたびの地震におけます被害につきまして、第一報としまして私どものほう、災対本部の事務局といたしましては、全壊20世帯、半壊20世帯、一部損壊200世帯と報告させていただいたところでございます。

この数字につきましては、地震発生の翌朝、職員によります町内の被害調査に加えまして、町民からの電話や申出によりまして、比較的家屋への被害が大きく、そのまま家屋内にとどまることが危険ではないかと思われる住宅の数を推定しまして、概数として集計したものでございます。この時点で、福島県から数字の報告を求められましたので、注釈をつけた上で速報値としまして報告をさせていただいた経緯がございます。

その後、罹災証明の申請を受け付けた家屋について、正式に調査を進めていることから、全壊や半壊などの被害棟数は変わってくるものと考えております。引き続き調査を進めまして、確定した被害状況の取りまとめができましたらば、改めて公表させていただきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 本当に職員の方には、早朝より巡回していただきましてご苦労さまでした。

最初、鏡石だけが全壊20件、半壊20件、一部損壊が200件と報道されて、すごい反響があったんですが、その判断基準というのは職員の中で持っているのでしょうか、お伺いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁を申し上げます。

この被害状況については、これ大震災のときも我が町は全協の中でもお話ししましたけれども、震災の翌日、職員、消防団、消防署の力を借りて確認をしました。1,300何がしという数字を全壊、半壊、一部損壊というふうにまとめました。それがいろんなことが、その後のいわゆる支援に結びついたということでもあります。

今回もやはりその被害状況が大変、先ほど言った今回の揺れ、やはり前とは違う一撃、瞬

間というんですか、そういった地震だということの中で、やはりいち早く対応するという
ことで、当然避難所も相馬市も1時間後という報道になっておりますけれども、鏡石町も1時
間後には既に避難所を開設したと。これは全行政区の集会所も開けていただいたと。そうい
う中であります。

その調査も、明るくなって7時から職員、そして消防団の力を借りながら調査をしたとい
うことであります。そういう中で、ただ若干、前回と違うのは、鏡石、前は瓦が多かった
んですが、今回は瓦がトタンになってしまっていると。そういう中で、外観上、なかなかつ
かめなかったという、そんなこともあって、いろいろ情報の中で、この20件、20件、いわ
ゆる一部損壊200件、そういった情報をしたということでもありますけれども、これが、報告
がよかったのかどうか分かりませんが、避難所もいち早く開設したと、こういった被害
状況も大きく報告したと、そういった効果なのかどうか分かりませんが、この県内
で、いわゆる17市町村については、この前の大震災、そして台風19号、コロナ禍、今回の
地震と、そういう中からこの17市町村については、いわゆる制度上、使える制度ができた
ということだと。激甚災害に準ずるような災害に今のところは鏡石が入っている。ここで入っ
ているのは須賀川市と鏡石町であります。我が町より震度の大きい天栄村、また同じ震度で
あった矢吹町については、そういうことが入っていない。

そういう中で、この準半壊から支援が受けられるという、そういった制度になった、もあ
るということなので、そういうことも含めて報告が間違っていないと思うんですが、そう
いうことになったということでもありますので、いわゆる支援に結びついたということにつ
いては、私はよかったのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 本当に先ほど言ったように、今、町長さんが言ったように、瓦、前は
は瓦が落っこって、大分外観的には本当に高い評価が出たのかと思います。でも、今回の場
合は本当に内部がひどいということなんで、手厚い支援をお願いいたしたいと思います。

それで、白河市など、被害程度に合わせて見舞金を出している町などもあるようですが、
その辺はいかがでしょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今おっしゃった他市町村の見舞金等の支給状況については、現時点ではまだ調査しており
ませんで、その市町村の状況を踏まえながら、現状を踏まえながらその支給等については検

討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） そのような方向でよろしく願いいたします。

（3）番の久来石地区の道路の陥没が目立つが、施工方法に問題はなかったのかということでお伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（菊地勝弘君） 3番議員のご質問に答弁申し上げます。

今回の地震の影響によりまして、久来石線は約150メートル程度被災しました。特に、上下水道管が埋設されている上り線が被災しており、地震によって埋設管が揺すられ内部の土砂が乱れたことや、地下水、地盤条件などが要因となりまして舗装面が沈下したと考えられます。

なお、道路築造や上下水道管を道路上に埋設する場合には、道路構造の基準を満たす現場密度試験を行い、町の監督員が道路の路床や路盤、舗装などの構造体の材料や品質を確認しながら施工している状況であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 施工方法には本当に問題はないかなとは思いますが、いまだにうちの前なんかは広がっているような状況で、大分あれが久来石全体に広まっていくのかなという懸念もございます。

以前から言うように、久来石の部落の中、大型自動車、この頃はダンプが多く通っております。その以前からいろんな議員さんが言っておられたように、部落内の大型車の通行規制はできないのかということも言われていました。そのため、天栄、沖内方面から、東北旭紙業方面に抜けるバイパスなんかは計画してはいかがかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（菊地勝弘君） 3番議員のご質問に答弁申し上げます。

大型トラックの通行というものは、なかなか規制するものは難しいというような認識を持っております。今ありました矢吹・鏡石道路というものが現在国道4号線の拡幅で計画され

ていまして、福島県都市計画審議会が令和3年、今年の1月27日に開催されまして、都市計画道路変更案が承認されたところです。

また、国土交通省においては、2月26日に新規事業採択時評価手続に着手したというような公表がありました。道路計画は、今後になりますが、コーナンフリート、ガソリンスタンドのところ交差点設置というふうなことになるれば、国道4号と久来石線の間新規の町道路線計画を視野に入れながら、国のほうとも協議と重ねながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 本当に期待が持てるご答弁でありありがとうございます。

本当にあの路線は、矢吹町に通勤するために頻繁に出入りしているところで、本当にまさに重要な路線ではないかなと思います。信号機の設置などを強く要望しながら進めていってもらいたいと思います。

大きい3番の農業環境についてであります。

（1）番、環境保全会への交付金の支払い時期はということでお伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（橋本喜宏君） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

多面的機能支払交付金事業につきましては、農業、農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動による農地や農業用施設等の保全・管理を推進するものでございます。

町は、地域の保全会活動を支援するために、国の多面的機能支払交付金を活用しまして交付金を交付しているところでございます。

お尋ねの交付金の交付時期につきましては、いつまでに払わなくちゃならないという特段の規定はございませんが、県の交付金の交付決定後、速やかな支払手続を進めているところでございます。

今年度分につきましては、内示が1か月遅れ、町の申請後の交付金の決定時期が例年より2か月ほど遅かったため、各保全会の方々には交付金の支払いが遅れまして大変ご迷惑をかけたところでございます。

令和元年度の例によりますと、6月の中旬には内示がありまして、6月下旬には町のほうで申請を行い、7月の中旬には交付決定がなされると。第一回の支払いにつきましては8月の中旬というふうな振込の流れがございますのでという形でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） この保全会は年次計画を恐らく4月頃に作成して、刈取りが終ってから随時お金のために、特に長寿命化の資金ですか、交付金ですか、U字溝など前もって注文しておかないとその時期に作業ができないということもありまして、ある地区では会長あたりが立替払いをしているということもありますので、やっぱりそういうのがないように、親方の負担がないように、来たらばすぐ交付金を出してやるとか、そういう手だては欲しいんではないかなと思います。

あと、年度内に使い切れなかったお金、以前は何か年度内に使い切れないと駄目だなんていうこともあったようですけども、これは繰越ししても使ってもいいということでしょうか、お伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（橋本喜宏君） まず、お支払いの件につきましては、やはり県の決定がないと、町のほうに予算が確保されておりますが支払いができないというのが大前提ですので、ご了承願いたいと思います。町としては、当然決定があれば、なってからすぐにお支払いするような環境に努めてまいりたいというふうに考えています。

なお、その年次の繰越しにつきましては、長寿命化とかの年次計画、何年ごとにやるという計画につきましては、送ることは可能かと解釈しておりますが、その他の農地維持修繕とか資質向上につきましては繰越しができなかったというふうに記憶しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 本当に何年前かは繰越し駄目だとか、その年に使ってしまわないと、そういう縛りが何かあったみたいです。今は大分緩くなったのかなとは思いますが。

それでは次に、今年の田んぼの作付ですが、地震の影響で水路の点検があるということですが、水の供給具合はどうかお伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（橋本喜宏君） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

本町の農業用水の多くは羽鳥ダムを水源として供給されております。羽鳥ダムの貯水の状況につきましては、県のホームページによりますと、3月1日現在で約53%の貯水池であり

まして、平年比で見ますと85.5ということで、平年よりも15%ほど少ない状況でございます。

また、先月13日深夜に福島県沖を震源地としまして発生した地震によりまして、県営隈戸土地改良区における整備された幹線水路の被害につきましても心配されているところでございます。

現在、国や矢吹原土地改良区のほうで、その幹線暗渠のパイプラインにつきまして、水をそこに入れて漏れがないかの充水試験が開始されたところでございます。その漏水調査につきましてはちょっと時間がかかるのかなということで、その充水につきましては、昨日までに矢吹駅北側まで充水が完了しているというのは報告がございまして、その間につきましては、目立った、要するに道路に出るような漏水は今のところは確認されていないというふうな報告は受けておりまして、本日はその矢吹駅北側から矢吹町の大池公園のところまで充水する予定というふうに聞いておりますので、この充水試験をクリアして、春には水が流れるように進めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（古川文雄君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 本当に矢吹町までは恐らく順調に来るのかなというふうな感じもありますけれども、小池、矢吹町の駅の手前かなと思うんですけれども、あの辺からの状況が何か随分見た目では悪いように感じられるんですけれども、そのために今年作付ができるように各分野に働きかけていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、4の消防組織についてであります。全国でも団員数、少子高齢化など、減少傾向が止まらないとありますが、我が町分団の団員数の変化はどのようになっているのか伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

初めに、鏡石町消防団の組織につきましては、昭和50年に9分団体制となつてから、現在まで208人が条例上の定員となっております。

次に、団員数の推移について申し上げますと、20年前の平成12年の団員数は206名となつておりまして、おおむね定員を満たしております。そこから年々減少を続けまして、平成30年度に過去最低となる153名となっております。そのため、団員確保策の一つといたしまして、平成30年度に機能別消防団員制度を導入し、新たに女性の消防団員の皆様に入団いただきました。

また、各分団の誘致活動の努力によりまして、新団員が増えたことで今年、令和3年3月

現在の団員数は169名となっております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 本当に各分団、本当に私らがいた時代は、本当に定員満杯でよその人が入れないくらいの人数になっていましたけれども、本当に久来石が一番目立つのかなと思いますけれども、本当に活動する団員がいなくて本当に四苦八苦しているようです。こっちの駅前地区とか仁井田地区、その辺は役場職員が結構おりまして、その久来石にはそういう人がいない、役場職員がいらないわけではないんですが、その若い年齢層がいらないということです。

本当にその辺を解消できればとも思っておりますが、待遇改善とかを町でどのような考えを持っているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

待遇改善の一環といたしまして、平成27年から消防団応援事業を実施しまして、加盟店から消防団員が様々な特典が得られる制度などを実施しているほか、家族にも参加していただけるレクリエーションなどを開催しております。

全国的にも様々な取組が試みられているところがございますけれども、例えば大幅な報酬の増額とか、雇用企業への減税などを行っている自治体もございます。

決定的な解決には基本的には至っていないのが実情であるということもございます、このような先進事例を研究しながら、今後は町の実情に合った待遇改善策を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） その辺を、優遇をぜひ、今の本当に出動手当とか、本当に年俸でいうと本当に何ていうんですかね、本当に自分らのためにならないような賃金体制なのかなと思います。

総務省の消防庁は今夏ですか、夏には講習や出動手当の引上げを、対策を考えていく方向性を打ち出してくるところだということなので、そういう方向性も見据えながら町の消防団の活性化につなげていっていただきたいと思います。

最後の質問になりますが、（2）番の可搬式ポンプを支援隊で運用できないかお伺いいた

します。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、消防団員の活動をサポートする消防団OBによります消防活動支援隊を分団ごとに組織しておりまして、現在は230名の方々にご協力をいただいております。

支援隊の皆様には、日中、地元で団員が少なく、迅速な消火活動を実施できない場合などを想定しまして、初期消火活動を行っていただくことが可能となっております、地元の火災の際には可搬式ポンプをはじめまして消防車両などについても使用していただくことができるということでございます。

ただし、機械の操作などに一定の知識と訓練が必要であるとの判断から、操作方法等について消防署のご協力をいただきながら、訓練指導を受けていただく必要がございます。創立当初は、各地区支援隊員に講習を受けていただいているところではございましたが、一定期間が経過していることから、スムーズな操作や安全確保の観点から、新たに講習を受けていただくことも重要であると考えておりまして、支援隊の皆様には調整を進めていただきながら、講習等を実施したいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 私も支援隊の一員ですけれども、訓練も何度か最初の頃、1回、2回、ポンプ車のほうを受けましたが、継続してやっているというふうなことはないようです。それですから、年に1回とかできれば、お願いできないのかなということなんですけれども、どうでしょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 3番議員のご指摘も十分に理解しているつもりでございます。ただし、消防団全体の事業につきましても、このコロナ禍の関係で一堂に会しての大きい訓練につきましても、なかなか開催する機会というか、それはコロナ禍で考慮しているところではございます。ただ、そうも言ってはいただけないということではございまして、支援隊の方々、いわゆる役員の方、各地区の役員の方々、一堂に会しての会議も1年以上実施していないというところもありまして、その状況を踏まえながら、早急に支援隊の皆様からのご意見をいただきながら、いわゆる今ご指摘があった訓練等につきましても、来年度中には何とか再開してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 3番、橋本喜一君。

[3番 橋本喜一君 登壇]

○3番（橋本喜一君） 本当に火災というのは、本当に怖いものです。一遍にして生命とか財産を奪ってしまうような大参事にもなりかねませんので、その辺を支援隊の方をお願いして初期消火ができるような体制を取ってもらえればと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古川文雄君） 3番、橋本喜一君の一般質問はこれまでといたします。

以上をもって、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○議長（古川文雄君） お諮りいたします。

議事の都合により、明日3月6日から3月16日までの11日間、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、明日3月6日から3月16日までの11日間は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（古川文雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時11分

第 4 号

令和3年第7回鏡石町議会定例会会議録

議事日程（第4号の追加1）

令和3年3月17日（水）午前10時開議

- 日程第 1 議案第160号 鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第161号 鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第162号 鏡石町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第163号 鏡石町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第164号 鏡石町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第165号 町道路線の廃止について
- 日程第 7 発議第 2号 鏡石町議会会議規則の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 令和3年度鏡石町各会計予算審査について
予算審査特別委員会委員長報告
- 日程第 9 請願・陳情について
産業厚生常任委員長報告
- 日程第10 議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出について
- 日程第11 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について
- 日程第12 議案第166号 令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第13号）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで議事日程に同じ

追加日程第13 意見書案第10号 福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書
(案)

出席議員（10名）

1 番	畑 幸 一 君	2 番	角 田 真 美 君
3 番	橋 本 喜 一 君	4 番	菊 地 洋 君
5 番	小 林 政 次 君	7 番	渡 辺 定 己 君
8 番	大 河 原 正 雄 君	9 番	今 泉 文 克 君
1 1 番	円 谷 寛 君	1 2 番	古 川 文 雄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠 藤 栄 作 君	副 町 長	小 貫 忠 男 君
教 育 長	渡 部 修 一 君	総 務 課 長	小 貫 秀 明 君
税 務 町 民 課 長	長 谷 川 静 男 君	福 祉 こ ど も 課 長	柳 沼 和 吉 君
健 康 環 境 課 長	角 田 信 洋 君	産 業 課 長	橋 本 喜 宏 君
上 下 水 道 課 長	吉 田 竹 雄 君	都 市 建 設 課 長	菊 地 勝 弘 君
教 育 課 長	根 本 博 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	倉 田 知 典 君
農 業 委 員 会 農 事 務 局 長	圓 谷 康 誠 君	農 業 委 員 会 農 業 委 員 長	菊 地 栄 助 君
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	草 野 孝 重 君		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	小 貫 正 信	主 任 主 査	鈴 木 淳 子
-------------	---------	---------	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（古川文雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

◎議会運営委員長報告

○議長（古川文雄君） 初めに、追加議案1件が提出されておりますので、本日の議事運営について、議会運営委員長の報告を求めます。

4番、菊地洋君。

〔議会運営委員長 菊地 洋君 登壇〕

○4番（議会運営委員長 菊地 洋君） おはようございます。

追加議案がありますので、ご報告申し上げます。

第7回鏡石町議会定例会議事日程「第4号の追加1」。

令和3年3月17日水曜日、午前10時開議、日程番号、件名の順でご報告をいたします。

〔以下、議事日程「第4号の追加1」により報告する。〕

○議長（古川文雄君） ただいまの議会運営委員長報告のとおり、追加議案1件を本日の日程に追加して審議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、追加議案1件を本日の日程に追加して審議することに決しました。

◎議事日程の報告

○議長（古川文雄君） 本日の議事は、議事日程「第4号の追加1」により運営いたします。

◎議案第160号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第1、議案第160号 鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、柳昭和吉君。

〔福祉こども課長 柳昭和吉君 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第160号 鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書142ページをお願いします。

このたびの鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和3年度介護報酬改定等に伴うサービスの運営基準について、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年1月25日に公布され、4月1日から施行されることによりまして、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、本条例の改正を行うものでございます。

議案書143ページをお願いします。

鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年鏡石町条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第202条」を「第203条」に、「第203条」を「第204条」に改めるものでございます。

第3条につきましては、指定地域密着型サービスを規定するもので、次の2項を加えるものでございます。第3項として、全てのサービス事業者を対象に、利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生、再発防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める規定を加えるものでございます。第4項として、事業者の介護情報公開を規定するものでございます。

次に、6条から40条の2までは定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関するものでございまして、第6条につきましては、従業者の員数の規定でございます。第5項中に同一敷地内の事業所を規定し、職員の兼務を認める規定を加えるものでございます。

第31条につきましては、運営規定の規定でございます。第8号を第9号とし、第8号として虐待防止の規定を加えるものでございます。

第32条につきましては、勤務体制の確保等の規定でございます。第5項として、職場における従業者のハラスメントを防止するための方針の規定を加えるものでございます。第32条の次に、第32条の2を加えるものでございます。

144ページをお願いします。

第1項としまして、業務継続計画を策定し、感染症や非常災害発生時における早期に業務再開をすること。第2項として、計画の周知、訓練等を実施すること。第3項として、計画の変更をすることができることの規定を変えるものでございます。

第33条につきましては、衛生管理等の規定でございます。次の1項を加えるものでござい

まして、第3項としまして、事業所で感染症が発生、蔓延防止の委員会の開催にテレビ電話の利用、指針の整備、研修の実施の規定を加えるものでございます。

第34条につきましては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における重要事項等の掲示の規定でございます。次の1項を加えるもので、重要事項等を記載した書面を事業所に備え付け、関係者に自由に閲覧できるようにする規定を加えるものでございます。

第39条につきましては、地域との連携等の規定でございます。第1項中の「協議会」の開催の規定に、テレビ電話の利用の規定を加えるものでございます。

145ページをお願いします。

40条の次に、40条の2として、虐待防止の規定を加えるものでございます。第1項として、虐待防止するための委員会の開催、第2項として、指針の整備、第3項として、研修の実施、第4項として、担当者を定める規定を加えるものでございます。

次に、第47条から第59条までは、夜間対応型訪問介護に関するものでございます。

47条につきましては、訪問看護師等の員数の規定でございます。第1項及び第2項につきましては、人員の配置の基準の緩和の規定の文言の整理等でございます。オペレーターの同一敷地における施設の人員配置基準の緩和、当該施設を規定するもので、第3項から第7項を同条に加えるものでございます。

146ページをお願いします。

第55条につきましては、指定夜間対応型訪問介護事業所運営規定の規定でございます。第8号を第9号とし、第8号として虐待防止の規定を加えるものでございます。

第56条につきましては、勤務体制の規定でございます。業務の一部を他の事業所に委託できる基準を緩和するものでございます。第5項としまして、職場における従業員のハラスメントを防止するための方針の規定を加えるものでございます。

第57条につきましては、地域との連携の規定でございます。

147ページをお願いします。

第2項として、事業所と同一建物に居住する利用者に対し、夜間対応型訪問看護を提供する場合は、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても夜間対応型訪問介護を提供するよう努める規定でございます。

第59条につきましては、準用規定でございます。事業所における重要事項等の掲示、秘密保持、業務継続計画等の規定を準用するものでございます。

次に、第59条の12から第59条の40までは、地域密着型通所介護に関するものでございます。第59条の12につきましては、運営規定の規定でございます。第10号を11号とし、第10号として虐待防止の規定を加えるものでございます。

第59条の13につきましては、勤務体制の確保の規定でございます。第3項の後段に、事

業所は全ての従業者に認知症介護に係る基礎的研修の受講を定める規定を加えるものでございます。

第59条の15につきましては、非常災害対策の規定でございます。第2項として、前項の規定する訓練を実施するに当たっては、地域住民の参加を得られるよう連携に努める規定を加えるものでございます。

第59条の16につきましては、衛生管理等の規定でございます。第2項中、必要な措置を義務づけるものでございまして、第1号として、感染症等の予防蔓延防止対策のための委員会でテレビ電話を利用できる規定、第2号は、指針の整備。

148ページをお願いします。

第3項につきましては、研修及び訓練の実施する規定を加えるものでございます。

第59条の20につきましては、準用規定でございまして、業務継続計画策定等の規定を準用するものでございます。

第59条の22につきましては、共生型指定地域密着型通所介護事業についての準用規定でございます。業務継続計画策定、虐待防止等の規定を準用するものでございます。

第59条の36につきましては、指定療養型通所介護事業所の運営規定でございます。9号を10号として、9号として虐待防止の規定を加えるものでございます。

第59条の38につきましては、安全、適切なサービス提供の確保の規定でございます。第1項中の管理委員会の開催の規定に、テレビ電話の利用の規定を加えるものでございます。

第59条の40につきましては、準用規定でございまして、業務継続計画策定等の規定を準用するものでございます。

次に、第64条から第80条までは、認知症対応型通所介護に関するものでございます。

149ページをお願いします。

64条第1項から66条につきましては、施設管理者の配置基準の規定でございます。施設における管理者の配置基準を事業所の管理上支障のない場合は本体施設と他の施設の職務に従事できるよう緩和するものに改めるものでございます。

第73条につきましては、運営規定の規定でございます。第10号を第11号とし、第10号として、虐待防止の規定を加えるものでございます。

第80条につきましては、準用規定でございまして、業務継続計画等の規定を準用するものでございます。

次に、第82条から第108条までは、小規模多機能型居宅介護に関するものでございます。第6項につきましては、従業者の員数の規定でございます。介護老人福祉施設等が併設されている場合は、管理者と介護職員の兼務を認める人事配置の基準を緩和するものに改めるものでございます。

第83条第3項につきましては、管理者の規定でございます。第111条の項を加えることにより、この項を改めるものでございます。

第87条につきましては、サービス計画の規定でございます。担当者会議におけるテレビ電話の利用の規定を加えるものでございます。

第100条につきましては、運営規定の規定でございます。10号を11号とし、10号として、虐待防止の規定を加えるものでございます。

第101条につきましては、利用定員の規定でございます。地域の実情により定員を増員できる規定を加えるものでございます。

150ページをお願いします。

108条につきましては、準用規定でございまして、業務継続計画策定等の規定を準用するものでございます。

次に、110条から128条までは、認知症対応型共同生活介護に係るものでございます。

第110条につきましては、従業者の員数の規定でございます。第1項につきましては、共同生活住居が3の場合においては、各共同生活住居が同一階で隣接し、職員が円滑に利用者の状況を把握することができる場合においては、夜間及び深夜に配置する従業者を2人以上とすることができる配置基準を緩和する規定を加えるものでございます。同条第5項につきましては、計画策定担当者の配置基準の緩和をする規定を加えるものでございます。

151ページをお願いします。

第111条につきましては、管理者の規定でございまして、第2項を第3項とし、第2項として、本体施設とサテライト型施設を設置した場合の管理者の配置基準を緩和することを加えるものでございます。

113条につきましては、共同生活住居数の規定でございます。第1項につきましては、ユニット数1または2を1以上3以下に改めるものでございます。

117条につきましては、介護取扱い方針の規定でございます。第7項第1号中、委員会の開催の規定にテレビ電話の利用規定を加えるものでございます。第8項につきましては、評価委員に関する規定を改めるものでございます。

第121条につきましては、共同生活事業の管理者の規定でございます。管理者の施設を加えるものでございます。

第122条につきましては、運営規定の規定でございます。第7号を第8号とし、第7号として虐待防止の規定を加えるものでございます。

第123条につきましては、勤務体制の規定でございます。第3項の後段に、全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的研修の受講を定める規定を加えるものでございます。同条第4号として、職場における従業者のハラスメントを防止するための規定を加えるものでござ

ざいます。

152ページをお願いします。

次に、第138条から第149条まで、地域密着型特定施設入所者生活介護に関するものでございます。第138条につきましては、取扱いの規定でございまして、第6項第1号中の委員会の開催の規定にテレビ電話の利用規定を加えるものでございます。

第145条につきましては、運用の規定でございまして、第9号を第10号とし、第9号として虐待防止の規定を加えるものでございます。

第146条につきましては、勤務体制の規定でございまして、第4項後段に、全ての従業者に認知症介護に係る基礎的研修の受講を定める規定を加えるものでございます。同条第5号としまして、職場における従業者のハラスメントを防止するための方針の規定を加えるものでございます。

第149条につきましては、準用規定でございまして、業務継続計画策定等の規定を準用するものでございます。

次に、151条から187条までは、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関するものでございます。第151条につきましては、従業者の員数の規定でございます。

153ページをお願いします。

第1項第4号中につきましては、管理栄養士を追加し、同条第3項につきましては、管理栄養士等の人員配置の基準を緩和するものでございます。

第157条につきましては、取扱い方針の規定でございます。第6項第1号中、委員会の開催の規定にテレビ電話の利用規定を加えるものでございます。

第158条第6項中につきましては、テレビ電話を利用する場合の同意の規定を加えるものでございます。

第163条の2につきましては、入所者に対する栄養管理、次の第163条の3につきましては、口腔衛生管理の規定を加えるものでございます。

第168条につきましては、運営規定の規定でございます。第8号を第9号とし、第8号として虐待防止の規定を加えるものでございます。

154ページをお願いします。

第169条につきましては、勤務体制の規定でございます。第3項後段に、事業所は全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的研修の受講を定める規定を加えるものでございます。同条第4号として、職場における従業者のハラスメントを防止するための方針の規定を加えるものでございます。

第171条につきましては、衛生管理の規定でございます。第2項1号中、委員会の開催の規定にテレビ電話の利用規定を、同条第3項中に訓練等の規定を加えるものでございます。

第175条につきましては、事故防止及び事故発生時の対応の規定でございます。第2項第1号中、委員会の開催の規定にテレビ電話の利用規定を加えるものでございます。第4項として、担当者を置く規定を加えるものでございます。

第177条につきましては、準用規定でございまして、業務継続計画策定等の規定を準用するものでございます。

第180条につきましては、施設に関する規定でございます。第1項第1号ア（イ）につきましては、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における1ユニット当たりの人員を10人から10人以下から15人を超えないものに改め、（2）につきましては、文言の整理をするものでございます。

第182条につきましては、取扱い方針の規定でございます。第8項1号中、委員会の開催の規定にテレビ電話の利用規定を加えるものでございます。

155ページをお願いします。

第186条につきましては、運営規定の規定でございます。第9号を第10号とし、9号として、虐待防止の規定を加えるものでございます。

第187条につきましては、勤務体制の規定でございます。第5項として、職場における従業員のハラスメントを防止するための方針の規定を加えるものでございます。

第189条につきましては、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の準用規定でございまして、業務継続計画策定等の規定を準用するものでございます。

第202条につきましては、指定看護小規模多機能型居宅介護事業の準用規定でございまして、業務継続計画策定等の規定を準用するものでございます。

第203条を第204条とし、第203条として、電磁的記録等の規定を加えるものでございます。指定地域密着型サービス事業者等は、省令の規定により作成する書面に代えて、電磁的方法により行うことができるものを加えるものでございます。

156ページをお願いします。

附則第6条第1項中「前日において」の次に「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（以下、「指定介護老人福祉施設基準」という。）」を加える。

附則、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第160号の提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第160号 鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第161号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第2、議案第161号 鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、柳沼和吉君。

〔福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） ただいま上程されました議案第161号 鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書157ページをお願いします。

このたびの鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和3年度介護報酬改定等に伴うサービスの運営基準について、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年1月25日に公布され、4月1日から施行されることに

より、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正を踏まえ、本条例の改正を行うものでございます。

議案書の158ページをお願いします。

この予防サービスにつきましては、要支援1、2を対象者とするサービスとなっております。鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年鏡石町条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第91条」を「第91条・第92条」に改めるものでございます。

第3条につきましては、指定地域密着型予防サービスの規定でございます。次の2項を加えるものでございます。第3項として、サービス事業者を対象に、利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生、再発防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める規定を加えるものでございます。第4項としまして、事業者の介護情報公開を規定するものでございます。

次に、8条から65条までにつきましては、介護予防認知症対応型通所介護に関するものでございます。第8条につきましては、従業者の員数の規定でございます。従業者が勤務する施設の規定を加えるものでございます。

第9条につきましては、利用定員の規定でございます。第2項中の後段に、施設運営の人員配置の基準の緩和をする規定を加えるものでございます。

第10条につきましては、管理者の規定でございます。第1項後段に、同一敷地内の施設における従業者の人員配置基準の緩和をする規定を加えるものでございます。

第27条につきましては、運営規定の規定でございます。第10号を第11号とし、第10号として、虐待防止の規定を加えるものでございます。

第28条につきましては、勤務体制の確保等の規定でございます。第3項の後段に、事業所は全ての従業者に認知症介護に係る基礎的研修の受講を定める規定を加えるものでございます。

159ページをお願いします。

同条第4項として、職場における従業者のハラスメントを防止するための方針の規定を加えるものでございます。

第28条の次に、第28条の2として、業務継続計画策定の規定を加えるものでございます。2項として、同計画の周知、研修及び訓練の実施、第3項として、同計画の変更ができる規定を加えるものでございます。

第30条につきましては、非常災害対策の規定でございます。第2項として、事業所は前項

の規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加を得られるよう連携に努める規定を加えるものでございます。

第31条につきましては、衛生管理等の規定でございます。第2項中、第1号として、感染症等予防蔓延防止対策のための委員会でテレビ電話を利用できる、第2号としては、指針の整備、第3項としては、感染症蔓延防止の研修及び訓練を実施する規定を加えるものでございます。

160ページをお願いします。

第32条につきましては、重要事項等の掲示の規定でございます。次の1項を加えるものでございまして、重要事項等の記載した書面を事業所に備え付け、関係者に自由に閲覧できるようにする規定を加えるものでございます。

第37条の次に、第37条の2として、虐待防止の規定を加えるものでございます。第1号として、事業所は虐待防止するための委員会の開催、第2号として、指針の整備、第3号として、研修の実施、第4号として、担当者を定める規定を加えるものでございます。

第39条につきましては、地域との連携等の規定でございます。第1項中「協議会」の開催の規定にテレビ電話の利用の規定を加えるものでございます。

第44条につきましては、従業者の員数の規定でございます。表中に対象施設を加えるものでございます。

第45条につきましては、管理者の規定でございまして、人員配置基準の緩和の規定を改めるものでございます。

第49条につきましては、心身状態の把握の規定でございます。同条中に、サービス会議において、テレビ電話の利用の規定を加えるものでございます。

161ページをお願いします。

第57条につきましては、運営規定の規定でございます。第10号を第11号とし、第10号として、虐待防止の規定を加えるものでございます。

第58条につきましては、施設の定員の規定でございます。第2項として、定員の基準の緩和の規定を加えるものでございます。

第65条につきましては、準用規定でございまして、業務継続計画策定等の規定を準用するものでございます。

次に、第71条から第87条までについては、介護予防認知症対応型共同生活介護に関するものでございます。

第71条につきましては、従業者の員数の規定でございます。第1項中、共同生活住居等に配置する人員の配置基準を緩和するものでございます。同条第5項中に、1ユニットごと1事業所に1名を配置する計画書作成担当者の配置基準を緩和する規定を加えるものでござい

ます。

162ページをお願いします。

同条第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第9項として、サテライト型事業所における計画策定担当者の配置基準の緩和の規定を加えるものでございます。

第72条につきましては、管理者の規定でございまして、第2項を第3項とし、第2項として、管理者の配置基準の緩和の規定を加えるものでございます。

第74条につきましては、設備に関する基準でございます。第1項中につきまして、地域の実情により共同生活住居数を1または2を1以上3以下に緩和するものに改めるものでございます。

第78条につきましては、身体的拘束等の禁止の規定でございます。第3項第1号中に、委員会の開催の規定にテレビ電話の利用の規定を加えるものでございます。

第79条につきましては、管理者による管理の規定でございます。第3項第1号中に、管理する施設を加えるものでございます。

第80条につきましては、運営規定の規定でございます。第7号を第8号とし、第7号として虐待防止の規定を加えるものでございます。

第81条につきましては、勤務体制の規定でございます。第3項の後段に、全ての従業者に、認知症介護に係る基礎的研修の受講を定める規定を加えるものでございます。

163ページをお願いします。

同条第4項として、職場における従業者のハラスメントを防止するための方針の規定を加えるものでございます。

第86条につきましては、準用規定でございまして、業務継続計画策定等の規定を準用するものでございます。

第87条につきましては、基本取扱い方針の規定でございます。第2項中に、第1号及び第2号として、外部の者による評価等の規定を加えるものでございます。

第91条を第92条とし、第91条として、電磁的記録等の規定を加えるものでございます。事業者等は、省令の規定により作成する書面に代え、電磁的方法により行うことができるものを加えるものでございます。

164ページをお願いします。

附則、この条例は令和3年4月1日から施行する。

以上、議案第161号の提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 11番の円谷ですが、今随分長い説明があったんですけども、非常に似たような表示があつて、なかなか分かりにくいんですけども、この事業所の名称ですね、鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業とか、その後に、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所というふうなものが出てくるんですけども、これは、それぞれ町内にこういう事業所は幾つあるんでしょうか。お伺いします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 11番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

事業名につきましては、指定地域密着型介護予防サービスにつきましては要支援1、2の方を対象とした事業でございます。地域密着型の通所型とか、あとはもろもろの事業名でございますが、通所型につきましては、いわゆるデイサービスでございます。町内にはデイサービスは3つ、あと認知症型という生活介護につきましては、いわゆる認知症型のグループホームを指してございまして、町内にはグループホームは2つございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第161号 鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第162号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第3、議案第162号 鏡石町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、柳沼和吉君。

[福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇]

○福祉こども課長（柳沼和吉君） ただいま上程されました議案第162号 鏡石町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書165ページをお願いします。

このたびの鏡石町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和3年度介護報酬改定等に伴うサービスの運営基準について、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年1月25日に公布され、4月1日から施行されることにより、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正を踏まえ、本条例の改正を行うものでございます。

議案書166ページをお願いします。

鏡石町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年鏡石町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条につきましては、基本方針の規定でございます。次の2項を加えるものでございます。第5項として、サービス事業者を対象に、利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生、再発防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める規定を加えるものでございます。第6項として、事業者の介護情報の公開を規定するものでございます。

次に、第19条から第28条までにつきましては、人員に関する基準に関するものでございます。第19条につきましては、運営規定の規定でございまして、第6号を第7号とし、第6

号として虐待防止の規定を加えるものでございます。

第20条につきましては、勤務体制の確保等の規定でございます。第4項として、職場における従業員のハラスメントを防止するための方針の規定を加えるものでございます。

第20条の次に、第20条の2として、業務継続計画策定の規定を加えるものでございます。第2項として、同計画の周知、研修及び訓練の実施、第3項として、同計画の変更ができる規定を加えるものでございます。

167ページをお願いします。

22条の次に、22条の2として、感染症が発生し、または蔓延防止の規定を加えるものでございます。第1号として、感染症等の予防、蔓延防止の対策のための委員会でテレビ電話を利用できる。第2号として、指針の整備、第3号として、感染症蔓延防止の研修及び訓練を実施する規定を加えるものでございます。

第23条につきましては、重要事項等の掲示の規定でございます。次の1項を加えるもので、重要事項等の記載した書面を事業所に備え付け、関係者に自由に閲覧できるようにする規定を加えるものでございます。

第28条の次に、第28条の2として、虐待防止の規定を加えるものでございます。第1号として、事業所は虐待防止するための委員会をテレビ電話を利用してできる、第2号として、指針の整備、第3号として、研修の実施、第4号として、担当者を定める規定を加えるものでございます。

第32条につきましては、介護予防のための効果的な支援の方法に関する取扱い指針の規定でございます。第9号中につきましては文言の整理、サービス担当者会議でテレビ電話を利用できる規定を加えるものでございます。

168ページをお願いします。

34条の次に、35条を加え、電磁的記録等の規定を加えるものでございます。事業者等は、省令の規定により作成する書面に代え、電磁的方法により行うことができるものを加えるものでございます。

附則、この条例は令和3年4月1日から施行する。

以上、議案第162号の提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第162号 鏡石町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第163号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第4、議案第163号 鏡石町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、柳沼和吉君。

〔福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） ただいま上程されました議案第163号 鏡石町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書169ページをお願いします。

このたびの鏡石町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和3年度介護報酬改定等に伴うサービスの運営基準について、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年1月25日に公布され、4月1日から施行されることにより、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、本条例の改正を行うものでございます。

議案書170ページをお願いします。

鏡石町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年鏡石町条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第33条」を「第33条・第34条」に改めるものとさせていただきます。

第3条につきましては、基本方針の規定でございます。次の2項を加えるものとさせていただきます。第5項として、サービス事業者を対象に、利用者の人権擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生、再発防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める規定を加えるものとさせていただきます。第6項として、事業者の介護情報公開の規定を加えるものとさせていただきます。

次に、人員に関する基準でございます。第6条につきましては、管理者の規定でございます。第2項に、ただし書きに、介護管理者を主任介護支援専門員とする規定を加えるものとさせていただきます。

次に、運営に関する基準でございます。第7条につきましては、内容及び手続の説明の規定でございます。ケアマネジメントの公正中立性から、事業者は前6か月間におけるサービスごとの利用割合等について、利用者に説明する規定を加えるものとさせていただきます。

第16条につきましては、具体的取扱い方針の規定でございます。第9号中、サービス担当者会議でテレビ電話を利用できる規定、第20号の次に、第20号の2として、区分支給限度利用額の利用割合が高く、訪問介護サービスの割合が多い利用者のケアプラン作成事業所の点検、意見書の仕組みの規定を加えるものとさせていただきます。

171ページをお願いします。

第21条につきましては、運営規定の規定でございます。第6号を第7号とし、第6号として、虐待防止の規定を加えるものとさせていただきます。

第22条につきましては、勤務体制の確保等の規定でございます。第4項として、職場における従業員のハラスメントを防止するための方針の規定を加えるものとさせていただきます。

第22条の次に、第22条の2として、業務継続計画策定につきまして加えるものとさせていただきます。第1項として、業務継続計画を策定し、感染症や非常災害発生における早期に業務再開をすること。第2項として、同計画の周知、訓練の実施等を規定するものとさせていただきます。第3項として、同計画の変更をできる規定を加えるものとさせていただきます。

第24条の次に、第24条の2として、感染症等予防蔓延防止対策の規定を加えるものとさせていただきます。第1号として、感染症等の予防蔓延防止対策のための委員会をテレビ電話を利用してできる規定、定期的に会議を開催する規定。第2号としては、指針の整備、第3号は、研修及び訓練の実施規定を加えるものとさせていただきます。

172ページをお願いします。

第25条につきましては、重要事項等の掲示の規定でございます。第2項として、重要事項

等を記載した書面を事業所に備え付け、関係者に自由に閲覧できるようにする規定を加えるものでございます。

第30条の次に、第30条の2として、虐待防止の規定を加えるものでございます。1号として、事業者は虐待防止するための委員会をテレビ電話を利用してできる。第2号として、指針の整備、第3号として研修の実施、第4号として、担当者を定める規定を加えるものでございます。

第33条の次に、第34条を加え、第34条として、電磁的記録の規定を加えるものでございます。事業者等は、省令の規定により作成する書面に代え、電磁的方法により行うことができるものを加えるものでございます。

173ページをお願いします。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改めるものでございます。

次に、附則に1項を加えるものでございます。第3項として、令和3年4月1日以降における前項の規定の適用について、同項中の「第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項の規定する管理者が、介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項」と、「介護支援専門員」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定は令和3年6月5日から施行する。

以上、議案第163号の提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 11番の円谷ですが、柳沼課長、大変ご苦労さまでした。31ページもある提案理由の説明をされたんですけども、前の案と含めて、大変重要な点が幾つか含まれていると思います。虐待防止、さらには感染症の蔓延防止とかハラスメントの防止、テレビ電話による委員会開催、非常に今の情勢をいろいろ反映された改正であると思うんですけども、いわゆるこれらの改正の周知徹底、先ほど私がお尋ねしたように町内に幾つかの事業所があって、関連する問題でありますので、これは、改正の周知徹底というものを図る責任自体は町にあるのかどうか。そして、もし町にあるとすれば、町はどのようにしてこの

改正について周知徹底を図るのかをお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

これら4つの条例改正の内容の周知等につきましては、省令等の改正の情報につきましては、国のほうから昨年度中、6月頃から随時、各団体を通じて流れております。当然、町も現時点では、国から直接改正の情報とか様々な情報が流れてくる仕組みを取っております。

この改正につきましては、ここ数年来、介護報酬の改定に伴いまして、それぞれ制度の改定が国において議論されております。それぞれの会議の議事録等、会議の経過等につきましても、その都度国のほうから情報が発表になっております。

そのようなことから、町では各事業所に対しましても、会議の席上等通じまして、改定するというような情報を提供をしております。それぞれ周知期間等も設けておりますので、これらの情報の周知については、十分対応できているものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第163号 鏡石町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第164号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第5、議案第164号 鏡石町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、菊地勝弘君。

〔都市建設課長 菊地勝弘君 登壇〕

○都市建設課長（菊地勝弘君） ただいま上程されました議案第164号 鏡石町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書174ページをお願いします。

このたびの条例の一部改正につきましては、令和元年度から2か年計画で進めておりました東町公園が竣工、供用開始したことに伴いまして、町都市公園条例の一部を改正するものであります。

改め文になります。

鏡石町都市公園条例（昭和50年鏡石町条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1に、次のように加える。

東町公園、鏡石町東町761番地、762番地及び770番地の各一部。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第164号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番、渡辺定己君。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） 7番議員の渡辺でございます。

ただいま上程されました議案第164号 都市公園条例の一部を改正する条例の制定でございますが、公園の東町761、762番及び770番の一部となっております。総面積はどのくらいか。大体、遊具とかそういうのを取り付けたのもあるかと思いますが、総経費はどのくらいかかったか、お知らせ願いたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 菊地勝弘君 登壇〕

○都市建設課長（菊地勝弘君） 7番議員の質疑にご答弁申し上げます。

まず1点目としまして、面積3,000平米でございます。

次に、経費としまして、2か年で実施しました。2か年合計1,979万5,600円でございます。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 今の課長の1,979万5,600円の中にはN T Tからの寄附金が入っていると思うんですが、これは寄附採納の採択は要らないのでしょうか。ちょっとお尋ねします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 菊地勝弘君 登壇〕

○都市建設課長（菊地勝弘君） 11番議員のご質疑に対しましてご答弁申し上げます。

11番議員がおっしゃったように、N T T ドコモからの寄附金311万円を受けまして、遊具設置費用の一部に充てました。そちらにつきましては、指定寄附ということでございますので、そちらの議案というものはないということをご理解をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

11番議員の再質疑を認めます。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） ちょっと初歩的な問題だと思いますが、この都市公園というものと一般の公園とは、例えばいわゆる事業をやるに当たっての交付税とか補助、そういうものについて何らかの特典があるのかどうか。一般の公園と比べ都市公園はどのようなメリットといますか、交付税とか、そういうものに違いがあるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 菊地勝弘君 登壇〕

○都市建設課長（菊地勝弘君） 11番議員の再質疑に対しましてご答弁申し上げます。

この都市公園というもののメリットということでございますが、まず1点目としまして、おっしゃったように、地方交付税の算定基準に入るということでございます。

あと、2点目としましては、補助金の関係、そちらもこの都市公園を整備するに当たって

は補助金の優遇措置が得られるということでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第164号 鏡石町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第165号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第6、議案第165号 町道路線の廃止についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、菊地勝弘君。

〔都市建設課長 菊地勝弘君 登壇〕

○都市建設課長（菊地勝弘君） ただいま上程されました議案第165号 町道路線の廃止について提案理由をご説明申し上げます。

議案書175ページをお願いいたします。

このたびの町道路線の廃止につきましては、成田地内の2路線でありまして、阿武隈川の堤防道路が国直轄管理となったことから、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

廃止としまして、番号1、路線名、成田382号線、起点、河原710番1先、終点、諏訪町471番地先、延長1,400.5メートル、幅員2.6メートルから5.9メートル。

番号2、路線名、成田388号線、起点、河原1002番先、終点、河原1015番地先、延長531.4メートル、幅員2.7メートルから5.8メートル。

以上、議案第165号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第165号 町道路線の廃止についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで換気のため5分間休議といたします。

休議 午前11時11分

開議 午前11時18分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第7、発議第2号 鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 提案理由の説明を申し上げます。

発議第2号 令和3年3月4日、鏡石町議会議長、古川文雄様。

提出者、鏡石町議会議員、菊地洋。

賛成者、鏡石町議会議員、橋本喜一。

賛成者、鏡石町議会議員、角田真美。

賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克。

鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の議案を別紙のとおり鏡石町議会会議規則第13条の規定により提出します。

提案理由、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たって、諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものである。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または署名押印に改めるものである。

次ページをお願いいたします。

鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則、鏡石町議会会議規則（昭和42年鏡石町規則第1号）の一部を次のとおり改正する。

第2条中1項「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他やむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2、前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日の8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第84条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名または記名押印しなければ」に改める。

附則として、この規則は令和3年4月1日から適用する。

以上、上程をいたします。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第2号 鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎予算審査特別委員長報告（令和3年度鏡石町各会計予算審査について）

及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第8、令和3年度鏡石町各会計予算審査について、議案第149号 令和3年度鏡石町一般会計予算から、議案第159号 令和3年度鏡石町上水道事業会計予算までの11議案を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第149号から議案第159号までの11件を一括議題することに決しました。本案に関し、予算審査特別委員長の報告を求めます。

2番、角田真美君。

〔予算審査特別委員長 角田真美君 登壇〕

○2番（予算審査特別委員長 角田真美君） 令和3年3月17日、鏡石町議会議長、古川文雄様。令和3年度各会計予算審査特別委員会委員長、角田真美。

令和3年度各会計予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、令和3年3月4日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所。

令和3年3月10日、午前9時58分、午後3時55分、委員全員、議会会議室。

令和3年3月11日、午前10時、午後3時45分、委員全員、議会会議室。

令和3年3月12日、午前9時59分、午後1時10分、委員全員、議会会議室。

説明者。町長、副町長、教育長、各課課長、副課長、担当職員。

付託件名。議案第149号 令和3年度鏡石町一般会計予算、議案第150号 令和3年度鏡石町国民健康保険特別会計予算、議案第151号 令和3年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算、議案第152号 令和3年度鏡石町介護保険特別会計予算、議案第153号 令和3年度鏡石町土地取得事業特別会計予算、議案第154号 令和3年度鏡石町工業団地事業特別会計予算、議案第155号 令和3年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算、議案第156号 令和3年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算、議案第157号 令和3年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算、議案第158号 令和3年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算、議案第159号 令和3年度鏡石町上水道事業会計予算。

審査結果。議案第149号 令和3年度鏡石町一般会計予算については、可決すべきものと決した。議案第150号 令和3年度鏡石町国民健康保険特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第151号 令和3年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第152号 令和3年度鏡石町介護保険特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第153号 令和3年度鏡石町土地取得事業特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第154号 令和3年度鏡石町工業団地事業特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第155号 令和3年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第156号 令和3年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第157号 令和3年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第158号 令和3年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第159号 令和3年度鏡石町上水道事業会計予算については、可決すべきものと決した。

審査経過。町長、副町長、教育長、各担当課長、副課長、担当職員に説明を求め、各会計ごとに審査を行った。

議案第149号 令和3年度鏡石町一般会計予算は、挙手全員により可決すべきものと決した。議案第150号 令和3年度鏡石町国民健康保険特別会計予算は、挙手全員により可決すべきものと決した。議案第151号 令和3年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第152号 令和3年度鏡石町介護保険特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第153号 令和3年度鏡石町土地取得事業特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第154号 令和3年度鏡石町工業団地事業特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第155号 令和3年度鏡石町鏡石

駅東第1土地区画整理事業特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第156号 令和3年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第157号 令和3年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第158号 令和3年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第159号 令和3年度鏡石町上水道事業会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。

主な質疑は別紙のとおり。

意見なし。

○議長（古川文雄君） これより、予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより各議案ごとの討論、採決を行います。

初めに、議案第149号 令和3年度鏡石町一般会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第149号 令和3年度鏡石町一般会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄君） 起立全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第150号 令和3年度鏡石町国民健康保険特別会計予算についての討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第150号 令和3年度鏡石町国民健康保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第151号 令和3年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第151号 令和3年度鏡石町高齢者医療特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第152号 令和3年度鏡石町介護保険特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第152号 令和3年度鏡石町介護保険特別会計予算について、本案に対する委員長の

報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第153号 令和3年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第153号 令和3年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第154号 令和3年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第154号 令和3年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第155号 令和3年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第155号 令和3年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第156号 令和3年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第156号 令和3年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第157号 令和3年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第157号 令和3年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第158号 令和3年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第158号 令和3年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第159号 令和3年度鏡石町上水道事業会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第159号 令和3年度鏡石町上水道事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（古川文雄君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎産業厚生常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第9、請願・陳情についての件を議題といたします。

陳情第11号 福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書提出陳情書について、産業厚生常任委員長より報告を求めます。

2番、角田真美君。

[産業厚生常任委員長 角田真美君 登壇]

○2番（産業厚生常任委員長 角田真美君） 令和3年3月17日、鏡石町議会議長、古川文雄様。産業厚生常任委員会委員長、角田真美。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和2年3月4日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所。

令和3年3月9日、午前10時、午後零時24分、委員5名、第1会議室。

説明者。（産業課）、橋本課長、真壁副課長。

付託件名。陳情第11号 福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書提出陳情書。

審査結果。陳情第11号は、採択すべきものと決した。

審査経過。陳情第11号については、担当課（産業課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

○議長（古川文雄君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

陳情第11号 福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書提出陳情書についての件を採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄君） 起立全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出について

○議長（古川文雄君） 日程第10、議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査実施の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申出のとおり、所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申出のとおり、議会運営委員会の所管事務調査を実施することに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（古川文雄君） 日程第11、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎議案第166号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第12、議案第166号 令和2年度鏡石町一般会計予算（第13号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第166号 令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第13号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

別冊の追加議案書1ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、2月13日に発生いたしました福島県沖地震への対応及び支援などに伴う補正予算であります。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,940万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億6,642万6,000円とするものであります。

第2条は繰越明許費の補正、第3条は地方債の補正であります。

議案書4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費といたしまして、2款総務費、1項総務管理費、事業名、鏡石駅東口整備事業、繰越額2,134万円外4件で、合計1億8,002万円を翌年度予算に繰越しをして執行するものであります。

第3表は地方債補正であります。1、変更といたしまして、起債の限度額を884万6,000円から980万円に増額するものであります。

詳細につきましては、8ページからの事項別明細書に基づきご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第166号 令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第13号）を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで意見書案配付のため、暫時休議いたします。

休議 午前11時50分

開議 午前11時51分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（古川文雄君） ただいま意見書案が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案を日程に追加し、日程第13として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案を日程に追加し、日程第13として議題とすることに決しました。

◎意見書案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第13、意見書案第10号 福島県最低賃金の引上げと早期発効を
求める意見書（案）を議題といたします。

提出者から意見書案第10号についての趣旨説明を求めます。

2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 令和3年3月17日、鏡石町議会議長、古川文雄様。

提出者、鏡石町議会議員、角田真美。

賛成者、鏡石町議会議員、橋本喜一。

賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克。

賛成者、鏡石町議会議員、菊地洋。

福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第10号。

福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書（案）。

福島県は、少子高齢化と人口の減少・流出が進み、震災当時と比較して生産年齢人口は約20万人も減少し、人手不足は深刻化している。

人手不足を補うための外国人労働者も対前年比で約13.6%増加し、障がい者雇用数も県内民間企業で過去最高を更新、パート労働者・契約社員・派遣社員などの非正規労働者は、雇用全体の約4割を占め、雇用形態の多様化も進んでいる。勤労意欲喚起による生産性向上と社会の格差是正を目的とした政府の同一労働同一賃金の趣旨に鑑み、最低賃金引上げと早期発効は喫緊の政策でもある。

コロナ感染拡大により、社会経済が混乱し、県民の不安や不満も日増しに強まる一方で、県民の生命と健康を守り、日常生活を支えるため奮闘する労働者がいる。社会経済の回復と安定、働く者の努力に報いることが社会の責任でもあり、極めて必要な時期でもある。

については、「賃金の経済政策」としての最低賃金引上げの重要性を強く認識し、次の事項について地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

1、福島県最低賃金は、毎年年率3%をめどに引上げを図ること。また、2019年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針」の「より早期に全国加重平均1,000円になることを目指す」とした方針に基づき、相応の引上げを行うこと。

2、中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引上げを行う環境整備をすること。

3、福島県内の労働力確保、人口流出抑制・防止を見据えた金額とすること。

4、一般労働者の賃金引上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改正諮問時期を可能な限り早め、早期の発効に努めること。

令和3年3月17日。

鏡石町議会。

内閣総理大臣 菅義偉様。

厚生労働大臣 田村憲久様。

福島労働局長 岩瀬信也様。

○議長（古川文雄君） これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第10号 福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（古川文雄君） 以上をもって、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（古川文雄君） ここで招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、去る4日から本日までの14日間にわたりまして、本日追加議案とさせていただきます一般会計補正予算を含め、令和3年度各会計予算等の重要案件をはじめ、全34議案につきまして、本会議並びに予算審査特別委員会等を通じて慎重にご審議をいただき、全議案を原案どおり承認賜りました。ここに厚く御礼を申し上げますとともに、衷心より感謝の意を表する次第であります。

今定例会で成立いたしました令和3年度各会計予算等により、本町の第5次総合計画の基本理念である「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし」の実現に向けて、全

力で取り組んでまいり所存であり、併せて、このたびの福島県沖を震源とした地震による被害への対応や新型コロナウイルス感染症対策についても万全を期してまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、会期中にいただきましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、執行に当たり可能な限り反映させてまいりたいと考えております。

3月も中旬を迎え、日増しに暖かくなってまいりました。議員各位には、ご多忙のこととは存じますが、ご自愛をいただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（古川文雄君） これにて第7回鏡石町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時59分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和3年3月17日

議 長 古 川 文 雄

署 名 議 員 大 河 原 正 雄

署 名 議 員 今 泉 文 克

署 名 議 員 円 谷 寛